

(仮称)第11次秋田市総合計画
期間計画(素案)

(平成18年12月5日現在)

期間計画目次

第1 期間計画の意義と構成

- 1 期間計画の意義と構成
- 2 期間計画目的体系図（19-27）

第2 期間計画分野別取組・事業総括表

第3 19-21期計画

- 1 前提要因
 - 1) 市民意識
 - 2) 人口フレーム
 - 3) 財政状況
- 2 計画推進のための取り組み
- 3 分野別推進計画
 - 1章 豊かで活力に満ちたまち
 - 2章 緑あふれる環境を備えた快適なまち
 - 3章 健康で安全安心に暮らせるまち
 - 4章 家族と地域が支えあう元気なまち
 - 5章 人と文化をはぐくむ誇れるまち
- 4 重点・横断テーマ別推進計画
 - 1) 市民協働・都市内地域分権
 - 2) 受益と負担の適正化
 - 3) 次世代育成

第4 22-24期計画および25-27期計画の展望

- 1 展望の意義
- 2 分野別推進計画の展望

第5 地域別整備方針（調整中）

第 1 期間計画の意義と構成

1 期間計画の意義と構成

1) 期間計画の意義

「期間計画」は、「基本構想」で定められた9年後の将来都市像を見据え、それを実現するための直近3年間の目標や取組と計画期間全体の展望を定めたものであり、目的体系に基づく主要施策、取組・事業、重点・横断テーマの具体的な内容などにより構成されます。

「期間計画」は、本市を取り巻く情勢、社会状況、市民ニーズなどの変化、計画の進捗状況や成果の検証などを踏まえ、3年ごとに見直します。

この見直しにより、「期間計画」は精度を高め、「基本構想」の目標実現に確実に近づいていく計画となります。

2) 期間計画の構成

期間計画は、「期間計画の意義と構成」「期間計画分野別取組・事業総括表」「19-21期計画」「22-24期計画および25-27期計画の展望」「地域別整備方針」により構成されます。

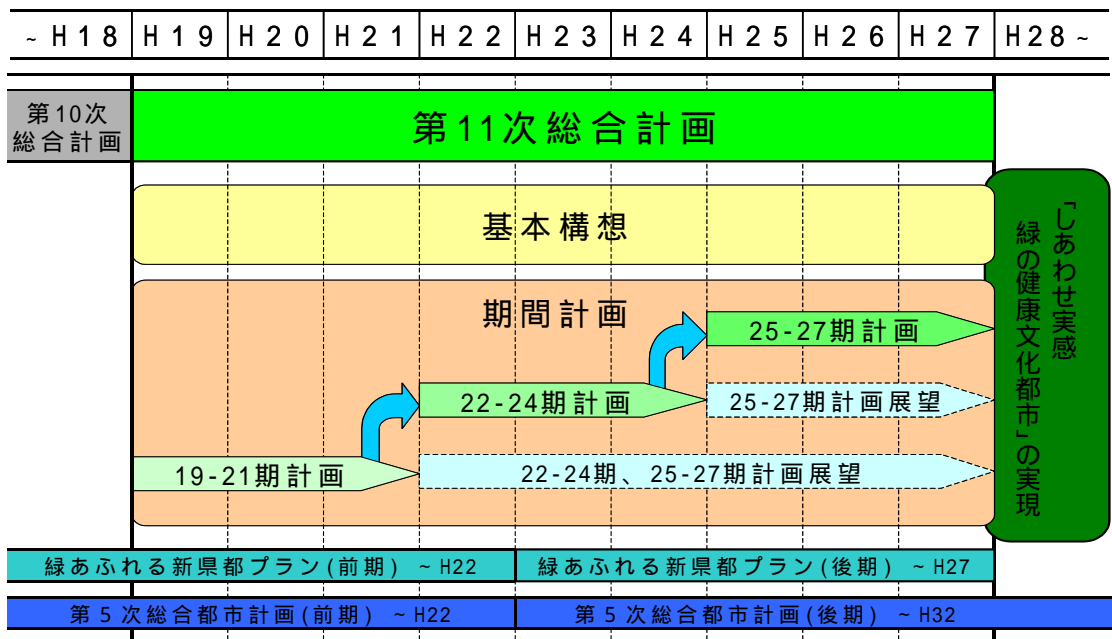
「期間計画分野別取組・事業総括表」は、分野別推進計画の取組・事業と、基本構想、重点・横断テーマ、展望などとの関連を記載しています。

「19-21期計画」は、基本構想に基づき、平成19年度から21年度までに実施する施策・事業を、分野別将来都市像ごとに体系化し記載しています。

「22-24期計画および25-27期計画の展望」は、平成22年度以降に実施を見込む施策・事業を記載しています。

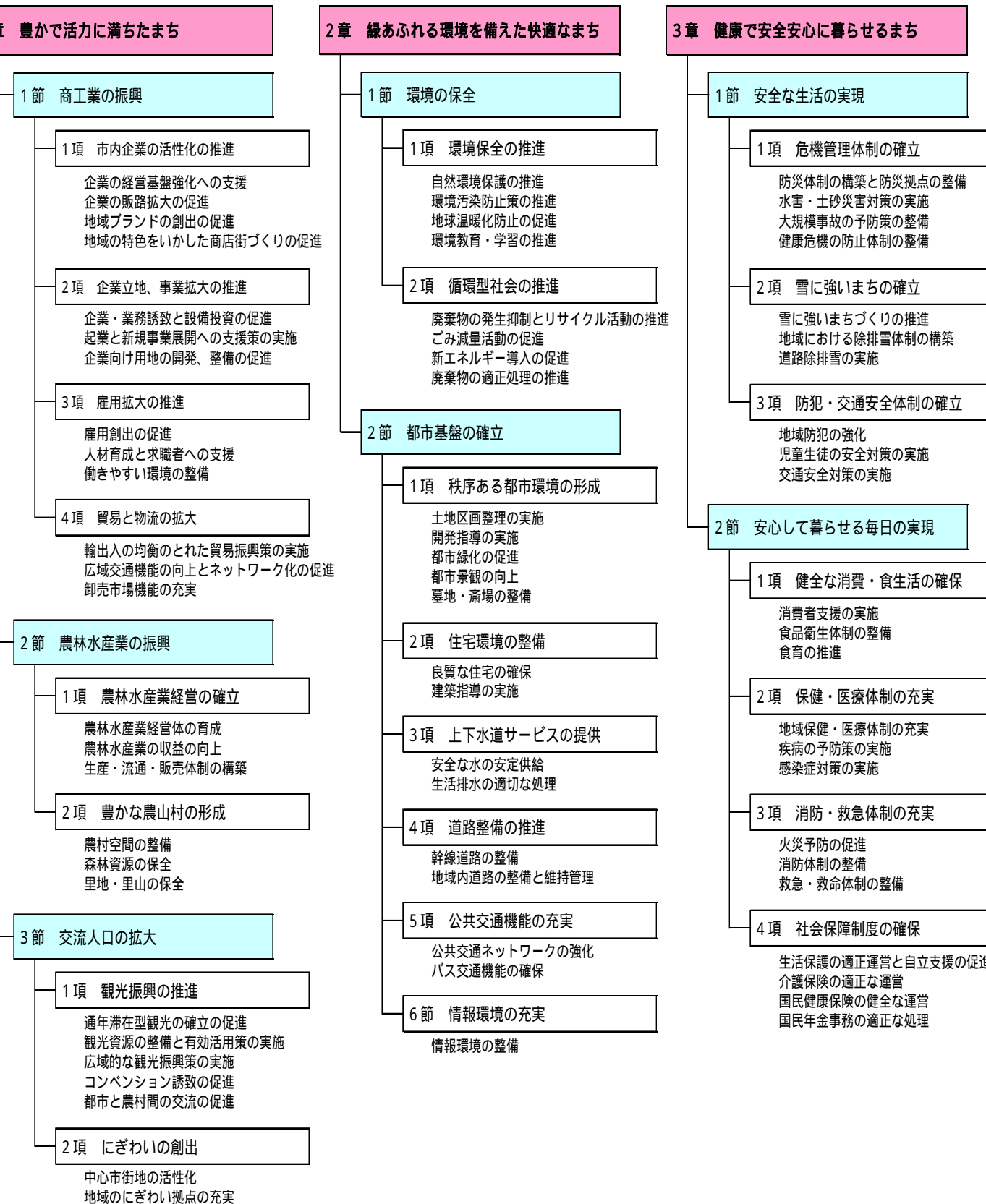
「地域別整備方針」は、中央・東部・西部・南部・北部・河辺・雄和の市内7地域ごとに、主要な整備方針を記載しています。

第11次総合計画のイメージ



2 期間計画目的体系図

この体系図は、19-21期計画をもとに、平成27年度までの取組を表したものです。



4章 家族と地域が支えあう元気なまち

1節 家族・地域・人の絆づくり

1項 家族・地域の絆づくりの推進

家族・地域の絆づくりの意識啓発
家族・地域をつなぐ取組の推進

2項 男女共生社会の確立

男女共生の意識啓発と実践

2節 地域福祉の充実

1項 地域福祉の推進

地域福祉活動の促進

2項 児童福祉・子育て支援の充実

子育て支援体制の充実
保育サービス提供体制の整備

3項 障害者福祉の充実

障害者の社会参加の促進
障害者サービス提供体制の整備
障害者の地域生活の充実

4項 高齢者福祉の充実

高齢者の社会参加の促進
高齢者サービス提供体制の整備
高齢者の健康維持の促進

3節 市民の主体的な活動の実現

1項 市民による地域づくりの推進

地域の自治活動への支援
自治活動拠点の整備

2項 市民活動の促進

市民活動の機会の拡充
市民活動に参加しやすい環境づくり

5章 人と文化をはぐくむ誇れるまち

1節 文化の創造

1項 歴史資源の保存と活用

文化財の保存と活用の促進

2項 市民文化の振興

文化・芸術活動への支援と顕彰
文化施設の整備

3項 スポーツ活動の推進

スポーツ活動への支援
スポーツ施設の整備

4項 国際交流活動の推進

国際交流活動への支援
多文化共生の地域づくり

2節 教育の充実

1項 社会教育の充実

学習機会の充実
学習環境と基盤の整備
青少年の健全育成の推進

2項 学校教育の充実

幼児教育の充実
小・中学校の教育の充実
高等学校等の教育の充実
教育環境の整備

3項 高等教育の充実

高等教育の内容の充実
高等教育の環境の整備

第 2 期間計画分野別 取組・事業総括表

第2 期間計画分野別取組・事業総括表

この総括表は、分野別推進計画にあわせて、各章ごとにそれぞれの取組や事業と、基本構想、重点・横断テーマ、展望などとの関連を整理したものです。

1章 豊かで活力に満ちたまち

節	項	主要施策	取組・事業	
1 商工業の振興	1 市内企業の活性化の推進	企業の経営基盤強化への支援	(1) 中小企業金融対策事業 (2) 商業関係団体助成事業と関係機関との連携	
		企業の販路拡大の促進	(1) 販路拡大の促進 (2) 公共業務受託提案制度の検討	
		地域ブランドの創出の促進	(1) 競争力のある商品・製品開発の促進 (2) 秋田市産優良品活用促進事業	
		地域の特色をいかした商店街づくりの促進	(1) 商店街振興事業 (2) 商店街の情報発信への支援	
	2 企業立地、事業拡大の推進	企業・業務誘致と設備投資の促進	(1) 企業誘致・業務誘致の促進 (2) 市内企業の業務拡大と設備投資の促進 (3) 企業間の連携強化と分社化など企業再編への対応	
		起業と新規事業展開への支援策の実施	(1) 新規創業の促進と支援策の拡大 (2) 企業の新分野進出への重点支援 (3) ハートピア秋田(産業フェア)事業 (展) 空き店舗活用による創業者支援	
		企業向け用地の開発・整備の促進	(1) 秋田新都市産業区の開発・整備の推進 (2) 西部ビジネスパークの開発・整備の推進 (3) 工業団地への移転誘導と企業立地促進	
	3 雇用拡大の推進	雇用創出の促進	(1) 企業の誘致・振興 (2) 若者の定住促進 (3) 中高年齢者の雇用対策 (4) 国の雇用施策の活用	
		人材育成と求職者への支援	(1) 若年者就業支援事業 (2) 一般求職者就業支援事業 (3) 職業能力の開発 (4) 女性や高齢者、障害者の就業促進策の検討	
		働きやすい環境の整備	(1) 勤労者の働きやすい環境づくり (2) 勤労者福祉施設の充実	
	4 貿易と物流の拡大	輸出入の均衡のとれた貿易振興策の実施	(1) 海外販路拡大 (2) 貿易普及・啓発促進 (3) 貿易環境の充実 (展) ロシア産出エネルギー輸入等受入促進事業	
		広域交通機能の向上とネットワーク化の促進	(1) 高速道路の充実 (2) 鉄道の充実 (3) 秋田港の充実 (4) 秋田空港の充実 (展) 秋田臨空港地区物流機能拡充事業	
		卸売市場機能の充実	(1) 品質管理の高度化、施設の老朽化への対応 (2) 委託手数料の弾力化など取り引きの規制緩和への対応 (3) 入場業者の経営健全化 (4) 中央卸売市場のあり方の検討	
	小計	4	13	41

節	項	主要施策	取組・事業	
2 農林水産業の振興	1 農林水産業経営の確立	農林水産業経営体の育成	(1) 担い手の確保・育成 (2) 経営安定対策の充実 (3) 農業生産基盤の整備促進 (4) 優良農地の確保と効率的利用の促進	
		農林水産業の収益の向上	(1) 秋田米のトップブランド化促進 (2) 戦略作目の産地づくり促進 (3) 新技術の導入、研修推進 (4) 情報化の推進 (5) 漁業の振興	
		生産・流通・販売体制の構築	(1) 地産地消、地場流通の推進 (2) 安全・安心で新鮮な食料の供給体制の確立 (3) 生産・加工・流通・販売の連携促進 (4) 地域特産品の開発促進	
	2 豊かな農山村の形成	農村空間の整備	(1) 農道の整備 (2) 水利施設の適切な整備 (3) 農地などの保全・防災	
		森林資源の保全	(1) 森林の循環利用の推進 (2) 暮らしを守る森林の保全 (3) 市民参加による森林づくりの推進 (4) 市有林の経営効率化	
		里地・里山の保全	(1) 里地・里山の保全・活用	
	小計	2	6	21
	3 交流人口の拡大	1 観光振興の推進	通年滞在型観光の確立の促進	(1) 滞在魅力の向上 (2) ホスピタリティ向上運動の展開
			観光資源の整備と有効活用策の実施	(1) 観光宣伝・受け入れ体制の整備 (2) 観光案内板整備事業 (3) 観光施設整備事業 (4) 大森山動物園施設整備事業 (5) 大森山動物園ソフト事業 (6) 千秋公園の整備 (7) 雄遊カヌークルージング振興事業 (展) 岩見温泉補修・整備事業
			広域的な観光振興施策の実施	(1) 広域観光拠点としての機能充実
コンベンション誘致の促進			(1) コンベンション誘致の推進	
2 にぎわいの創出		都市と農村間の交流の促進	(1) グリーン・ツーリズム推進対策事業 (2) 地産地消、スローフードの提供 (3) 市民農園の整備 (展) スーパー農園整備事業(河辺)	
		中心市街地の活性化	(1) 中心市街地活性化基本計画の策定とその事業 (2) 中通一丁目地区市街地再開発事業 (3) 民間事業者の事業活動の促進 (4) 秋田駅前北第一地区市街地再開発事業 (5) 低未利用地の土地利用転換や空きビル空き店舗の有効活用の誘導・促進	
		地域のにぎわい拠点の充実	(1) 秋田市ポータルタワーの魅力向上 (2) 秋田市ポータルタワーと秋田港振興センターの管理運営	
小計	2	7	23	
計	8	26	85	

2章 緑あふれる環境を備えた快適なまち

節	項	主要施策	取組・事業	
1環境の保全	1環境保全の推進	自然環境保護の推進	(1)市民活動計画の推進 (2)河辺・雄和地域自然環境現況調査 (3)命のつなぎ(種の保存)事業	
		環境汚染防止策の推進	(1)大気環境の保全事業 (2)水質環境の保全事業 (3)生活環境の保全事業 (4)ダイオキシン類や有害化学物質の監視および発生抑制 (5)大気中のアスベスト濃度の監視および発生抑制	
		地球温暖化防止の促進	(1)温室効果ガスの排出の低減 (2)市民版!SO事業	
		環境教育・学習の推進	(1)環境学習サポート事業 (2)環境ネットワーク事業 (3)地域環境活動促進事業 (4)環境都市あきた宣言事業	
		2循環型社会の推進	廃棄物の発生抑制とリサイクル活動の推進	(1)家庭系廃棄物減量・再資源化事業 (2)事業系廃棄物減量・再資源化事業 (3)粗大ゴミ戸別収集事業 (4)古紙回収事業
			ごみ減量活動の促進	(1)環境貯金箱作戦 (2)家庭系ごみ分別推進事業 (3)ごみ減量活動推進事業
			新エネルギー導入の促進	(1)新エネルギーに関する情報の収集や提供 (2)バイオ燃料の利活用の促進
			廃棄物の適正処理の推進	(1)ごみ収集の実施 (2)ごみの適正な処理 (3)不法投棄対策 (4)廃棄物処理施設等の監視・指導 (5)焼却施設更新事業 (6)し尿などの適正な処理 (展)総合環境センター緑地整備事業
	小計	2	8	30

節	項	主要施策	取組・事業
2 都市基盤の確立	1 秩序ある都市環境の形成	土地区画整理の実施	(1) 秋田駅東第三地区土地区画整理事業
			(2) 秋田駅西北地区土地区画整理事業
			(3) その他の地区の土地区画整理事業
			(4) 土地区画整理組合などによる事業化の促進
			(展) 新秋田市都市計画マスタープラン策定事業
	(展) 新秋田市国土利用計画策定事業		
	(展) 秋田駅東拠点地区土地区画整理事業		
		開発指導の実施	(1) 市街化区域の開発指導
			(2) 市街化調整区域の開発指導
			(3) 河辺地域・雄和地域の開発指導
		都市緑化の促進	(1) 都市緑化推進事業
		(2) 都市公園整備事業	
	都市景観の向上	(1) 良好な都市環境の形成	
		(2) 秩序ある都市環境の形成	
		(3) まちづくりルールの導入支援	
	墓地・斎場の整備	(1) 新規墓地の整備	
		(2) 斎場の改築	
	2 住宅環境の整備	良質な住宅の確保	(1) 良質な住宅および住環境の形成
			(2) まちなかへの居住の促進
	(3) 既設市営住宅建替事業		
	(4) 既設市営住宅改善事業		
		(展) 秋田市住宅マスタープラン推進事業等	
	建築指導の実施	(1) 中高層建築物の紛争予防への支援	
		(2) 安全・安心な建築物の推進および既存建築物の防災対策促進	
3 上下水道サービスの提供	安全な水の安定供給	(1) 配水ブロック化の推進	
		(2) 老朽配水管の更新	
		(3) 浄水場などの施設改良	
		(4) 配水幹線の整備	
		(5) 水質検査体制の充実	
	生活排水の適切な処理	(1) 公共下水道の整備	
		(2) 合流式下水道の改善	
		(3) 処理場の更新	
		(4) 啓発活動などによる接続率と水洗化率の向上	
		(5) 農業集落排水事業(農業振興地域の整備(集合処理))	
	(6) 浄化槽整備推進事業(集合処理区域の周辺地域の整備(個別処理))		
	(展) 太平柳田農業集落排水事業		
4 道路整備の推進	幹線道路の整備	(1) 都市計画道路の整備	
		(2) 国道整備の促進	
		(展) 幹線道路整備事業 大浜上新城線	
		(展) 街路事業 石川和田駅線	
		(展) 幹線道路整備事業 割山南浜線	
	地域内道路の整備と維持管理	(1) 道路の改良	
		(2) 舗装道の整備	
		(3) 電線共同溝整備事業	
		(4) 道路の維持補修	
		(5) 道路の緑化整備	
		(展) 道路改良事業 東萱森線	
		(展) 道路改良事業 前田1号線	
		(展) 道路改良事業 鹿野戸安養寺線	
		(展) 道路改良事業 中ノ沢線	
(展) 道路改良事業 芝野橋線			
(展) 橋梁整備事業 本田妙法線本田橋			
5 公共交通機能の充実	公共交通ネットワークの強化	(1) 公共交通ネットワークの強化	
	バス交通機能の確保	(1) 地方バス路線維持対策事業	
	(2) バス交通総合改善事業		
6 情報環境の充実	情報環境の整備	(1) 情報通信基盤の整備促進	
		(2) 安全・安心なICT利用の推進	
		(展) ケーブルテレビ施設整備事業	
小計	6	14	58
計	8	22	88

3章 健康で安全安心に暮らせるまち

節	項	主要施策	取組・事業
1安全な生活の実現	1危機管理体制の確立	防災体制の構築と防災拠点の整備	(1) 防災体制の整備
			(2) 防災機能の整備
			(3) 防災情報の提供
			(4) 市民防災活動の活性化
	(5) 災害ボランティアの受入れ体制の確保		
	(6) 地域での要支援者の情報の提供		
	(7) 都市公園整備事業		
	(8) 災害対応体制の充実		
	(9) 生物・化学災害への対応		
	水害・土砂災害対策の実施	(1) 河川の改修と環境整備の実施	
		(2) 浸水対策の実施	
		(3) 急傾斜地の崩壊対策工事の実施	
	大規模事故の予防策の整備	(1) 危険物施設などの査察の徹底と自主保安管理体制の強化	
			健康危機の防止体制の整備
	2雪に強いまちの確立	雪に強いまちづくりの推進	(1) 健康危機への対応力の強化
(2) 新興感染症対策の強化			
(1) 雪に強いまちの研究			
(2) 歩道消融雪設備整備事業			
地域における除排雪体制の構築	道路除排雪の実施	(3) 融雪施設改良事業	
		(4) 防雪柵等整備事業	
		(1) 地域における助けあい・支えあいによる雪対策の実施	
3防犯・交通安全体制の確立	地域防犯の強化	(2) 除排雪機械貸出制度等	
		(1) 効率的な除排雪の実施	
	児童生徒の安全対策の実施	(2) 除排雪関連情報の提供	
		(3) 道路除排雪対策事業	
交通安全対策の実施	交通安全対策の実施	(1) 防犯活動推進事業	
		(2) 町内防犯灯の設置と維持管理に対する支援	
		(1) 小学校の警備	
		(2) 地域と連携した安全対策	
小計	3	10	(1) 交通安全教室の開催
			(2) 交通安全活動団体への支援および連携
			(3) 放置自転車対策事業
			(4) 交通安全施設等整備事業
			32

節	項	主要施策	取組・事業	
2安心して暮らせる 毎日の実現	1健全な消費・食生活の確保	消費者支援の実施	(1)消費者教育や啓発の実施 (2)消費生活相談事業 (3)公正な取引の確保	
		食品衛生体制の整備	(1)食品衛生監視指導の実施 (2)食品衛生検査体制の整備	
		食育の推進	(1)妊婦や乳幼児の保護者に対する食教育の充実 (2)児童生徒の食教育の充実 (3)食農教育の推進	
	2保健・医療体制の充実	地域保健・医療体制の充実	(1)市民の健康づくりの推進 (2)市民の健康づくり活動への支援 (3)心の健康づくりへの支援 (4)市立秋田総合病院医療体制の充実	
		疾病の予防策の実施	(1)健康診査・各種検診体制の整備 (2)健康教育・健康相談の推進	
		感染症対策の実施	(1)感染症予防知識の普及 (2)予防接種の充実 (3)動物の適正飼養による感染症の予防	
	3消防・救急体制の充実	火災予防の促進	(1)住宅防火対策の推進 (2)地域住民による防火環境の推進 (3)防火管理の徹底 (4)火災原因調査体制の充実強化	
		消防体制の整備	(1)消防力の整備 (2)消防団組織の充実強化	
		救急・救命体制の整備	(1)救急・救命体制の強化 (2)メディカルコントロール体制の充実 (3)市民への応急手当の普及・啓発	
	4社会保障制度の確保	生活保護の適正運営と自立支援の促進	(1)生活保護の適正運営 (2)自立支援プログラムの策定・実施	
		介護保険の適正な運営	(1)適正な介護保険給付の推進 (2)公平・公正かつ適切な要介護認定の推進 (3)介護保険制度の普及・啓発 (4)家族介護用品支給事業	
		国民健康保険の健全な運営	(1)収納率向上対策事業 (2)医療費適正化対策事業 (3)国民健康保険加入者への保健事業の実施	
		国民年金事務の適正な処理	(1)国民年金事務の適正な処理と制度の周知	
	小計	4	13	36
	計	7	23	68

4章 家族と地域が支えあう元気なまち

節	項	主要施策	取組・事業
1 家族・地域・人の絆づくり	1 家族・地域の絆づくりの推進	家族・地域の絆づくりの意識啓発 家族・地域をつなぐ取組の推進	(1) 家族・地域の絆を大切にする意識の啓発 (2) 「家族の日」や「家族の週間」の設定 (1) 家族・地域の絆づくり関連事業の充実 (2) 家族・地域ふれあい推進事業の実施 (3) 家族・地域をつなぐ新たな取組の検討
	2 男女共生社会の確立	男女共生の意識啓発と実践	(1) 男女共生の意識啓発 (2) 女性の参画機会の拡充 (3) 男女共生の実践体制の整備 (4) 相談体制の整備 (展) 男女共生社会への市民行動計画の策定 (展) 男女共生に関する条例制定の検討
小計	2	3	11
2 地域福祉の充実	1 地域福祉の推進	地域福祉活動の促進	(1) 地域福祉の推進 (2) 地域福祉活動団体への支援 (3) 福祉ボランティア活動の促進
	2 児童福祉・子育て支援の充実	子育て支援体制の充実	(1) 地域における子育て支援サービスの充実 (2) 子育て支援のネットワークづくり (3) 仕事と子育ての両立の推進 (4) 子どもの虐待防止対策 (5) 子育て家庭などへの医療費の助成 (6) ひとり親家庭への支援 (7) 妊産婦保健事業 (8) 乳幼児保健事業 (9) 小児救急医療の確保
		保育サービス提供体制の整備	(1) 長時間延長保育事業の推進 (2) 通常保育以外の保育需要への対応 (3) 乳幼児健康支援一時預かり事業 (4) 民間活力を活用した保育サービスの提供
	3 障害者福祉の充実	障害者の社会参加の促進	(1) 就労移行支援の推進 (2) 精神障害者社会適応訓練事業
障害者サービス提供体制の整備		(1) 身体障害者手帳の交付 (2) 自立支援医療の給付 (3) 身体障害者への医療費の助成 (4) 精神保健福祉相談および訪問指導 (展) 障害者福祉施設整備推進事業	
4 高齢者福祉の充実	障害者の地域生活の充実	(1) 居宅介護の推進 (2) グループホーム整備の推進	
	高齢者の社会参加の促進	(1) 生きがいづくりと健康づくりの推進 (2) 老人保健福祉月間の推進	
	高齢者サービス提供体制の整備	(1) 地域包括支援センターの設置・運営 (2) 地域密着型サービスの提供 (3) 老人福祉施設の整備 (展) 老人福祉施設整備促進事業	
		高齢者の健康維持の促進	(1) 介護予防の推進 (2) 介護予防事業に関する知識の普及・啓発
小計	4	9	33

節	項	主要施策	取組・事業
3 市民の主体的な活動の実現	1 市民による地域づくりの推進	地域の自治活動への支援	(1) (仮称)地域づくり組織などの結成支援 (2) 町内会活動への支援 (展) (仮称)地域づくり組織などの結成支援(西部地域を除く)
		自治活動拠点の整備	(1) (仮称)西部地域市民サービスセンター整備事業 (2) (仮称)北部地域市民サービスセンター整備事業 (3) 河辺・雄和両市民センターの(仮称)市民サービスセンターへの移行の検討 (4) コミュニティセンター整備事業 (5) (仮称)地域活動センターの開設 (展) (仮称)東部地域市民サービスセンター整備事業 (展) (仮称)南部地域市民サービスセンター整備事業 (展) 秋田市庁舎整備事業
	2 市民活動の促進	市民活動の機会の拡充	(1) (仮称)西部地域市民サービスセンターへの地域活動支援機能の整備 (2) 地域愛形成事業の推進 (3) 秋田市民交流プラザ市民活動育成・支援事業(活動支援)
		市民活動に参加しやすい環境づくり	(1) 秋田市民交流プラザ市民活動育成・支援事業(啓発)
	小計	2	4
合計	8	16	59

5章 人と文化をはぐくむ誇れるまち

節	項	主要施策	取組・事業	
1文化の創造	1 歴史資源の保存と活用	文化財の保存と活用の促進	(1)文化財の指定と調査・保存	
			(2)史跡の保存・整備	
	2 市民文化の振興	文化・芸術活動への支援と顕彰	(3)埋蔵文化財の保護	
			(4)特別天然記念物カモシカの保護	
	3 スポーツ活動の推進	スポーツ活動への支援	(5)秋田市史収集資料データベース化事業	
			(6)歴史資料の収集と保存	
	4 国際交流活動の推進	国際交流活動への支援	(1)文化振興関係団体育成事業	
			(2)文化振興基金の運用・活用	
	小計	4	7	(3)顕彰事業
				(1)既存文化施設の整備
小計	4	7	(2)佐竹史料館の改築	
			(3)(仮称)史跡秋田城址歴史資料館の建設	
小計	4	7	(展)民俗資料館等整備事業	
			(1)秋田わか杉国体の開催	
小計	4	7	(2)スポーツに親しむ環境づくり	
			(3)指導者の育成	
小計	4	7	(4)スポーツ競技力の向上・支援	
			(5)スポーツ情報の提供	
小計	4	7	(6)総合型地域スポーツクラブの設立支援と育成	
			(1)スポーツ施設の整備	
小計	4	7	(2)地域のスポーツ施設の効率的活用	
			(1)国際理解の促進	
小計	4	7	(2)特色ある友好姉妹都市等との交流成果の市民還元	
			(3)平和意識の醸成	
小計	4	7	(4)市民との連携による国際化の推進	
			(1)外国人住民が暮らしやすいまちづくり	
小計	4	7	(2)多文化共生に向けた意識啓発	
			(3)外国人住民へのボランティア支援	
小計	4	7	28	

節	項	主要施策	取組・事業	
2 教育の充実	1 社会教育の充実	学習機会の充実	(1)学習機会の拡充	
		学習環境と基盤の整備	(1)公民館の整備 (2)図書館サービスの充実 (3)児童館等整備事業	
		青少年の健全育成の推進	(1)放課後児童健全育成事業 (2)児童館運営体制強化事業 (3)青少年非行の未然防止活動の充実	
	2 学校教育の充実	幼児教育の充実	(1)幼稚園就園奨励事業 (2)幼稚園振興助成事業	
		小・中学校の教育の充実	(1)豊かな感性をはぐくむ教育活動の充実 (2)確かな学力を育てる学習指導の充実 (3)体力の向上と健康の保持増進をはかる教育活動の充実 (4)子ども一人ひとりに応じた支援活動の充実 (5)小・中一貫した考えに立った教育の推進	
		高等学校等の教育の充実	(1)御所野学院高等学校の教育の充実 (2)秋田商業高等学校の教育の充実 (3)秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院の教育の充実	
		教育環境の整備	(1)増改築等事業 (2)大規模改造等事業 (3)耐震補強等事業 (4)環境等整備事業 (5)教職員研修推進事業	
		高等教育の充実	(1)地方自治体、地域企業および大学コンソーシアムあきたにおける連携 (2)高等教育課程の充実と人材育成 (3)市民に開かれた大学の実践 (展)独立行政法人化への取り組み	
	3 高等教育の充実	高等教育の環境の整備	(1)高等教育の環境の整備	
		小計	3	9
	合計	7	16	55

第 3 19 - 21 期 計 画

1 前提要因

1) 市民意識

(1) 調査の概要

本総合計画の策定にあたり、計画の方向性や重点化すべき施策を見定めるため、多方向から市民意識を把握することを目的に、15歳以上の市民から無作為抽出した1万人の方を対象にして、「秋田市しあわせづくり市民意識調査」を平成17年度に実施しました。

この調査では、秋田市の住み心地や、力を入れてほしい市の施策、「市民協働」「都市内地域分権」「受益と負担」への意識や考え方について質問しました。

市民協働

市民と市とのパートナーシップを大切にしながら、住みよいまちづくりに向けて、ともに考え、ともにづくり、ともに実行すること。

都市内地域分権

市内それぞれの地域において「身近なサービスを身近な場所で提供できる」「地域の課題を地域で解決できる」ようにするための体制づくりを進めること。

受益と負担

行政サービスの提供を受ける（受益）際に、そのサービスを提供するためのコストを負担すること。

(2) 主な調査結果

有効回答者数は4,054人で、回答率は40.5%でした。主な結果は次のとおりです。

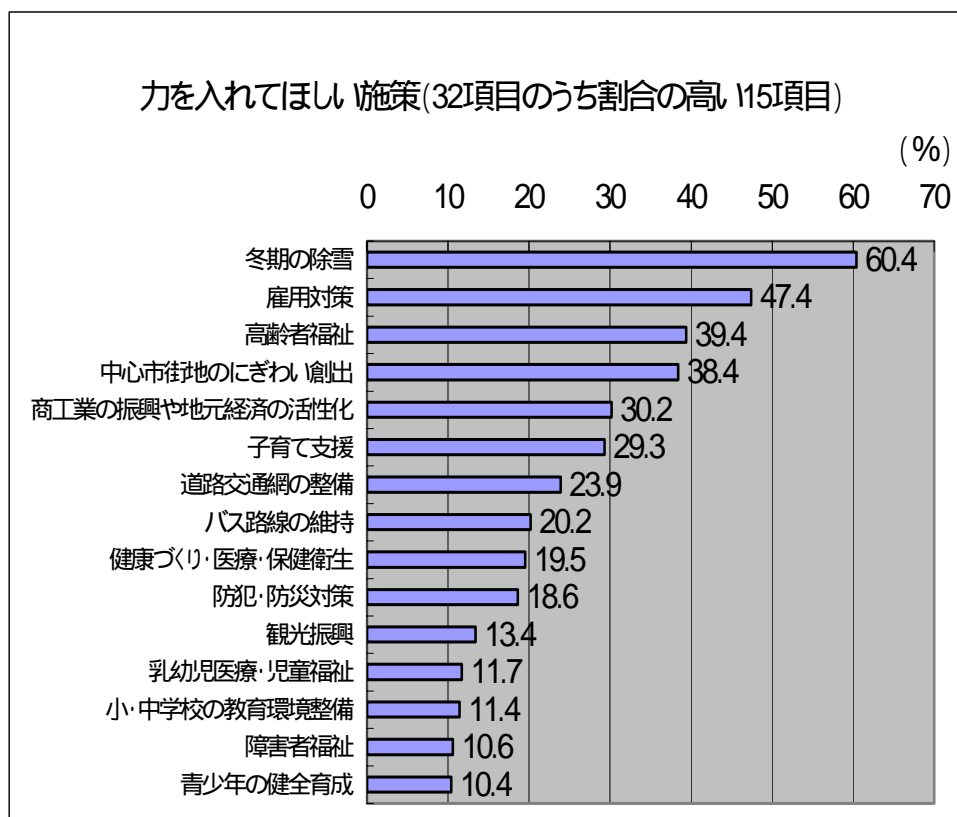
住みごころについて

「住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」の合計が68.3%に達した一方、「住みにくい」「どちらかといえば住みにくい」の合計は10.4%であり、総合的に見れば、本市は住みやすい都市と認識されていることが明らかになりました。

一方、項目別では、「ごみの収集やリサイクルへの取組」「公園や緑地など緑の豊かさ」「広報あきたなど市政情報の得やすさ」などが高い評価を得ましたが、「よい」「どちらかといえばよい」の合計が過半数を超えるものはありませんでした。逆に、「悪い」「どちらかといえば悪い」の合計が過半数を超えたのは、「産業や雇用の状況」「まちなのにぎわい」「冬期の除雪」「観光地としての魅力」の4項目でした。

特に力を入れてほしい施策

市の施策のうち特に力を入れてほしい施策を5つまで選択してもらいました。32項目のうち、回答の多かったものは以下のとおりです。



(3) 調査結果の期間計画への反映

力を入れるべき施策分野について

冬期の除雪に対する要望が最も強いこと、また、雇用・にぎわい・経済活性化のための施策への要望が強いことが明らかになりました。

この明確な市民意識を受け、本計画では、「雪に強いまちの確立」に関する施策を体系的に盛り込み、また、工業の振興・企業誘致・雇用対策をはじめとする経済活性化のための施策を分野別将来都市像の第一に据え、重点的に取り組んでいくこととしています。

また、回答の上位にある高齢者福祉など他の施策分野についても、市民の高い要望を踏まえ、的確な施策展開をはかっていきます。

市民協働、都市内地域分権について

本市では、市と市民がそれぞれの責任と役割分担のもと、お互いが持つ特性をいかながら、地域の課題を迅速かつ効果的に解決するため、市民協働と都市内地域分権を推進することとしています。

本調査においては、市民活動への関心の高さに対し活動に参加する市民が少ないこと、都市内地域分権に対する認知度が低いことなどの課題が浮き彫りになった一方、市民協働と都市内地域分権を推進すべきという意見が多数を占めました。

こうした状況を踏まえ、市民協働と都市内地域分権を重点・横断テーマの一つとして設定しながら、一層の推進をはかります。

受益と負担について

行政サービスの提供に際し、サービスの受け手である受益者とサービス提供に要す

るコストの負担者が異なる場合があり、適正な受益と負担のあり方を見直すことが必要となっています。

本調査においては、キャンプ場や市民農園、音楽などの練習室など、利用者が限定される施設については「利用者が全額負担・多く負担すべき」との回答が多く、また、斎場や美術館、博物館など、多くの人々が利用する施設については「市が全額・多く負担すべき」との回答が多くなっています。

こうした状況を踏まえ、受益と負担を重点・横断テーマの一つとして設定し、受益と負担の適正化を計画的に進めていきます。

(4) 第9次・第10次総合計画の総括結果の第11次総合計画への反映

第9次総合計画の策定のため、平成11年に実施した「地区政策調査」の結果と、今回の「秋田市しあわせづくり市民意識調査」の結果について、5つの分野別将来都市像ごとに項目を整理し、両調査時の市民評価を比較し、第9次総合計画および第10次総合計画の成果を総括しました。

その結果、分野別将来都市像ごとの評価で最も高い評価を得たのは「安心して健康にすぞす助け合いのまち」であり、この分野の評価は、平成11年度との比較でも高くなっています。

一方、評価が最も低かったのは、「豊かで夢と希望を持って生きる活力あるまち」であり、平成11年度との比較でも評価が低くなっていることがわかりました。とりわけ「産業や雇用の状況」「観光地としての魅力」を悪いとする見方が多くなっています。

こうした結果を踏まえ、第11次総合計画では、将来都市像設定の前提に「豊かな生活を支える雇用、所得を確保することができる産業経済の強化」を据えるとともに、分野別将来都市像の第一に「豊かで活力に満ちたまち」を設定し、産業経済の強化に向けた積極的な施策展開をはかっていくこととしています。

(5) 期間計画の改定と市民意識の再確認

期間計画は、3年ごとに改定することとしていますが、計画の方向性を適切に見定めていくためには、市民意識の変化を的確に把握していくことが重要になります。このため、今回の調査結果と対比して施策の成果を検証できる形で調査を実施し、期間計画の改定にあたっていくこととします。

2) 人口フレーム

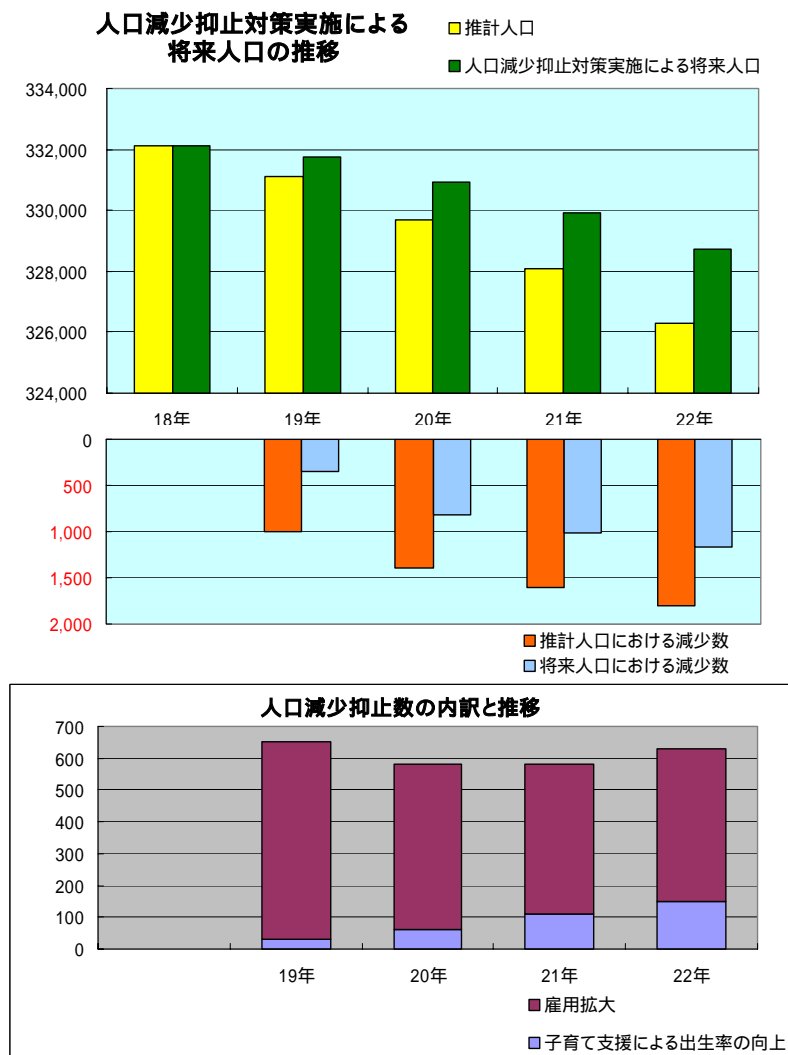
人口目標の設定

本市の人口推移については、自然動態、社会動態いずれも減少しており、平成17年には人口が減少傾向となりました。今後も人口減少の進行が見込まれるなか、人口減少を抑止するための施策を実施する必要があります。

具体的には、雇用対策として、若者の市内企業への就職支援、中高年齢者の雇用対策をはかることで市外への転出を抑制し、さらには、新規企業誘致促進や既存企業の業務拡大、新分野進出などを促進し、雇用の創出、拡大により人口減少抑止につとめます。

また、子育て支援による出生率を向上させることで、人口減少を抑止します。子どもを産み、育てることができるための医療体制や支援体制の充実、仕事と子育ての両立を可能とさせる環境の整備、子どもの学びの場としての教育機関の充実など、子育て支援施策を展開することで、出生率の向上をはかります。

以上の施策を展開することで、平成19年から21年の期間では、本市の人口減少を約2,000人抑止します。



3) 財政状況(見通し)

現状

平成18年度予算では、多額の財政調整基金、減債基金を取り崩しており、本市における財源不足は依然として続いています。

また、地方全体としても財源不足の状況にあり、地方財政計画は、ここ数年、膨大な赤字地方債の発行を前提として策定されている状況です。

今後の見通し

平成21年度の見通しは、予算規模では、18年度には約1,138億円であったものが約1,115億円と約23億円減少し、縮小していくものと見込んでいます。

歳入では、根幹をなす市税は、平成18年度には約427億円であったものが約508億円と約81億円の増となるものと見込んでいます。一方、地方交付税は18年度には約230億円であったものが約165億円、約65億円の減となるとともに、地方譲与税などその他の歳入が約39億円の減となるものと見込んでいます。

歳出では、義務的経費は、平成18年度に約590億円であったものが約599億円と、概ね横ばいで抑制できるものと見込んでいます。しかしながら、予算総額が縮小していくため、義務的経費以外の一般政策経費などは18年度には約548億円であったものが約516億円と約32億円も減少する見通しです。

この一般政策経費などの中には、今後も増加していくものと見込まれる国民健康保険・老人医療保健・介護保険などの特別会計への繰り出しをはじめ、国の法令・制度に伴い支出しなければならない経費が含まれており、これらを除いた裁量的な経費はさらに縮小していくと見通しています。

さらには、地方交付税改革や政策金融改革などの行方次第では、財政状況がさらに厳しくなるとともに、資金調達も困難になる恐れがあります。

財政調整基金

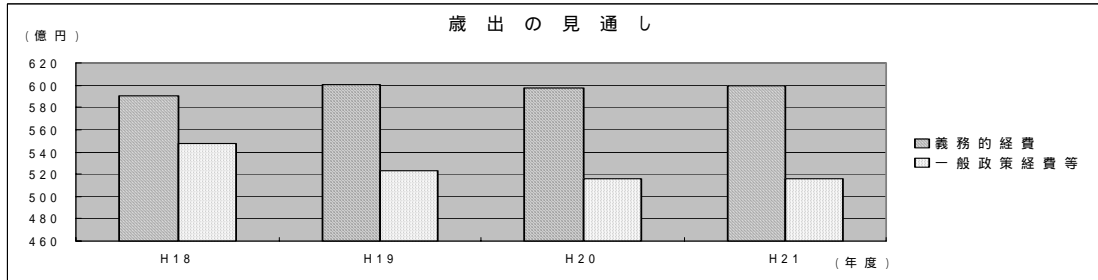
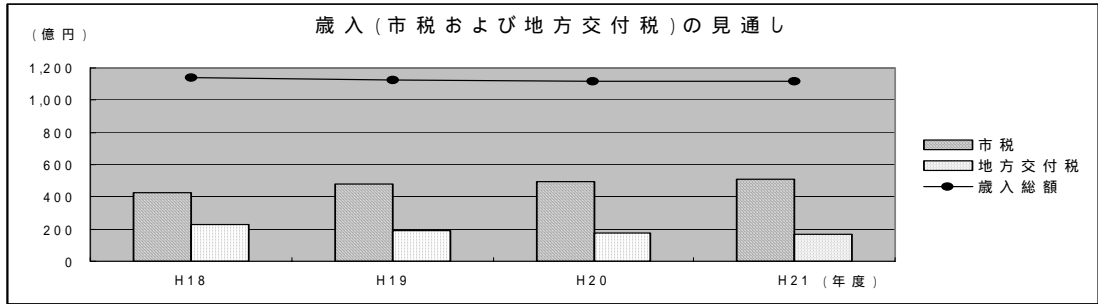
減債基金

地方財政計画

赤字地方債

義務的経費

人件費、措置費、公債費に要する経費のこと
一般政策経費



注) 見通しに関する数字は、年度ごとに作成する中期財政計画においてその都度更新していくものであり、上記の数字は平成18年5月時点での見通しである。

2 計画推進のための取組

本市では、各将来都市像を実現するための取組や主要施策のほかにも、より満足度の高い行政サービスの実現や効率的な市政運営のために、様々な取組を進めています。それらを体系的に表したのが、この「計画推進のための取組」です。

1) 市民サービスの向上

(1) サービス提供体制の充実

窓口サービスの市民満足度の向上

窓口業務は、市民にとって極めて身近なサービスであり、市民サービスの根幹をなすものであることから、職員の接遇の向上をはじめ、電子技術を活用した手続きの簡素化や、わかりやすく利用しやすくするなど、市民の視点に立ったよりよい窓口サービスの提供につとめます。

サービス提供機会の充実・確保

ア ICT を活用した行政サービスの充実

電子申請などICTを活用した行政サービスを充実し、市民の利便性向上をはかります。

また、行政サービスのICT化にあたっては、利用率や経費など、費用対効果を十分に検討しながら進めます。

ICT

Information and Communication Technologyの略で、コンピュータなどの情報機器やデータ通信に関する技術を表す言葉。

イ (調整中)

職員力(能力・意識)の向上

平成17年度末に策定した新秋田市人材育成基本方針のもと、「市民職員」の育成を目指し、人事制度・研修・職場が連携しながら人材育成に取り組みます。具体的には、若手職員のジョブローテーションの制度化など新たな人事制度を導入するとともに、人事評価制度とリンクした公募型研修の充実や職場における部局研修の実施により、能力・意識の向上に取り組みます。

新秋田市人材育成基本方針

市民職員

ジョブローテーション

人事評価制度

公募型研修

新庁舎建設基本構想の策定

新庁舎建設のための検討組織を設置し、本庁舎における業務の内容と市民サービスの適切な配置、防災機能などを総合的に検討し、新庁舎建設基本構想を策定します。

(2) 情報提供機会の充実

市民公聴の充実

「しあわせづくり秋田市民公聴条例」や「市民100人会」などの様々な方法、手段により、市民の意見や要望などの聴取と市民意思の把握につとめます。また、市民とのコミュニケーションの円滑化をはかります。

しあわせづくり秋田市民公聴条例

市の計画などの企画立案段階で、市民が持つ知識や経験、思い、意見などを提供できる機会を確保することを定めた条例。

情報公開の推進

公正で開かれた市政を推進するとともに、個人の権利利益を保護するため、情報公開制度および個人情報保護制度の適切な運用につとめ、市が保有する公文書の公開と個人情報の適正な管理を行います。

市政情報の提供

ア 一緒に考え、行動してもらおう広報活動の展開

広報あきたや市政テレビ・ラジオ番組により、市役所から市民に伝えたいことがしっかりと伝わり、読んだ人・見た人が、その内容について、一緒に考え、行動してもらえよう、情報内容の充実と戦略的な広報活動の展開をはかります。

イ インターネットによる情報提供

ホームページの公開やメールマガジンの配信など、インターネットを利用した手法により行政サービス等の情報を提供するとともに、提供内容の充実をはかります。

また、今後ますます普及が見込まれる携帯電話からの利用も考慮しつつ、誰にでも使いやすく分かりやすいよう「ユニバーサルデザイン」の考え方を反映させたコンテンツ作成をすすめます。

メールマガジン

ユニバーサルデザイン

2) 行政経営の確立

(1) 行政経営システムの推進

行政評価の実施

行政組織運営全般について、計画策定(Plan) 実施(Do) 検証(Check) 見直し(Action)のサイクルに基づき不断の点検を行い、トップマネジメントに必要な情報を適切に提供するようつとめます。

予算編成システムの実施

(調整中)

組織機構編成の最適化

決裁権限の見直しによる意思決定の迅速化、増加する中間管理職の一層の活用、機

動的な組織編成による組織の柔軟な運用など、社会経済情勢の変化に的確に対応できる簡素で効率的な組織・機構の構築につとめます。

総合計画の進行管理

行政経営の総合的な指針である総合計画に定めた将来都市像を実現するため、計画に定めた施策や事業の実施状況を定期的に捕捉し、計画の進行管理を行います。

(2) 行財政改革の推進

行政改革大綱の実施

ア 行政改革大綱の着実な実施

社会経済情勢の変化などに対応できる「自主自立による持続可能な地域社会の構築」を進めるため、簡素で効率的な行財政運営をめざし、第4次行政改革大綱の着実な実施につとめます。

また、国の制度改正などの変化が激しいことから、適宜、改革内容を見直しながら、改革の推進につとめます。

第4次行政改革大綱

イ 行政改革大綱の進行管理

第4次行政改革大綱の着実な実施をはかるため、全庁的な推進体制の強化や、市民への進捗状況の情報提供などにより、大綱に位置づけた実施項目の適切な進行管理につとめます。

財政改革の実施

(調整中)

職員の定員管理の適正化

ごみ収集の民間委託や保育所の民間移行、指定管理者制度の活用などの行政改革と併行して、退職者不補充による職員削減を行い、平成22年度期首までに第3次秋田市定員適正化計画の削減目標(対17年度期首241人、6.8%減)の達成をはかります。

指定管理者制度

第3次秋田市定員適正化計画

(3) 財源確保と財産活用の推進

市税の適正な賦課徴収

(調整中)

使用料・手数料の確保

(調整中)

戦略的な財産管理の実施

(調整中)

3 分野別推進計画

1章 豊かで活力に満ちたまち

1章 豊かで活力に満ちたまち

1節 商工業の振興

1項 市内企業の活性化の推進

基本方針

企業の経営体質強化と事業拡大のため、設備投資に対する資金助成などを行います。

企業が販路拡大できるよう、産業支援機関などと連携をはかりながら新製品開発のための技術的支援、企業間による情報交換、相互受発注などを積極的に支援します。

企業が付加価値のある秋田市の地域ブランドとしての製品開発ができるよう、研究機関などとの連携により、企画・技術開発を支援します。

地域ブランド

地域の製品などが地域外からの評価を高めて、地域全体のイメージ向上や地域活性化に結びつくもの。

地域の特色をいかした商店街づくりを促進するため、秋田市商業振興ビジョン に基づき再構築された施策などにより、意欲ある商店街の取組を支援します。

秋田市商業振興ビジョン
(検討中)

主要施策

1 - 1 - 1 - 企業の経営基盤強化への支援

(1) 中小企業金融対策事業

市内企業の経営基盤の強化をはかるため、金融機関に融資原資を預託し、長期・低利で利子補助などを行う本市独自の融資あっせんを行い、経営安定化と健全な発展を支援します。また、信用保証制度など中小企業を取り巻く資金調達環境が大きく変化していることを踏まえ、効果的な融資制度の構築について研究を進めます。

(2) 商業関係団体助成事業と関係機関との連携

秋田商工会議所・河辺雄和商工会が実施する経営改善普及事業を通じて、経営・技術の強化や若手後継者の育成を支援するとともに、窓口相談事業や専門家派遣事業などを実施している財団法人あきた企業活性化センター など関係機関との連携により、中小企業の経営資源の円滑な確保と強化を促進します。

財団法人あきた企業活性化センター
(検討中)

目標

指標	現況	21年度目標
検討中		

1 - 1 - 1 - 企業の販路拡大の促進

(1) 販路拡大の促進

企業が開発した製品の販路の開拓と拡大を促進するため、地域ブランドとしての付加価値と信頼性を付与するとともに、各種展示会への出展や商談会へのブース設置、アンテナショップ 新設、外国語ホームページの作成などを支援します。また、販路拡大のための中核的支援機関である財団法人あきた企業活性化センターなどと連携しながら、企業が積極的に県外・国外に製品の売り込みができるよう支援します。

アンテナショップ

企業が消費者の反応を調査して商品開発に役立てるため、新製品などを試験的に販売する店舗。

(2) 公共業務受託提案制度の検討

市内産業の振興と行財政の効率化をはかるため、市が行う公共業務の受託に関する提案を広く募り、市の業務の委託拡大をはかる制度の導入を検討します。

目標

指標	現況	21年度目標
検討中		

1 - 1 - 1 - 地域ブランドの創出の促進

(1) 競争力のある商品・製品開発の促進

秋田に根ざし長い間事業展開をしている企業や、新たに進出し製品開発に意欲のある企業に対し、地域の資源をいかした独自の製品開発を支援します。また、企業が県外・国外で通用する地域ブランドを創出できるよう、技術力と営業力のマッチングや関連のコンサルティング・研修の充実をはかるとともに、優れた商品・製品開発に対する補助制度の創設を検討します。

(2) 秋田市産優良品活用促進事業

地域ブランドとしての付加価値を付与するとともに積極的な活用をはかることで、企業の製品開発意欲を促進します。

目標

指標	現状	21年度目標
検討中		

1 - 1 - 1 - 地域の特色をいかした商店街づくりの促進

(1) 商店街振興事業

秋田市商業振興ビジョンに基づき、支援施策を再構築し、競争力を強化する各種ソフト事業や商店街の共同施設設置事業などにより、意欲ある商店街を効果的・総合的に支援し、地域の特色をいかした魅力ある商店街づくりを促進します。

(2) 商店街の情報発信への支援

商店街の取組を市ホームページに掲載し、商店街の情報発信を支援するとともに、ネットショップビジネスなどの経営セミナーの開催などを通じて、商店街自らの情報発信を促進します。

ネットショップビジネス
(検討中)

目標

指標	現状	21年度目標
商店街振興事業 〔実施商店街の比率〕	24 商店街(68.6%)	26 商店街(74.3%)

市と市民の役割

取組事例	役割の内容	留意点
- (1)(2) 企業の販路拡大の促進	市 ・新製品の開発意欲および 販路拡大につながる環境 整備	・開発意欲の喚起 ・企業ニーズの把握
	市民(企業) ・技術力および開発力向上 への取組	
- (1)(2) 地域の特色をいかした商店街づ くりの促進	市 ・意欲ある商店街の取組の 支援と効果的な事業実施 の誘導	・地域住民などとの連携や 協力体制
	市民(商店街) ・地域ニーズに対応した市 民の暮らしの支え、豊か さの提供	

1章 豊かで活力に満ちたまち

1節 商工業の振興

2項 企業立地、事業拡大の推進

基本方針

地域経済の活性化と良質な雇用確保のため、これまで培ってきた産業集積や人材等の地域資源を有効活用しながら、発展性の高い分野を中心とした企業の誘致をはかるとともに、市内企業の業務拡大や新規設備投資を促進します。

図表：製造業の事業所数、従業者数、製造品出荷額の推移

新規創業や企業の新分野進出ができるよう、インキュベータ施設 の活用などにより支援します。

インキュベータ施設

新規創業や創業間もない企業、新分野進出をはかる企業に、ソフト支援サービスや低賃料スペース等を提供し、その成長を促進することを目的とする施設。

企業活動の円滑化や事業拡大などを進めるため、市内工業団地の環境向上をはかるとともに、PR活動や各種支援措置などにより団地内への企業立地を促進します。

図表：市内工業団地の現状

主要施策

1 - 1 - 2 - 企業・業務誘致と設備投資の促進

(1) 企業誘致・業務誘致の促進

雇用吸収力や本市経済への経済的・技術的波及効果の高い企業の立地を促進するため、秋田市商工業振興条例に基づく優遇制度 について支援内容の充実をはかるとともに、適切な情報収集のもと、学術・研究機関の研究成果や秋田地域 I X などの産業資源、これまで培った産業集積などをいかしながら、積極的かつ効率的な企業誘致活動を進めます。また、企業誘致活動にあたっては、精力的なトップセールス を展開するとともに、制度面や企業対応などにおいて県との密接な連携につとめます。

秋田市商工業振興条例に基づく優遇制度

本市産業の活性化につながる企業誘致や既存企業の設備投資を促進するため、設備投資額や新規雇用数などで一定の要件を満たした場合に次の支援を行う。

特別土地保有税の非課税 操業促進助成金の交付 用地取得助成金の交付
環境整備助成金の交付 雇用促進助成金の交付

秋田地域 I X

秋田県がチャレンジオフィスあきた内に設置しているネットワーク接続点（インターネット・エクステンジ）で、県民のインターネット利用環境の向上と ICT 活用環境の整備による地域産業の活性化を目的としている。同 I X への接続により、インタ

ーネット接続サービスの高速化と低料金化が可能になる。

トップセールス

組織の最上位にいる代表者が直接セールス活動を行うこと。本文中では、企業誘致にあたって、本市のトップである市長が、本市のPRや企業訪問、誘致交渉などを自ら積極的に行うことを意味している。

(2) 市内企業の業務拡大と設備投資の促進

既存企業の業務拡大や県外の新規受注開拓などをはかるため、県や財団法人あきた企業活性化センター、大学、試験研究機関などと連携しながら、将来動向を踏まえた高度技術の導入を支援するとともに、奨励措置や融資あっせん制度の有効活用により、市内企業の新規設備投資を促進します。

また、企業の技術力向上へ向けた研修参加や人材派遣を支援するとともに、優れた研究者・技術者の招へいを検討します。

(3) 企業間の連携強化と分社化など企業再編への対応

企業活動の相乗効果を高めるため、誘致企業と既存企業、あるいは既存企業間の相互受発注の機会確保につとめます。また、企業再編の流れに対応した企業集団への優遇制度適用や既存誘致企業への訪問強化などにより、広域的に事業展開をする企業の新規設備投資を本市に呼び込むとともに、既存事業所の存続・機能強化に向けた取組を支援します。

企業集団

いわゆるグループ会社。資本において親子関係のある一連の会社群を指す。本市では、親会社と当該親会社が資本金の額の2分の1以上を保有する子会社などからなるグループ会社などについて、単独企業と同様の条件で秋田市商工業振興条例に基づく優遇制度を適用している。

目標

指標	現況	21年度目標
検討中		

1 - 1 - 2 - 起業と新規事業展開への支援策の実施

(1) 新規創業の促進と支援策の拡大

地域経済に良好な波及効果のある新規創業を促進するため、地域資源を活用した小規模ビジネスなどを創業する個人や団体に対し、インキュベータ施設であるチャレンジオフィスあきたを活用しながら創業のためのニーズに即した支援を行います。また、創業資金に対する借入金利子補給や補助制度の創設を検討します。

【新県都プラン】独創的創業計画支援事業

【新県都プラン】地域(河辺、雄和)シーズ発掘活用事業

チャレンジオフィスあきた

旧秋田市ガス局庁舎を改修して整備した起業家育成施設で、通信インフラ等の整備された事務・作業スペースを低料金で利用できる。

(2) 企業の新たな分野進出への重点支援

企業の成長を促進するため、経営資源をいかした新たな分野進出をめざす企業に対し、事業化の段階に応じた支援を行います。また、斬新なアイデアを持つ創業者や意欲的に業種転換などをしようとする企業を選考委員会で審査、選定し、個々の企業に応じた多様な支援を重点的に実施します。

(3) ハートぴあ秋田(産業フェア)事業(19年度完了)

地元企業の創業、成長発展をはかるため、秋田市産業フェアを開催し、本市の技術・資源の再発見や新技術の活用と企業連携を促進します。

【新県都プラン】ハートピア秋田(物産イベント)事業

目標

指標	現況	21年度目標
新規創業の促進と支援策の拡大 〔チャレンジオフィスあきたを巣立った企業数〕	3企業	11企業

1 - 1 - 2 - 企業向け用地の開発・整備の推進

(1) 秋田新都市産業区の開発・整備の推進

秋田新都市産業区においては、企業立地を促進するため、既存区画を分割整備し、企業ニーズの高い小規模事業用地を提供します。

また、初期投資を軽減し、企業の新たな事業展開や事業拡大を後押しするため、事業用地のリース制度を導入します。

(2) 西部ビジネスパークの開発・整備の推進

西部ビジネスパークにおいては、事業環境の向上をはかるため、計画的に団地内公園を整備するとともに、周囲を取り囲む緩衝緑地で土壌改良や植栽を実施し、長期的に「野鳥のさえずる森」として整備を進めます。

また、卸売業やサービス業、製造業などさまざまな業種が立地する現状を踏まえ、将来的な地区内の経済活動活性化に向けて、団地のあり方を総合的に検討します。

(3) 工業団地への移転誘導と企業立地促進

下浜工業団地や豊岩工業団地など、市の工業団地の適正な維持管理につとめるとともに、PR活動や各種支援措置などにより未利用地への企業立地を促進します。また、秋田湾産業新拠点や七曲臨空港工業団地など県の工業団地についても、県と密接に連携しながら、企業の移転誘導と企業立地の促進をはかります。

図表・データ：市内の工業団地立地地図

目標

指標	現況	21年度目標
検討中		

市と市民の役割

取組事例	役割の内容	留意点
- (1)(2)(3) 企業・業務誘致と設備投資の促進	市 ・助成金や融資あっせん制度、地域PRなどによる新規設備投資の市内への呼び込み ・経営効率化や技術高度化の支援	・市内企業の経営効率化や技術高度化への意欲的な取組
	市民(企業) ・自由な経済活動としての新規設備投資、経営効率化、技術の高度化の推進	
- (1) 新規創業の促進と支援策の拡大	市 ・新規創業および再チャレンジしやすい環境の整備	・ビジネスアイデアの不足 ・有望な起業家の発掘
	市民(新規創業者) ・創業に対する知識・技術の習得	
- (1)(2)(3) 企業向け用地の開発・整備の推進	市 ・工業団地への企業立地の促進 ・市道や公園、下水道などの基盤整備と維持補修	・西部ビジネスパーク：地元企業団体が整備後の緩衝緑地や団地内公園の維持管理まで行うことへの誘導 ・上記以外の工業団地：団地内企業が自主的に団地内環境の向上に取り組む体制の構築
	市民(企業) ・工業団地内の環境整備や清掃活動など、事業環境の向上への主体的な取組	

1章 豊かで活力に満ちたまち
1節 商工業の振興
3項 雇用拡大の推進

基本方針

雇用の創出・拡大のため、雇用吸収力の高い企業・業務の誘致と既存企業の振興などをはかることにより、あらゆる年代の就労意欲を満たすよう支援します。

求職者が希望する職業に就けるよう、求職者の能力開発を支援し、企業が求める優秀な人材を育成します。

勤労者が安心して働き、豊かな生活を送ることができるよう、働きやすい環境整備を推進します。

主要施策

1 - 1 - 3 - 雇用創出の促進

(1) 企業の誘致・振興

雇用吸収力や成長性の高い企業の誘致を積極的に進めるほか、既存企業の新分野進出や新産業の創出などにより、雇用の安定をはかります。

(2) 若者の定住促進

若者の就業意識の向上と早期離職の抑制のため、高校生の段階での就職指導を徹底し、市内企業への定着をはかります。また、県やハローワークなど関係機関と連携をはかり、若くて優れた人材が市内で活躍できる良質な雇用の場の確保について、市内企業に働きかけます。

(3) 中高年齢者の雇用対策

団塊の世代の大量退職時代を迎えるにあたり、中高年齢者の積極雇用にともなう各種助成・給付制度や経験豊かな人材の活用を働きかけるとともに、中高年齢者の持つ豊富な経験と人脈をいかした起業を支援します。

(4) 国の雇用施策の活用

地域間の雇用格差解消に取り組むための国の雇用施策を積極的に活用し、地域における雇用創出につとめます。

目標

指標	現況	21年度目標
若者の定住促進 〔高校卒業者の県内就職率〕	80%	85%

1-1-3- 人材育成と求職者への支援

(1) 若年者就業支援事業

就職を希望する高校生を対象に、職業観の醸成、離職率の抑制を目的とした講座を開催します。また、ニートに関する相談体制を強化するとともに、フレッシュワークAKITA やハローワークなど関係機関との連携をはかりながら、就職に至るまでの活動を支援します。

ニート

Not in Employment, Education or Trainingの略。就業、就学、職業訓練のいずれも行っていない者という意味で、元々はイギリスの労働政策で使われていた言葉。日本における定義は、「15～34歳の非労働力人口のうち、通学、家事を行っていない者」(労働経済白書)とされている。

フレッシュワークAKITA

財団法人秋田県ふるさと定住機構が設置した、35歳程度までの若年層が仕事や就職適性について学んだり、進路・職業相談を行ったりすることのできる施設。

(2) 一般求職者就業支援事業

雇用吸収力の高い誘致企業に、安定して継続的に人材を供給するため、求職者に対する就職支援講座を開催します。また、ICT や各種加工などの専門技術のほか、パソコン操作やヒューマンスキル といった基本技能に関する人材育成に積極的に取り組むことにより、企業が求める人材の育成につとめます。

また、再就職セミナーや再就職のための情報提供などにより、出産や育児などで仕事を離れた女性の再就職を支援します。

ICT

Information and Communication Technologyの略で、コンピュータなどの情報機器やデータ通信に関する技術を表す言葉。

ヒューマンスキル

良好な対人関係を構築する能力のことをいう。人材採用の場面で重視される能力の一つ。

(3) 職業能力の開発

技能者の資質向上や技術伝承、後継者育成のため、技能功労者などの表彰、秋田市職業訓練センターの利活用などを推進します。

(4) 女性や高齢者、障害者の就業促進策の検討

労働力人口が減少するなか、女性や高齢者、障害者の就業促進をはかるため、育児休業や出産後の再雇用、高齢者・障害者の雇用促進などについて、独自に優れた取組を行う企業の支援制度創設を検討します。

目標

指標	現況	21年度目標
一般求職者就業支援事業 〔就職支援講座受講者の就職率〕	受講者数 250 名中 35%	受講者 350 名中 45%

1 - 1 - 3 - 働きやすい環境の整備

(1) 勤労者の働きやすい環境づくり

労働基準法や育児・介護休業法、男女雇用機会均等法などの周知徹底をはかり、男女を問わずすべての勤労者が守られるべき権利を認識し、安心して仕事と家庭との両立ができる環境整備につとめます。

(2) 勤労者福祉施設の充実

勤労者の健康増進、余暇活動の充実のため、秋田テルサ、サンライフ秋田などの勤労者福祉施設の機能維持につとめます。また、中小企業で働く人々の福利厚生 of 充実と生活の安定を支援するため、ワークパル に対し助成します。

ワークパル

中小企業の事業主とその勤労者が協力して、中小企業単独では実施が難しい福利厚生事業を総合的に行う団体。

目標

指標	現況	21年度目標
勤労者福祉施設の充実 〔勤労者福祉施設の利用者数〕	年間延べ 43 万人	年間延べ 45 万人

市と市民の役割

取組事例	役割の内容	留意点
- (1)(2)(3)(4) 雇用創出の促進	市 ・ 企業・業務の誘致 ・ 既存企業の振興 ・ 就職支援	・ 既存企業の業務拡大への 意欲の喚起
	市民(企業) ・ 正規雇用の拡充 ・ 技術力向上	
- (1)(2)(3)(4) 人材育成と求職者への支援	市 ・ 各種講座の開設	・ 就業率の向上
	市民(求職者) ・ 職業能力の向上への取組	

1章 豊かで活力に満ちたまち
1節 商工業の振興
4項 貿易と物流の拡大

基本方針

貿易の参入・拡大と輸出を促進するため、貿易の普及・啓発を行うとともに、海外への販路拡大を支援します。

秋田港の輸出入総額、コンテナ貨物取扱量

都市機能の集積を進め、都市の魅力を高めていくため、陸・海・空、それぞれの優れた交通機能について広域的な交通基盤の整備を促進し、利便性の向上とネットワーク化の促進をはかります。

図表：観光客数の推移、入港船舶総トン数

生鮮食料品などの安全・安心で効率的な流通システムを実現するため、卸売市場機能の充実をはかります。

主要施策

1 - 1 - 4 - 輸出入の均衡の取れた貿易振興策の実施

(1) 海外販路拡大

消費の拡大が見込まれる海外市場へ本市特産品などの販路を拡大し、地域ブランドを創造するため、社団法人秋田県貿易促進協会 など各種団体と連携しながら、現地で商談会・展示会を開催します。また、海外企業との取引を拡大し、貿易による地域循環を向上させるため、海外のバイヤー を招聘し、海外企業との商談の機会を創出します。

【新県都プラン】海外市場開拓支援事業

社団法人秋田県貿易促進協会

県内企業の海外取引を支援するため、平成16年に設立。県内220社が会員となっている。
バイヤー

【buyer】 商社や百貨店などの仕入れ係、買い手。

(2) 貿易普及・啓発促進

社団法人秋田県貿易促進協会と連携しながら、市内外の事業者へ海外市場の状況や企業の取組事例などの貿易情報を提供するなど、普及・啓発を行い、海外市場との取引を促進します。

(3) 貿易環境の充実

秋田県などと連携しながら、北東北を代表する物流拠点である秋田港や秋田空港の広域的な利用を促進するとともに、物流機能を拡充するため、新規航路の開設に向けた活動を展開するなど、貿易基盤を強化します。

【新県都プラン】秋田臨空地区物流機能拡充事業

目標

指標	現況	21年度目標
海外販路拡大事業 〔輸出額〕	370億円	500億円
貿易基盤強化事業 〔コンテナ貨物取扱量〕	27,000本	30,000本

1 - 1 - 4 - 広域交通機能の向上とネットワーク化の促進

(1) 高速道路の充実

秋田自動車道など、市内高速道路の機能を十分に発揮させるため、日本海沿岸高速自動車道をはじめとする未整備区間の早期整備をはかり、高速道路のネットワーク化の促進を支援します。

(2) 鉄道の充実

鉄道機能の充実をはかるため、秋田新幹線の利便性向上と在来線の奥羽・羽越両線の高速化・複線化を促進します。

(3) 秋田港の充実

人流・物流における海の玄関口、環日本海交流の重要拠点として、5万トン岸壁を有する秋田港の利用を促進するとともに、臨港交通網や防波堤など港湾機能の充実強化につとめ、高速交通体系との結節による広域交通ネットワークの構築をめざします。

(4) 秋田空港の充実

秋田空港の国際化の促進や空港機能の充実をはかるため、秋田 - ソウル間の国際定期便や台湾プログラムチャーター便の利用を促進するとともに、国内線の充実および利便性の向上をはかり、国内外の航空ネットワーク化を促進します。

台湾プログラムチャーター便
(検討中)

図表・データ等：「秋田・ソウル国際定期便の搭乗者数の推移」

目標

指標	現況	21年度目標
鉄道の充実 〔秋田駅利用者数〕	12,509人/日	検討中
秋田港整備の促進 〔入港船舶総トン数〕	1,750万トン	1,900万トン
秋田空港の充実 〔秋田空港利用者数〕	3,507人/日	検討中

1 - 1 - 4 - 卸売市場機能の充実

- (1) 品質管理の高度化、施設の老朽化への対応
品質管理の高度化や老朽化した施設への対応のため、施設整備を計画的に実施します。
- (2) 委託手数料の弾力化など取引の規制緩和への対応
委託手数料の弾力化、市場外販売、インターネット取引など取引規制の緩和に適切に対応するため、入場業者への情報提供や指導を行います。
- (3) 入場業者の経営健全化
入場業者の経営の健全化をはかるため、業務改善計画の実施を求めるなどの経営指導を行います。
- (4) 中央卸売市場のあり方の検討
安全・安心で効率的な流通システムを実現するため、市場の今後のあり方について調査研究を行います。

目標

事業・取組等	現状	21年度目標
卸売市場機能の充実 〔各部門の取扱数量〕	青果部 68,041トン 水産物部 28,016トン 花き部 35,425千本 (17年度)	56,500トン(83%) 21,500トン(77%) 35,500千本(100%)

市と市民の役割

取組事例	役割の内容	留意点
- (2) 鉄道の充実 - (4) 秋田空港の充実	市 ・各交通機関の利便性向上のための関係機関への要望活動	・利用しやすい運行ダイヤなどの設定
	市民(J R、航空会社) ・各交通機関の利便性向上の検討	
- (1)(2)(3)(4) 卸売市場機能の充実	市 ・生鮮食料品等を安定的に供給するための卸売市場の健全な運営の確保	・十分な出荷量の確保 ・食の安全・安心と市民(消費者)のニーズの多様化に対する取組や、積極的な情報提供 ・施設の老朽化への対応と取扱高の減少の抑制 ・入場業者の経営健全化
	市民(出荷者) ・消費者ニーズに即した生産物の出荷 市民(入場業者) ・消費者ニーズに即した商品の集荷や公正な取引、商品情報の発信など	

1章 豊かで活力に満ちたまち

2節 農林水産業の振興

1項 農林水産業経営の確立

基本方針

認定農業者・集落営農組織などが農業生産の大部分を担うような農業構造を確立するため、担い手の掘り起こしや確保・育成をはかります。

農業所得向上のため、ほ場の大区画化や農地の集積などの低コスト化をはかり、地域の特性に応じた戦略作目の産地づくりによる収益性の高い農林水産業の確立につとめます。

安全・安心で新鮮な市内産農畜産物を提供するため、直売活動の推進、学校給食への供給体制推進、生産者と消費者の連携体制の整備をはかります。

主要施策

1 - 2 - 1 - 農林水産業経営体の育成

(1) 担い手の確保・育成

地域農業を担う中核的な主体となる認定農業者を育成・確保するとともに、基盤整備地区など既存集団組織を経営体組織として育成し、集落営農の組織化、法人化形態への移行をはかります。また、新規就農者の確保、女性・高齢者の営農参画を促進します。

(2) 経営安定対策の充実

経営規模の拡大や経営の複合化推進と農林水産業経営の改善のため、資金のメニューの充実をはかります。

また、土地利用型農業における担い手の育成・確保と稲作経営の安定のため、各種助成制度の活用を進めます。

土地利用型農業

米の計画的生産と水田を有効活用した麦・大豆・飼料作物等の本格的生産の定着・拡大による、水田を中心とした農業。

各種助成制度（主な助成制度）

・品目横断的経営安定対策

意欲と能力のある担い手に対象を限定し、品目別の価格政策から、品目横断的に経営全体に着目した対策であり、米、麦、大豆などの生産における減収額の補てんや、麦、大豆などについての生産実績に応じた補助など3つの支援がある。原則として4ha以上の経営規模を有する認定農業者や20ha以上の経営規模を有する集落営農組織が対象となる。

・生産調整実施者が産地づくりを進める対策

生産調整実施者による有機栽培や地産地消への取組など水田を活用した作物づくりや、農地の流動化、生産の組織化・法人化など担い手の育成に向けた取組に対する支援策で、産地づくり交付金や新需給調整システム定着交付金、稲作構造改革促進交付金からなる。

(3) 農業生産基盤の整備促進

生産性の向上による効率的・安定的な農業経営の確立をはかるため、環境との調和に配慮しながら、ほ場やかんがい排水などの整備を推進します。また、老朽化が著しい農業水利施設の計画的な整備・更新を進め、水不足地域における水源の確保につとめます。

(4) 優良農地の確保と効率的利用の促進

農業振興地域制度の適正な運用をはかり優良農地を確保するとともに、認定農業者をはじめとする担い手への農地の利用集積を促進します。

農業振興地域制度

総合的に農業の振興をはかる必要があると認められる地域。この中で、市町村長の定める農業振興地域整備計画で設定された農用地区域では、区域内の土地を農業以外の用途に供することはできない。

目標

事業・取組等	現状	21年度目標
担い手の確保・育成 〔認定農業者数〕	304人 (17年度)	400人
経営安定対策の充実 〔一農家当たりの農業収入〕	1,958千円 (16年度)	2,142千円
優良農地の確保と効率的利用の促進 〔担い手への農地の集積率〕	13% (17年度)	42%

1 - 2 - 1 - 農林水産業の収益の向上

(1) 秋田米のトップブランド化促進

本市の基幹作物である米の競争力を強化していくため、消費者・実需者の多様なニーズに応える高品質・良食味米の計画的な生産拡大をはかります。また、ほ場の大区画化や担い手農家への農地の集積に加え、ライスセンターなど農業近代化施設の計画的な整備促進などにより、低コスト・高能率生産を推進します。さらに、独自の販売戦略などの新たな生産・流通の展開をはかり、秋田米のトップブランド化を促進します。

【新県都プラン】農業生産総合対策条件整備事業

実需者

農産物を実際に扱っている加工・惣菜・給食・外食・スーパーなどの農産物の買い手。

(2) 戦略作目の産地づくり促進

農業所得の向上のため、野菜および花きについては、ほうれんそう等7品目を重点推進品目とした産地づくりの推進、秋だしパンジーや切り花のきくなどを中心とした安定出荷の推進とともに、出荷奨励による共選・共販体制の整備などによりブランド化を促進します。また、大豆について産地化の推進をはかるほか、果樹については高品質化と生産体制の強化、畜産については生産性の向上による振興をはかります。

共選・共販体制

流通・販売面における生産品の優位性を確保するため、供給期間の延長や定時・定量出荷を基本とする複数農家による共同選別・共同出荷体制。

(3) 新技術の導入、研修推進

農業の競争力強化をはかるため、新技術の導入などにより経営改善に取り組む経営体に対し、農林業総合指導センター等を活用した情報提供等の普及や研修の実施などにより、技術面・経営面から支援します。また、安全・安心な農畜産物の生産や米政策改革にむけた農業者等の取組を支援します。

(4) 情報化の推進

農業経営に関わるコストの低減、市場ニーズに合わせた収穫・出荷管理、販売拡大などの実現に向けてICTの活用を推進します。また、トレーサビリティシステムを導入し、食の安全性の向上をはかります。

ICT

Information and Communication Technologyの略で、コンピュータなどの情報機器やデータ通信に関する技術を表す言葉。

トレーサビリティシステム

食品の流通経路情報を活用して食品を追跡・遡及できる仕組み。

(5) 漁業の振興

地場産の新鮮な水産物の供給と漁業者の安定収入確保をはかるため、漁船泊係留施設など漁業関連施設等の生産基盤整備や栽培漁業等による資源管理型の沿岸漁業を推進するとともに、海へのガザミ種苗やタイなどの稚魚放流、河川へのサケ・ヤマメなどの稚魚放流を推進し、資源の維持・増殖をはかります。

目標

指標	現状	21年度目標
農林水産業の収益の向上 〔農業産出額〕	88億円 (16年度)	87億5千万円

1-2-1- 生産・流通・販売体制の構築

(1) 地産地消、地場流通の推進

消費者と生産者の「顔が見え、話ができる」関係づくりを通じ、市内産農畜産物を提供するため、直売活動の推進、学校給食への供給促進、生産者と消費者の連携体制の整備により、地産地消と地場流通を推進します。

(2) 安全・安心で新鮮な食料の供給体制の確立

安全・安心で新鮮な農畜産物の供給体制を確立するため、市内産農畜産物について、トレーサビリティシステムの確立にむけ、行政、農業者、加工・流通等の関係機関と一体となり、取組を進めます。また、農業協同組合との連携により、生産履歴記帳の指導や残留農薬の検査の徹底を進めます。

(3) 生産・加工・流通・販売の連携促進

農業者の所得向上や就業機会の確保をはかるため、農産物の素材供給にとどまらず、より付加価値を高めた農産物加工を進めるとともに、加工、流通、販売に至る食品産業との連携を推進します。

(4) 地域特産品の開発促進

秋田市内産農畜産物を主な原料とする、創意・工夫をいかした優れた加工品を秋田市地域特産品として認定し、定期的直売やイベント活動などにより販売を促進しながら消費者ニーズに即した農業生産の拡大をはかります。

目標

指標	現況	21年度目標
地産地消、地場流通の推進 〔学校給食の地場産野菜の使用率〕	10.5% (17年度)	15.0%

市と市民の役割

取組事例	役割の内容	留意点
- (1)(2)(3)(4) 農林水産業経営体の育成	市 ・長期低利資金、農地の流動化、経営改善指導・研修等の施策の実施 ・集落営農の組織化・法人化の核となる人材の育成、農家への集落営農の具体的なメリットの周知	・農業経営改善計画認定後のフォローアップ対策の充実 ・集落営農の推進
	市民（農家） ・複式簿記の導入、直接販売や契約販売、作業受託等への積極的な取組	
- (1)(2)(3)(4) 農林水産業の収益の向上	市 ・ほ場の大区画化による生産性の向上や高付加価値化、差別化に向けた新技術の情報提供	・食品の安全確保、消費者の信頼確保、地域ブランド化、革新的な技術を核とした生産、高付加価値化等の取組
	市民（農家） ・経営規模拡大などの取組 ・市場調査や商品開発、販路拡大、販売促進などをより重視した農業経営の展開	
- (1) 地産地消、地場流通の推進	市 ・優良事例などの情報・ノウハウの提供 ・直売施設等の環境整備への支援 ・生産者と実需者・消費者のマッチングをはかる情報交換の場づくり	・参加農家の確保 ・年間を通じた原料の安定的な供給確保 ・新たな販路の拡大
	市民（農家） ・消費者などのニーズを的確把握した農畜産物の生産	

1章 豊かで活力に満ちたまち

2節 農林水産業の振興

2項 豊かな農山村の形成

基本方針

農業生産性の向上と生活環境の改善をはかるため、農道、農業用ため池、用排水施設などの整備を推進します。

特色ある中山間地域の創造をはかるため、里地・里山の保全・活用と広葉樹林の造成、森林空間の市民利用を促進します。

主要施策

1 - 2 - 2 - 農村空間の整備

(1) 農道の整備

農村の生活利便性向上のため、道路ネットワークを踏まえた集落間農道の整備を推進します。

(2) 水利施設の適切な整備

ため池、農業用排水路など水利施設の新設・更新や水門施設等の管理の自動化を促進し、農業用水の安定的確保をはかります。

【新県都プラン】県営経営体育成基盤整備事業

【新県都プラン】県営ため池等整備事業

(3) 農地などの保全・防災

農用地や農業用施設、人家などにかかわる災害を防止するため、水源調整機能を持つため池など災害防止施設の整備・改良を推進します。

目標

指標	現況	21年度目標
水利施設の適切な整備 〔かんがい排水施設の整備地区〕	30地区 (17年度)	32地区
農地などの保全・防災 〔ため池等の改良箇所〕	13地区 (17年度)	15地区

1 - 2 - 2 - 森林資源の保全

(1) 森林の循環利用の推進

林業経営の安定化や効率化をはかるため、林道や作業道などの生産基盤の整備を進めます。また、森林の持つ公益的機能の高度発揮のため、除間伐等の森林施業を迅速かつ効率的に支援します。

(2) 暮らしを守る森林の保全

松枯れ被害を抑えるため、松くい虫の防除対策等を推進します。また、山地の崩落による被害を防止するため、治山事業による保全対策を行い、森林の防災機能を高めます。

(3) 市民参加による森林づくりの推進

「市民の森」を整備し、自然観察会や林業体験学習、ボランティア活動等を通じた市民参加による森林づくりを推進するとともに、広葉樹林の造成をはかり、森林空間の市民利用を促進します。

(4) 市有林の経営効率化

森林資源の保全をはかるため、市有林の効率的な管理と安定した経営につとめます。

目標

指標	現況	21年度目標
森林の循環利用の推進 〔林家一戸当たりの林業収入〕	1,100 千円 (17年度)	1,100 千円
暮らしを守る森林の保全 〔治山事業による保全工事累計〕	72 件 (17年度)	76 件
市民参加による森林づくりの推進 〔自然公園の利用者数〕	33,903 人 (17年度)	38,000 人

1 - 2 - 2 - 里地・里山の保全

(1) 里地・里山の保全・活用

里地・里山 について、今後の整備のあり方や保全の方向性を検討するとともに、NPO・ボランティアなどによる里地・里山の保全活動や利活用が継続的なものとなるよう支援します。

里地・里山

居住地周辺に広がり、燃料や落ち葉の採取等を通じて地域住民に継続的に利用され、維持管理されてきた里山および周辺農地を指します。

目標

指標	現況	21年度目標
里地・里山の保全・活用 〔協定締結面積〕	- (17年度)	5 ha / 年間

市と市民の役割

取組事例	役割の内容	留意点
- (1)(2)(3) 農村空間の整備	市 ・集落間農道の整備の推進 ・農業用施設等の改良 市民(農家) ・農業用施設の軽微な維持管理	・農業用施設の老朽化や農業従事者の高齢化などによる農業用施設の維持管理への支障
- (1) 森林資源の保全	市 ・林道、作業道等の基盤整備の推進 ・間伐森林施業の実進を促進 市民(林業経営者) ・施業の共同化や森林の団地化 ・様々な助成制度の活用により、効率的な林業経営を実施	・環境と林業との調和のとれた森林整備の実施
- (1) 里地・里山の保全	市 ・情報の提供や保全作業に関する技術指導 ・保全協定締結に向けた相互の調整 市民 ・里地・里山の保全に関心を持ち、積極的に保全活動に参加	・保全対象となる里地・里山の所有者の意識と市民の意識のすり合わせ

1章 豊かで活力に満ちたまち

3節 交流人口の拡大

1項 観光振興の推進

基本方針

通年滞在型観光を確立するため、四季折々の魅力をいかしながら、滞在魅力とホスピタリティの向上をはかります。

ホスピタリティ
親切なおもてなしやその精神。

都市の観光魅力を高めるため、観光資源の整備と有効活用をはかります。特に、大森山動物園について、年間を通じた観光拠点として、大森山公園の自然と調和した整備を進めます。また、千秋公園について、魅力を高めるため再整備を進めます。

広域観光拠点としての機能を高めるため、県内観光スポットとの連携により、本市を拠点とした観光ルートの形成を進めます。

本市への来訪者を増やすため、有効な手段であるコンベンションの誘致を推進します。

コンベンション
各種大会や会議などの催し。

宿泊・日帰り観光入込み客数の比率（県観光統計）
満足度（県観光統計）
観光客の利用交通機関（県観光統計）
コンベンション実績
観光案内所相談件数
（図表：HP市観光ガイド、ゆらら）

都市と農村間の交流を促進するため、農村の持つ多面的な機能をいかし、グリーン・ツーリズムなどの交流事業を推進します。

グリーン・ツーリズム
（検討中）

主要施策

1 - 3 - 1 - 通年滞在型観光の確立の促進

(1) 滞在魅力の向上

観光客、ビジネス客などの秋田市への滞在を促進するため、飲食関係業者などと連携しながら、全ての来訪者に対し、全国的にも有名な川反通りをはじめとした秋田ならではの食やイベントサービスに関する情報提供を進めます。

(2) ホスピタリティ向上運動の展開

来訪者のニーズに対応したホスピタリティ(おもてなしの心)の向上をはかるため、研修会や交流会の開催など、全市民的にホスピタリティ向上運動を展開します。

目標

指標	現況	21年度目標
通年滞在型観光の確立促進 〔観光入込み客数〕	695 万人	795 万人
〔宿泊客数〕	113 万人	124 万人

1 - 3 - 1 - 観光資源の整備と有効活用策の実施

(1) 観光宣伝・受け入れ体制の整備

全ての観光客が快適に滞在できるよう、各種宣伝ツールなどを活用した実効的な観光誘客PRを行うとともに、観光従事者・市民のホスピタリティ向上を促すなど、観光受け入れ体制の整備を進めます。

(2) 観光案内板整備事業

まち歩きや、自動車旅行における快適性の向上をはかるため、市内に点在する観光施設等に誘導または回遊性を持たせる、外国人観光客をも意識したピクトグラムを用いた観光案内板を設置します。また、市内の観光スポットをPRするため、市外への観光案内板設置を進めます。

【新県都プラン】観光案内板等整備事業

ピクトグラム

絵文字

(3) 観光施設整備事業

観光施設の安全性と利便性を高めるため、老朽化が進んだ観光施設について、計画的に整備を進めます。

【新県都プラン】岩見温泉補修・整備事業

(4) 大森山動物園施設整備事業

大森山動物園を観光拠点施設として整備するため、市民などの意見を聞きながら再整備計画を策定し、老朽化した施設について計画的にリニューアルやリフォームを進めるとともに、大森山公園と一体となった新たな魅力づくりを進めます。

(5) 大森山動物園ソフト事業

一層市民に親しまれる魅力ある動物園づくりを進めるため、動物および動物園の様々な情報を提供する「動物園ミルヴェおもしろ情報事業」の実施とともに、動物園への関心をより高めてもらい、市民が支える動物園づくりをめざし、「動物園応援団事業」の展開により動物園の活性化をはかります。

(6) 千秋公園の整備

県都秋田市の顔であり、市民の憩いの場である千秋公園の魅力を高めるため、千秋公園再整備基本計画に基づき、「水と緑と歴史的資源をいかした市民による公園づくり」をテーマとして再整備を進めます。

(7) 雄遊カヌークルージング振興事業

カヌークルージングに適した雄物川を滞在型観光のための資源として活用するため、PR用DVDやパンフレットを作成し国内外に広くPRするとともに、周辺観光素材との連携により、一般観光客も楽しめるメニュー化を行います。また講習会の開催やイベント等事業を支援します。

【新県都プラン】雄遊カヌークルージング振興事業

目標

指標	現況	21年度目標
大森山動物園施設整備事業 大森山動物園ソフト事業 〔動物園総入園者数〕	245,803人	300,000人
千秋公園の整備 〔千秋公園来園者数〕(県観光統計の「その他主な公園等観光客数」)	370,000人	400,000人

1 - 3 - 1 - 広域的な観光振興施策の実施

(1) 広域観光拠点としての機能充実

広域観光圏の玄関口となる広域観光拠点としての機能を高めるため、各交通機関の発着場での情報提供機能や宿泊施設など滞在機能の充実を進めます。また、角館、男鹿などの観光スポットと連携した観光ルートの設定や相互の観光情報を提供するなど広域観光圏の形成をはかります。

さらに東北新幹線の延伸を見据え、五能線などを活用した秋田、青森間の相互観光流動の促進を県やJRに働きかけます。

1-3-1-1 コンベンション誘致の促進

(1) コンベンション誘致の推進

交流人口の拡大によるにぎわいの創出や来訪者の消費による幅広い経済波及効果が期待されるコンベンションの誘致を増やすため、財団法人秋田観光コンベンション協会と一体となって公共施設や大学等の有効活用など、創意工夫による独自のコンベンション開催地整備を進めます。また、コンベンション誘致の際の重要な要素であるアフターコンベンションについて、その観光プラン作成や情報提供などに取り組みます。

財団法人秋田観光コンベンション協会

観光とコンベンション事業の推進をはかり、地域における人、モノ、金、情報の集積による経済の発展を主たる目的として活動している財団法人。

アフターコンベンション

各種コンベンションのあとの催し(観光を含む)や懇親会。

今後の主なコンベンション開催予定

平成19年7月 東北連合小学校長会研究協議会 1,600人

平成19年9月 秋田国体 12,000人

平成20年10月 全国土地改良大会 3,000人

目標

指標	現況	21年度目標
コンベンション誘致の促進 〔市内およびその周辺でのコンベンション開催実績〕	開催実績73件 参加33,000人	開催実績100件 参加40,000人

1-3-1-2 都市と農村間の交流の促進

(1) グリーン・ツーリズム推進対策事業

農村の多面的な機能や魅力をいかしたグリーン・ツーリズムを推進するため、受け入れ組織・体制整備を推進するとともに、自然や農業などの新たな体験型観光素材を調査し、既存の観光資源とそれらを結びつけることで、体験型メニューの提供をはかります。

(2) 地産地消、スローフードの提供

都市と農村間の交流人口を拡大するため、農家レストランや農産物直売所、地元農家が作成した加工品など、地域の農産物を味わえるメニューや場所の情報を提供するなど、地産地消やスローフードへの取組を促進します。

(3) 市民農園の整備

グリーン・ツーリズム推進の拠点として、市民や首都圏など都市住民の日帰り型や滞在型農園など、多様なニーズに対応した水道、器具庫、休憩所などを備えたグレー

ドの高い市民農園を整備します。

【新県都プラン】スーパー農園整備事業(河辺)

目標

指標	現況	21年度目標
市民農園の整備 〔観光利用の市民農園利用者数〕	検討中	検討中

市と市民の役割

取組事例	役割の内容	留意点
- (1)(2)(3) 通年滞在型観光の確立の促進 - (1)(2) 観光資源の整備と有効活用策の 実施	市 ・民間事業者などの積極的な取組への支援 ・民間などとの協働・連携体制、他市町村などとの広域的連携体制の強化	・民間の意欲高揚に向けた啓発、支援方策の検討
	市民(民間事業者) ・民間事業者による地域を挙げた取組の推進 市民(観光団体) ・観光関係団体による民間主導の取組の支援 市民(市民、NPOなど) ・市民、NPOなどによる地域の観光素材の再発掘やおもてなしの心の発揮	
- (5) 大森山動物園応援団事業	市 ・市民の力を集結できる動物園づくり	・制度および事業の周知と市民の理解
	市民 ・市民の主体的な動物園の支援	

1章 豊かで活力に満ちたまち

3節 交流人口の拡大

2項 にぎわいの創出

基本方針

中心市街地の活性化を推進するため、中通一丁目地区市街地再開発事業や仲小路のモール化などの各種事業などを盛り込んだ新たな中心市街地活性化基本計画を策定し、同計画を円滑かつ確実に実施します。

また、にぎわいの創出に向け、商工団体などと連携して、各種施策を実施することにより、民間事業者の事業活動を促進し、中心市街地における商業の活性化をはかります。

中心市街地活性化基本計画

中心市街地の活性化に関する法律に基づく法定計画であり、本市中心市街地における都市機能の増進および経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、内閣総理大臣認定を要件とするもの。

港の魅力向上とにぎわい創出のため、秋田市ポートタワーを核として既存施設の有効活用と魅力ある機能の充実につとめます。

主要施策

1 - 3 - 2 - 中心市街地の活性化

(1) 中心市街地活性化基本計画の策定とその事業

中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するため、現行の中心市街地活性化基本計画を見直し、新たな基本計画を策定します。

この基本計画に位置付ける再開発事業や仲小路のモール化、道路整備などの各種事業の計画的実施により、中心市街地の活性化をはかります。

図表：歩行者通行量の推移（グラフ）、秋田駅西口大屋根（写真）

(2) 中通一丁目地区市街地再開発事業

中央街区の街の顔づくりとにぎわい創出のため、公共公益施設や商業、宿泊、駐車場等、多様な都市機能の集積をはかり、千秋公園と一体となった街なかオアシスとして、交流の拠点を整備します。

千秋公園と一体となった街なかオアシス

中通一丁目地区市街地再開発事業の開発コンセプト。

(3) 民間事業者の事業活動の促進

中心市街地の活性化を促進するため、商工会議所や商店街団体などと連携して、融資あっせん制度や商店街振興事業などにより、民間事業者の事業拡大や新規出店など

の事業活動を促進します。

(4) 秋田駅前北第一地区市街地再開発事業

秋田駅前にふさわしい魅力ある土地利用をはかるため、より効率的かつ実現性の高い事業推進方策を模索しながら、早期事業完了をはかります。

(5) 低未利用地の土地利用転換や空きビル空き店舗の有効活用の誘導・促進

中心市街地の持続的なにぎわいの創出をはかるため、平面駐車場等の低未利用地および空きビル空き店舗について、新たな施設の建築や他用途への建て替え・改修等、有効活用を誘導・促進します。

目標

指標	現況	21年度目標
中心市街地の活性化 〔歩行者通行量(休日)人/9h〕	(H17 調査値)	検討中
秋田駅西口前	7,502 人	
仲小路	2,428 人	
広小路	2,687 人	

1 - 3 - 2 - 地域のにぎわい拠点の充実

(1) 秋田市ポートタワーの魅力向上

秋田港周辺のにぎわいを創出するため、19年度から公設への移行を予定している秋田市ポートタワーについて、その具体的な利活用方法を(仮称)秋田市ポートタワー再生プランにより策定し、秋田港のシンボル施設として魅力ある機能を拡充します。また、秋田市ポートタワーを含む周辺一帯の施設を含めて、みなとオアシスをはじめとする様々な制度の活用を検討します。

(仮称)秋田市ポートタワー再生プラン

(仮称)ポートタワー再生プラン策定委員会を設置し、具体的な利活用内容、リニューアルまでの年次計画などをまとめる。

みなとオアシス

みなとにおいて、人々が憩い、集い、潤える空間を「みなとオアシス」として国土交通省が認定している。秋田港は平成17年に認定された。

(2) 秋田市ポートタワーと秋田港振興センターの管理運営

秋田市ポートタワーと秋田港振興センターの効果的な運用のため、両者を一体として効率的な管理運営を行います。

目標

事業、取組等	現状	21年度目標
秋田市ポートタワーの魅力向上 〔ポートタワー高層部(展望)利用者数〕	平成 16 年度 63,279 人 平成 17 年度 58,013 人 平成 18 年度 (見込) 53,000 人	検討中

市と市民の役割

取組事例	役割の内容	留意点
- (1)(1)(3) 中心市街地の活性化	<p>市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者などの積極的な取組支援 ・民間事業者などとの協働・連携 ・他市町村などとの広域的連携の強化 ・基盤整備の推進 ・まちづくりへの市民参画の促進と担い手の育成 <p>市民</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりへの積極的な参加と取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成と次世代への継承 ・まちづくりの主体となる組織の充実・強化 ・持続的なまちづくりを可能とする地域力の醸成

2章 緑あふれる環境を備えた快適なまち

2章 緑あふれる環境を備えた快適なまち

1節 環境の保全

1項 環境保全の推進

基本方針

身近な自然環境を守るため、動植物の生息実態を調査するとともに、自然環境の保全に向けた市民活動を促進します。

環境汚染を防止するため、大気、水質、土壌などの状況を監視し、必要に応じて立ち入り調査や指導を行います。

地球温暖化を防止するため、秋田市環境基本計画に基づき、市民や事業者の温室効果ガスの発生抑制に関する自主的な取組を促進します。

イメージ：地球の写真

秋田市環境基本計画

市民が、健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる、恵み豊かな環境を確保することを目的に、秋田市環境基本条例に基づき環境施策を総合的かつ計画的に推進するため策定する基本的な計画。

温室効果ガス

二酸化炭素、メタンなど、地表から放射された赤外線の一部吸収することによって温室効果をもたらす気体。

市民の環境意識の向上をはかるため、環境教育や環境学習をサポートするほか、環境活動団体や地域の連携をはかりネットワーク構築につとめます。

イメージ：こどもエコクラブ交流会（環境楽会）の写真

主要施策

2 - 1 - 1 - 自然環境保護の推進

(1) 市民活動計画の推進

身近な自然環境を保全するため、地域住民などが作成した市民活動計画を、秋田市自然環境保全条例に基づいて審査を行ったうえで認定し、その計画による市民の活動を支援します。

また、これらの活動を紹介しながら、新たな市民活動計画の立ち上げを促します。

図表：市民活動計画について

市民活動計画

自然環境の保全、回復および創出に寄与するものとして、市が秋田市自然環境保全条例に基づいて認定した活動計画。

(2) 河辺・雄和地域自然環境現況調査

本市の自然環境の現況を把握するため、平成16年度に実施した旧秋田市域の調査に続き、河辺・雄和地域においても動植物の生息分布調査を行い、その結果を自然環境保護の推進に役立てるとともに、環境学習にも活用します。

【新県都プラン】自然環境保全事業

図表：平成16年度自然環境現況調査（旧秋田市域）の調査結果

(3) 命のつなぎ（種の保存）事業

絶滅危惧種イヌワシの種の保存や大森山に生息する希少淡水魚ゼニタナゴの保全活動とともに環境教育を推進します。

目標

指標	現況	21年度目標
検討中		

2 - 1 - 1 - 環境汚染防止策の推進

(1) 大気環境の保全事業

大気環境を保全するため、24時間大気の監視を行う大気常時監視システムの機能の向上をはかり、市内に配置した測定局において監視につとめるとともに、工場などへの立ち入り調査を行います。

また、常時監視で得られたデータを、インターネットなどを通じて広く情報提供し市民の環境への意識を喚起するなど、大気環境の保全に役立てます。

イメージ：テレメータのイメージ図

大気常時監視システム

市内各地に配置された測定機の測定値をリアルタイムに収集し、大気の状態を監視するシステム。

(2) 水質環境の保全事業

水質環境を保全するため、河川などの水質を調査し、汚染の状況や経年変化を監視するとともに、工場などへの立ち入り調査を行います。

また、河川などの調査で得られたデータを公開し、水質保全に役立てます。

(3) 生活環境の保全事業

身近な生活環境を保全するため、工場などから発生する騒音、振動および悪臭などについては、発生源に対して指導を行います。

また、道路の騒音や振動などの状況を調査し、必要な場合には道路管理者などに要請や要望を行います。

(4) ダイオキシン類や有害化学物質 の監視および発生抑制

ダイオキシン類や有害化学物質による汚染を防止するため、大気、水質、土壌中の濃度を監視するとともに、発生源となる工場などへの立ち入り調査を行います。

また、調査結果を公表し、工場などの自主規制を促します。

有害化学物質

人間の健康や生態系に悪影響を及ぼす化学物質の総称。

(5) 大気中のアスベスト 濃度の監視および発生抑制

アスベストによる健康被害を防止するため、大気中の濃度を監視するとともに、アスベスト除去作業の指導を行います。

アスベスト

石綿（イシワタまたはセキメン）ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物。繊維が肺に突き刺さると肺がんや中皮腫の原因になる。

目標

指標	現況	21年度目標
検討中		

2 - 1 - 1 - 地球温暖化防止の促進

(1) 温室効果ガス の排出の低減

地球温暖化防止を進めるため、省エネルギーや省資源、新エネルギー の推進など総合的な取組を盛り込んだ環境基本計画 に基づき、具体的な取組事例を紹介した環境配慮指針などを活用しながら、各家庭や事業所などでの温室効果ガス排出の低減を促進します。

図表：秋田市の温度の変化

温室効果ガス

二酸化炭素、メタンなど、地表から放射された赤外線の一部吸収することによって温室効果をもたらす気体

新エネルギー

石油の代替に特に寄与するもので、太陽光発電・風力発電などの自然エネルギー、廃棄物による発電・熱利用、燃料電池などを指す。

環境基本計画

市民が、健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる、恵み豊かな環境を確保することを目的に、秋田市環境基本条例に基づき環境施策を総合的かつ計画的に推進するため策定する基本的な計画。

(2) 市民版 I S O 事業

温室効果ガスの低減につながるよう、市民が市民版 I S O (e 市民認定システム) に参加し、家庭内での電気・ガスなどのエネルギー使用量をチェックすることで、他の参加家庭や過去の状況との比較の中で、各家庭のエネルギー使用状況の課題に気付き、自ら見直せる仕組みを広げます。

イメージ： e - 市民認定システム初級編のチラシ

市民版 I S O

各家庭において省エネやごみ減量などの環境負荷を低減するための行動に環境マネジメントシステム ISO14001 の概念を取り入れた仕組み。 I S O とは、工業製品など世界標準規格を定めている国際標準化機構 (International Organization for Standardization) の略称。

目標

指標	現況	21年度目標
温室効果ガス排出の低減 市の事務事業に伴うもの 〔ガス排出量〕	検討中	

2 - 1 - 1 - 環境教育・学習の推進

(1) 環境学習サポート事業

環境にやさしい人づくりを進めるため、学校や市民団体などの環境学習の場に講師派遣や資料提供などの支援を行うとともに、子どもから大人まであらゆる年齢層を対象に、環境に対する意識の向上をはかります。

図表：副読本または学校での環境学習の写真、サポート事業イメージ図

(2) 環境ネットワーク事業

より多くの市民が様々な環境活動の場に参加し、環境意識の向上がはかれるよう、環境活動推進協議会 や環境 N P O などの活動情報を収集するとともに、各団体に対し、市が収集・保有している環境情報や環境学習プログラムなどを提供しながら、環境活動団体間のネットワーク化につとめ、活動の活性化をはかります。

図表：環境ネットワーク事業イメージ図

環境活動推進協議会

市民、事業者、行政のパートナーシップのもとに、協働して環境活動に取り組み、市民の快適な生活環境の確保および環境意識の向上をはかることを目的として平成 13 年 7 月に設立された協議会。

(3) 地域環境活動促進事業

地域の環境活動を促進するため、環境リーダーの育成や地域が主体となって行

う環境活動を支援し、市民の環境意識の向上をはかるとともに、行政・事業者・市民の協働による活動を推進します。

図表：エコふれんど養成講座写真、地域の環境活動状況写真

(4) 環境都市あきた宣言事業

環境への取組をより一層推進するため、環境への正しい理解のもとに、行政・事業者・市民などの参加と協働により進める必要があることなどを宣言した「環境都市あきた宣言」の周知をはかります。

また、宣言の主要な理念の一つである環境教育・環境学習を推進するため、将来の世代を担う大学生などを環境学習の新たな指導者として育成します。

環境都市あきた宣言

先人から引き継いだ恵み豊かな環境を将来の世代に残していくため、平成16年度を本市の「環境都市元年」と位置づけ、環境基本計画で掲げる望ましい環境像である「人にも地球にもやさしいあきた」の実現を目指すことを広く内外に向け、平成16年7月19日に宣言したものの。

目標

指標	現況	21年度目標
環境学習サポート事業など 〔市が実施する環境学習事業に参加した市民の数〕	1,706人 (17年度)	2,000人

市と市民の役割

取組事例	役割の内容	留意点
- (3) 命のつなぎ（種の保存）事業	市 ・希少種保全活動の統合と 全国への発信	
	市民 ・地域の貴重な生き物の保 存	
- (1)(2) 地球温暖化防止の促進	市 ・地球温暖化防止手法の啓 発 ・各事業における温室効果 ガスの削減 ・エコあきた行動計画の推 進	
	市民 ・日常における温暖化防止 の取組 ・e 市民認定システムへ の参加	
- (1)(2)(3)(4) 環境教育・学習の推進	市 ・環境学習基盤の整備 ・環境活動を行う団体への 支援	・環境リーダーとなる人材 の育成 ・具体的なプログラム、ネ ットワークの充実
	市民 ・自主的な環境学習への 取組 ・地域が主体となった環境 美化活動	

2章 緑あふれる環境を備えた快適なまち

1節 環境の保全

2項 循環型社会の推進

基本方針

循環型社会を推進するため、家庭や事業所におけるごみの発生抑制(リデュース：Reduce)、再使用(リユース：Reuse)、再生利用(リサイクル：Recycle)のいわゆる3Rに向けた取組を推進します。

図表：資源循環のイメージ図

ごみの減量を促進するため、正しい分別や効果的な減量方法を紹介するほか、環境貯金箱作戦 などを通じて市民の理解を深めるとともに、市民参加によるごみ減量計画を作成します。

環境貯金箱作戦

市民の出すごみが減って節約されたごみ処理経費を、一時的に環境貯金箱に貯めて、その後、環境活動やごみ減量など、市民の皆さんの役に立てる事業に活用する取組。

新エネルギー の導入を促進するため、公共施設への新エネルギー設備の導入をはかるほか、市民や事業者への関連情報提供などにつとめます。

また、新エネルギーとしての、バイオ燃料 の利活用を促進します。

図表：市民風車の写真

新エネルギー

石油の代替に特に寄与するもので、太陽光発電・風力発電などの自然エネルギー、バイオマス 発電、廃棄物による発電・熱利用、燃料電池などを指す。

バイオ燃料

食用油、トウモロコシ、サトウキビ、木材などの有機廃棄物から作られるアルコール燃料やその他合成ガスなど。

廃棄物の適正処理をはかるため、家庭ごみなどの廃棄物を安全に収集し、環境に配慮しながら適切に処理するほか、不法投棄対策などを実施します。また、老朽化した処理施設を更新します。

主要施策

2 - 1 - 2 - 廃棄物の発生抑制とリサイクル活動の推進

(1) 家庭系廃棄物減量・再資源化事業

家庭から出されるごみの減量や再資源化を促すため、資源の集団回収など、市民がリサイクルに参加しやすい仕組みを拡充するほか、地域における自主的なリサイクル活動を支援します。

(2) 事業系廃棄物減量・再資源化事業

事業者から出されるごみの減量や再資源化を促すため、ごみの排出・分別状況を調査するとともに、訪問活動などによる意識啓発を行い減量への取組を推進します。

また、ごみを多量に排出する事業者の減量計画書の提出や管理責任者の配置などのルールづくりを行います。

(3) 粗大ごみ戸別収集事業

家庭系の粗大ごみについては、排出が困難な市民に配慮して全戸個別の収集を行うとともに、収集した粗大ごみについては再資源化などを進めます。

(4) 古紙回収事業

家庭から排出される古紙類については、資源の集団回収のほか、ごみ集積所に排出される古紙類を回収し、資源の循環をはかります。

目標

指標	現況	21年度目標
事業系廃棄物減量・再資源化事業 〔事業系一般廃棄物(資源化物除く)の排出量〕	48,932t (17年度)	42,437t

減量分は、小学校のプール(25m)で約80杯分に相当します。

2 - 1 - 2 - ごみ減量活動の促進

(1) 環境貯金箱作戦

市民にごみ処理の現状や減量への理解を深めてもらうため、ごみの減量により節約できる処理経費を積み立て、市民に還元する「環境貯金箱作戦」を進め、市民の意識向上をはかるとともに、水切りや紙類の分別徹底などごみの減量につながる取組を促進します。

(2) 家庭系ごみ分別推進事業

市民にごみの正しい分別方法や効果的な減量方法などを紹介するため、ごみに関する出前講座を開催し、各家庭や地域での自主的な取組を支援します。

【新県都プラン】一般廃棄物減量事業(ごみダイエット作戦)

(3) ごみ減量活動推進事業

市民のごみ減量活動を促進するため、市民参加のもと、今後の減量に向けた施策や取組などを定めた減量計画を作成します。

また、家庭ごみに占める割合が高い生ごみなどの有機性廃棄物の排出抑制と有効利用をはかるため、堆肥化など、活用方法について調査・研究を行います。

有機性廃棄物

食品廃棄物や家畜ふん尿、下水汚泥など有機質が含まれ、資源として利用可能な廃

棄物。

目標

指標	現況	21年度目標
環境貯金箱作戦 家庭系ごみ分別推進事業 ごみ減量活動推進事業 〔市民一人一日あたりの家庭系ごみ(資源化物除く)の排出量〕	645g (17年度)	563g以下

2 - 1 - 2 - 新エネルギー導入の促進

(1) 新エネルギー に関する情報の収集や提供

新エネルギーの導入を推進するため、公共施設の新設時には、環境配慮の視点を盛り込み、新エネルギー設備の導入をはかります。

また、新エネルギーに関する情報を収集し、市民や事業者への提供につとめます。

図表：アルヴェの太陽光発電の写真

新エネルギー

石油の代替に特に寄与するもので、技術的に実用化に達しつつあるが、経済性の制約などから普及が十分でないエネルギーのことであり、太陽光発電・風力発電などの自然エネルギー、バイオマス 発電、廃棄物による発電・熱利用、燃料電池などを指す。

バイオマス

農作物や木材など、動植物に由来する有機物でエネルギーとして利用できるもの（ただし、原油、石油ガス、天然ガス、石炭を除く）。

(2) バイオ燃料 の利活用の促進

農作物や木材などの有機廃棄物を原料に製造されるバイオ燃料の利活用を促進するとともに、原料として活用できる資源作物の調査・研究を行います。

バイオ燃料

食用油、トウモロコシ、サトウキビ、木材などの有機廃棄物から作られるアルコール燃料やその他合成ガスなど。

目標

指標	現況	21年度目標
検討中		

2 - 1 - 2 - 廃棄物の適正処理の推進

(1) ごみ収集の実施

ごみ集積所に排出された家庭ごみ、資源化物を安全かつ確実に収集します。また、現在、市の直営と民間委託により実施している収集業務について、現行のサービスを維持しながら、段階的に民間委託化をはかります。

(2) ごみの適正な処理

溶融、焼却、破砕などの中間処理を安全、安定的に実施し、循環資源の回収と発生する熱エネルギーの有効利用をはかりながら、排ガスや最終処分による環境負荷の低減に配慮したごみの適正処理を行います。

データ：ごみ処理量の推移（H8～H17）

(3) 不法投棄対策

不法投棄を未然に防止するため、広報などによる市民意識の啓発をはかるとともに、不法投棄監視員などによるパトロールや監視カメラ（みてるくん）の整備により、監視体制を強化します。

【新県都プラン】不法投棄未然防止強化対策事業

(4) 廃棄物処理施設等の監視・指導

廃棄物の適正な処理が確保されるよう、廃棄物処理施設の適正な管理を指導するとともに、廃棄物処理施設設置者や処理業者、排出事業者に対する指導・監督につとめます。

(5) 焼却施設更新事業

総合環境センター3号炉は老朽化が進み、処理能力や連続運転日数が低下していることから、焼却施設の更新による廃棄物処理施設の整備をはかります。

(6) し尿などの適正な処理

し尿などについては、処理施設を設計した時点から総量が減少し、また性状も大きく異なってきています。この状況に対応し、環境負荷の低減に配慮しながら安定的に適正な処理が持続されるよう、運転・維持管理を行います。

し尿など

くみ取りされた、し尿と浄化槽汚泥の混合液。

目標

指標	現況	21年度目標
ごみ収集の民間委託化 (直営と民間の割合)	直営 27.0% 委託 73.0% (18年度)	直営 6.0% 委託 94.0%

市と市民の役割

取組事例	役割の内容	留意点
- (1)(2)(3)(4)(5) 廃棄物の発生抑制とリサイクル活動の推進	市 ・ 廃棄物の排出抑制・再資源化策の推進 ・ 資源が円滑に循環する社会の構築 ・ グリーン購入運動 等の製品の利用促進	・ 製品の「生産」「流通」「消費」「廃棄」の各段階における廃棄物の発生を抑制する仕組みへの転換のための、行政と市民の一体的な取組
	市民 ・ 廃棄物の排出ルールの遵守 ・ 廃棄物の発生抑制 ・ リサイクル活動への協力	
- (1)(2)(3) ごみ減量活動の促進	市 ・ ごみ減量に関する情報を提供 ・ 効果的な仕組みづくりや減量施策の実施	・ 市民の主体的、実践的な行動の進展のための、情報の提供と学習機会の確保
	市民 ・ 一人ひとりがごみの排出者として自覚を持つ ・ ごみをできるだけ出さない生活を意識	
- (3)(4) 廃棄物の適正処理の推進	市 ・ 広報活動等により市民意識の啓発 ・ パトロールや監視カメラの整備による不法投棄の監視強化 ・ 事業者等に対する指導・監督	
	市民（事業者） ・ ルールを守った廃棄物の処理	

グリーン購入運動
環境への負荷の少ない商品やサービスを優先的に購入する取組

2章 緑あふれる環境を備えた快適なまち

2節 都市基盤の確立

1項 秩序ある都市環境の形成

基本方針

県都にふさわしい都市機能の集積と適切な配置を促進するため、市街地におけるバランスのとれた各種都市基盤の整備につとめます。

図表：土地区画整理事業による市街地の整備状況

投資効率の高いコンパクトで成熟した市街地の形成をはかるため、市街地の外延的拡大を抑制します。

図表：市街化調整区域の開発状況

緑豊かな都市環境の形成をはかるため、緑の保全、創出、普及・啓発につとめます。

図表：市民一人当たり公園面積の推移のグラフなど、市民意識調査の「公園や緑地、街路樹などの豊かさは」など

都市空間の質的向上をはかるため、市民一人ひとりの手による快適で潤いのある都市景観の形成を推進します。

図表：都市景観賞や関連コンテストの実施状況

墓地需要および火葬需要に対応するため、墓地・斎場の整備を計画的に進めます。

主要施策

2 - 2 - 1 - 土地区画整理 の実施

(1) 秋田駅東第三地区土地区画整理事業

秋田駅東第一、第二地区につづき、それらの北側に隣接する区域内における都市計画道路、区画道路、特殊道路、公園などを整備し、良好な市街地の形成をはかります。

(2) 秋田駅西北地区土地区画整理事業

秋田駅西口の北側に位置する区域内に、都市計画道路、区画道路、特殊道路、公園などの都市基盤を整備し、商業、居住など、多様な都市機能の集積が可能となる、秋田駅周辺にふさわしい市街地の形成をはかります。

(3) その他の地区の土地区画整理事業

土地区画整理事業の都市計画決定区域のうち、未着手および一部未着手地区(8地区、392ヘクタール)については、土地利用の実情や現行の基盤整備の水準などを見極めながら、地区のニーズに合ったまちづくりを実現すべく、整備手法の見直しを含め検討します。

(4) 土地区画整理組合などによる事業化の促進

都市の基盤整備は、公共団体による施行のみならず、民間活力による開発整備も重要であることから、土地区画整理法に基づく個人、土地区画整理組合および区画整理会社による事業化を誘導・促進します。

土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、換地（土地の交換分合）と減歩（地権者からの用地一部提供）により、公共用地を生み出すことで、道路や公園等公共施設の整備改善と宅地の利用増進をはかる事業。

目標

指標	現況	21年度目標
秋田駅東第三地区土地区画整理事業 〔進捗率〕	28.4% (17年度)	40.0%
秋田駅西北地区土地区画整理事業 〔進捗率〕	33.2% (17年度)	53.0%

2 - 2 - 1 - 開発指導の実施

(1) 市街化区域の開発指導

市街化区域においては、秋田市宅地開発に関する条例に基づき、自然環境との調和をはかりながら、道路や公園、調整池などの公共施設と一体となった宅地開発が計画的に行われるよう指導します。

市街化区域

都市計画区域のうち、都市住民に健康で文化的な生活を保障し、機能的な経済活動を確保するために、すでに市街地を形成している区域およびおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化をはかるべき区域として、都市計画法第7条第2項に基づいて計画決定された区域。

秋田市宅地開発に関する条例

優良な宅地開発を促進するとともに、計画的で秩序あるまちづくりを促進し、良好な住環境の整備をはかることを目的とした条例（平成14年7月制定）。

(2) 市街化調整区域の開発指導

市街化調整区域の開発については、都市計画法の許可基準に照らし合わせ、必要に応じて、都市計画などの方針や地域の実情を勘案したうえで、個別具体的に判断します。

また、市街化調整区域の大規模開発については、市街地の外延的拡大を防ぐため、基本的に抑制します。

市街化調整区域

市街化区域に対し、市街化を抑制する区域として、都市計画法第7条第3項に基づいて計画決定された区域。

(3) 河辺地域・雄和地域の開発指導

区域区分が定められていない河辺都市計画区域の開発については、無秩序なスプロール的開発を規制するため、1,000㎡以上の面積の開発行為について、市街化区域と同一の基準で公共施設の整備などが行われるよう指導します。

区域区分

都市計画区域を、市街化を促進する「市街化区域」と抑制する「市街化調整区域」に区分し、都市計画決定すること。

スプロール的開発

(検討中)

2 - 2 - 1 - 都市緑化の促進

(1) 都市緑化推進事業

緑豊かなうらおいとやすらぎのある都市環境の形成をめざし、市民との連携のもと、緑化の普及や保全など、都市緑化の推進と緑化意識の向上をはかります。

図表：市民意識調査の「公園や緑地、街路樹などの緑の豊かさは」、「地域の公園や街路樹の管理」など

(2) 都市公園 整備事業

緑豊かな都市環境の形成をはかるため、市民が身近に感じられる市街地の街区公園など、計画的に都市公園の整備を進めます。

図表：公園種別ごとの設置状況、都市計画に対しての公園開設状況

都市公園

都市公園法に基づき国または地方公共団体が設置する公園で、街区公園、近隣公園、総合公園など。

街区公園

(検討中)

目標

指標	現況	21年度目標
検討中		

2 - 2 - 1 - 都市景観の向上

(1) 良好な都市景観の形成

良好な都市景観の形成をはかるため、建築物や屋外広告物などの建築行為の届出による規制、誘導を行うとともに、景観形成の取組に対する支援および市民啓発につとめます。

良好な景観の形成や、もしくは風致を維持し、または公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物の掲出について規制、誘導につとめます。

(2) 秩序ある都市環境の形成

風致地区 内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採などの規制、指導により、良好な自然環境を保全するとともに、秩序ある都市環境の形成をはかります。

また、地区計画区域 内の建築物の用途、構造および敷地に関する規制、指導により、適正な都市機能と健全な都市環境の保全につとめます。

風致地区

市街地近郊の自然景勝地・史跡・水辺・丘陵の緑地・緑の多い住宅地等を対象とし、自然景観などを保護するために定める地区。

地域計画区域

(検討中)

(3) まちづくりルール の導入支援

良好な住環境の形成のため、講習会の開催などにより、都市景観や地区計画、建築協定など、地域住民が自ら定めるまちづくりルールの導入を支援します。

まちづくりルール

住民自らが建築計画等のルールを定めることができる都市景観や地区計画、建築協定。

目標

指標	現況	21年度目標
検討中		

2 - 2 - 1 - 墓地・斎場の整備

(1) 新規墓地の整備

既存の市営墓地において使用許可できる区画の残数が少ないことから、市民の新たな墓地需要に応えるため、新規墓地の整備を進めます。

【新県都プラン】河辺墓地改修事業（20年度完了）

(2) 斎場の改築

既存の斎場を改築することにより、市民の需要に適切に対応できる斎場の整備を行います。

【新県都プラン】斎場改築事業

図表：火葬件数の推移

目標

指標	現況	21年度目標
検討中		

市と市民の役割

取組事例	役割の内容	留意点
- (1)(2)(3) 土地区画整理の実施	市 ・土地区画整理事業の促進 ・事業内容の周知	・関係住民の合意形成と事業への積極的な参加
	市民 ・まちづくり意識の向上 ・事業の理解向上	
- (1)(2)(3) 開発指導の実施	市 ・条例などによる適切な指導 ・公共施設の計画的な整備の指導	・開発に対する市民意識の向上
	市民（宅地開発業者） ・良好な宅地開発の促進	
- (1) 都市緑化推進事業 - (2) 都市公園整備事業	市 ・都市公園の整備促進 ・樹木交付制度の活用などによる緑化の推進	・緑の基本計画 の変更
	市民 ・緑化意識の向上 ・公園づくり・管理への参加	
- (1)(2) 都市景観の向上	市 ・良好な都市景観形成への支援、誘導 ・広告物の規制、誘導	・都市景観に対する市民意識の啓発
	市民 ・周辺環境への配慮 ・適正な広告物の設置	
- (3) まちづくりルールの導入支援	市 ・まちづくりルールの実現化に向けた手続きや支援	・リーダーの育成と関係住民の合意形成
	市民 ・住民発意によるまちづくりルールの検討と提案	

緑の基本計画

市が緑地の適正な保全や緑化の推進に関する施策を、総合的かつ計画的に実施するため策定した総合的計画。

2章 緑あふれる環境を備えた快適なまち
2節 都市基盤の確立
2項 住宅環境の整備

基本方針

安全に快適に暮らすことができるよう、良質な住宅および良好な住環境の形成をはかります。

資料：居住面積の現状

多様化する住宅ニーズに応えるため、まちなかへの居住の促進や、高齢者の住替え支援を含めた、住宅市場の環境整備をはかります。

図表：居住面積の現状

図表：住宅ストックの現状

住宅困窮者の居住の安定をはかるため、公的賃貸住宅を再整備します。

図表：公的賃貸住宅の現状

良好な住宅環境を確保するため、地区住民の発意による自らのまちのルールづくりを支援し、建築物による近隣住民とのトラブルの未然防止につとめます。また、安全で安心な建築物の推進のため、指導體制の強化や、耐震化・バリアフリー化を促進します。

図表：まちづくりルールによるまちなみ写真、建築協定の制定状況（地区数・区画数・認可面積・期間など）

図表：バリアフリー化建築件数の年度別推移、是正指導件数、完了検査率の年度別推移、耐震改修建築物の工事写真

バリアフリー
(検討中)

主要施策

2 - 2 - 2 - 良質な住宅の確保

(1) 良質な住宅および住環境の形成

住生活の向上をはかるため、地域の住宅事情や特性を踏まえた秋田市住生活基本計画を策定します。

また、これに基づき、既存住宅の耐震化・バリアフリー化の推進などによる良好な住環境の形成や、高齢者の住替えを支援する住宅循環システムなど、住宅市場の環境整備をはかります。

秋田市住生活基本計画

平成18年に新たに施行された住生活基本法に基づき、新秋田市住宅マスタープラ

ンを改訂し策定する、市民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画。施策についての基本的な方針や目標などを定める。

住宅循環システム

(検討中)

(2) まちなかへの居住の促進

まちなかへの居住を促進するため、中心市街地などの中堅ファミリー向けの良質な賃貸住宅を供給する事業などに対して補助を行うほか、市営住宅の整備に向け手法を検討します。

(3) 既設市営住宅建替事業

老朽化の著しい5団地を統廃合し、新屋比内町に市営住宅、集会所、公園および社会福祉施設などを、民間活力を活用して効率的に整備し、住宅困窮者の居住の安定をはかります。

図表：建設年度別市営住宅数

(4) 既設市営住宅改善事業

既設市営住宅の外壁などを改修するほか、高齢者・障害者などが安全・快適に利用できるよう、住戸内にバリアフリー対策を行います。

目標

指標	現況	21年度目標
良質な住宅および住環境の形成 〔誘導居住水準面積達成率〕	61.2%	64.0%
〔高齢者などのための設備がある住宅の割合〕	38.7%	42.0%
既設市営住宅建替事業	検討中	

2 - 2 - 2 - 建築指導の実施

(1) 中高層建築物の紛争予防への支援

中高層建築物の紛争予防を支援し、良好な生活環境や魅力あるまちづくりを実現するため、住民自らが建築計画等のルールを定めることができる建築協定の導入を、講習会を実施するなどして支援します。

(2) 安全・安心な建築物の推進および既存建築物の防災対策促進

審査・検査体制の強化や違反建築物の是正指導の強化により、安全・安心な建築物の確保を推進します。

また、耐震化やバリアフリー化に対する市民啓発や助言により、既存建築物の防災対策を促進します。

目標

指標	現況	21年度目標
中高層建築物の紛争予防への支援 〔市民要請によるまちづくり講習会開催数〕	検討中	検討中
安全・安心な建築物の推進および 既存建築物の防災対策促進 〔耐震化率〕	77.0% (18年度)	83.0%

市と市民の役割

取組事例	役割の内容	留意点
- (1) 良質な住宅および住環境の形成	市 ・住宅市場の環境整備 ・既設市営住宅の改善	・住宅の耐震化などの安全意識の啓発
	市民 ・既存住宅の耐震化、バリアフリー化の実施	
- (1) 建築協定の導入支援および中高層建築の紛争予防	市 ・まちづくり情報の発信による技術的支援	・市民、事業者、行政との連携強化による多角的な支援体制づくり
	市民 ・まちづくりへの主体的な取組と意識の向上	
- (2) 安全・安心な建築物の推進および既存建築物の防災対策促進	市 ・耐震改修技術・事例・支援制度などの情報発信	・耐震改修の際の多大な費用 ・関係団体との役割分担の明確化と密接な連携
	市民 ・リフォーム時の耐震改修の実施	

2章 緑あふれる環境を備えた快適なまち

2節 都市基盤の確立

3項 上下水道サービスの提供

基本方針

快適な市民生活や企業の経済活動を支えるため、安全で良質な水道水を安定的に供給します。

図表：水道ふれあいフェアのアンケート結果

環境に優しく、快適な暮らしのために、生活排水処理を実施します。

図表：下水道が果たす四つの役割

良質な上下水道サービスを将来にわたって提供するため、効率的な経営を続けます。

主要施策

2 - 2 - 3 - 安全な水の安定供給

(1) 配水ブロック化の推進

漏水箇所のより迅速な復旧、断水範囲の最小化、災害時における水道水の相互融通、水圧・水量・水質といった配水状況の詳細な把握などを可能とする配水ブロック化を進めます。

図表：配水ブロックのイメージ図

配水ブロック化

市街地全体に網の目状に埋設されている水道管を河川や道路、鉄道、地盤高などで区分けすること。

(2) 老朽配水管の更新

配水ブロック化計画区域外を対象とし、老朽配水管の更新、鉛製給水管の交換、配水管未整備地区の解消につとめます。

【新県都プラン】老朽配水管更新事業(河辺・雄和)

【新県都プラン】石綿セメント管更新事業(河辺地域)(19年度終了)

(3) 浄水場などの施設改良

浄水場など老朽化の進んでいる基幹施設を計画的に更新するとともに、今後減っていく給水量に応じて、施設規模の適正化を進めます。

【新県都プラン】浄水場施設改良事業(河辺・雄和)

【新県都プラン】南雄和簡易水道整備事業

【新建都プラン】水道施設遠方監視装置整備事業は、上記2事業に包含して実施

(4) 配水幹線の整備

各配水ブロックに水道水を安定的に供給するため、適正な口径と強度を持つ、より信頼性の高い配水幹線を計画的に整備します。

【新県都プラン】仁井田・雄和送水施設整備事業

(5) 水質検査体制の充実

水質検査の適正化と透明性の確保のため、水質検査計画に基づき、水源から蛇口までのきめ細やかな水質管理を実施します。

水質検査計画

水質基準に適合した安全な水道水を供給するために、水質検査の適正化や検査項目毎の場所や回数などを定めている計画。毎事業年度開始前に策定する。

目標

指標	現況	21年度目標
安全な水の安定供給 〔有効率〕 (1年間の給水量のうち、水道料金となった水量と消火用水など有効に使用された水量の割合)	93.4% (17年度)	95.0%

2 - 2 - 3 - 生活排水の適切な処理

(1) 公共下水道の整備

汚水の排除、トイレの水洗化といった生活環境の改善や、河川など公共用水域の水質保全のため、計画的に下水管の整備を進めます。

また、損傷の著しい老朽管の改築や下水管の機能の延命をはかるとともに、下水管のたるみや宅内への汚水の逆流、道路への流出などの問題を解消するため、計画的に不良箇所の新設替えを進めます。

【新県都プラン】公共下水道管渠建設事業(河辺・雄和)

(2) 合流式下水道の改善

汚水と雨水を同一の下水管で処理している区域では、未処理の汚水が雨天時に雨水と共に河川や海に流出することがあることから、水質保全・公衆衛生の確保、景観向上などのため、合流式下水道の改善を進めます。

合流式下水道

汚水と雨水を同じ下水管で集めて処理する方式。

(3) 処理場の更新

良好な水循環を保つため、老朽化に伴い能力が著しく低下している八橋下水道終末処理場の機械および電気設備などを更新し、機能の回復をはかります。

(4) 啓発活動などによる接続率と水洗化率の向上

公共下水道への接続やトイレの水洗化が、すみやかに行われるように、広報や市ホームページを活用した啓発活動のほか、融資あっせん制度の活用を促進し、公共下水道の接続率や水洗化率の向上をはかります。

データ：水洗化率の推移(過去5年)

(5) 農業集落排水事業(農業振興地域の整備(集合処理))

農村生活環境の改善と農業用水や河川の水質保全をはかるため、計画的に農業集落排水事業を推進します。

【新県都プラン】農業集落排水事業(金足地区、太平・柳田地区、河辺岩見地区、雄和新波地区)

【新県都プラン】汚泥減量化促進事業

(6) 浄化槽整備推進事業(集合処理区域の周辺地域の整備(個別処理))

生活環境の保全と公衆衛生の向上のため、下水道認可区域、農業集落排水整備地域および個別排水処理整備地域以外にある住宅に浄化槽を設置します。

【新県都プラン】(河辺鶉養地区、雄和神ヶ村地区、雄和繫地区)

目標

指標	現況	21年度目標
公共下水道の整備 〔公共下水道普及率〕 (市の人口のうち、公共下水道の利用が可能な人口の割合)	84.3% (17年度)	検討中
公共下水道の整備 〔水洗化率〕 (公共下水道の利用可能な人口のうち、実際に水洗トイレを使用している人口の割合)	82.8% (17年度)	検討中
農業集落排水事業 〔農業集落排水供用人口〕	10,829人 (17年度)	12,192人
浄化槽整備推進事業 〔浄化槽設置件数〕	0件 (18年度)	240件

市と市民の役割

取組事例	役割の内容	留意点
<p>- (1)(2)(3)(4)(5) 安全な水の安定供給</p>	<p>市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送配水管や浄水場などの計画的な施設整備と維持管理 ・適正な水質検査の実施など水道水の水質確保 ・窓口サービスの充実など市民の利便性向上策の実施 <p>市民</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地部分の給水装置の維持管理 ・貯水槽水道の水質検査など適切な管理 ・道路漏水の通報 ・水道メーターの確認など定期的な漏水点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民との役割分担に関する理解促進とその効果的 P R
<p>- (1)(2)(3)(4) 生活排水の適切な処理</p>	<p>市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共汚水ます、下水管などの計画的な施設整備と維持管理 ・放流水質の適正な管理 ・窓口サービスの充実など市民の利便性向上策の実施 <p>市民</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地部分の排水設備の維持管理 ・マンホールや公共汚水ますの異常、道路陥没などの発見時の通報 ・油を流さないなど下水道を快適に使用するための注意事項の遵守 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民との役割分担に関する理解促進とその効果的 P R

2章 緑あふれる環境を備えた快適なまち

2節 都市基盤の確立

4項 道路整備の推進

基本方針

快適で利便性と安全性の高い道路網を形成するため、幹線道路と生活道路の整備を進め、交通環境の整備充実をはかります。

だれもが安全で安心して通行できる快適な道路環境を確保するため、道路を常に良好な状態に保持します。

図表：統計から見た伸びゆく秋田市（平成17年度版）

主要施策

2 - 2 - 4 - 幹線道路の整備

(1) 都市計画道路の整備

都市の骨格を成す、都心・市街地・外周部の三環状道路 と、これらを結ぶ放射状道路を軸に、道路ネットワークの強化・充実をはかるため、都市計画道路を整備し、併せて県が事業主体となっていく都市計画道路の整備費用の一部を負担します。

【新県都プラン】幹線道路整備事業(南部中央線・割山南浜線)

【新県都プラン】街路事業(土崎駅前線)（20年度完了）

【新県都プラン】道路改良事業(和田松淵線・鹿野戸安養寺線)（19年度完了）

【新県都プラン】県施行街路事業負担金(秋田中央道路・千秋広面線・川尻広面線・秋田駅東中央線・新屋土崎線)

三環状道路

(検討中)

(2) 国道整備の促進

国道7号下浜バイパスや国道13号河辺拡幅など、国道の整備促進をはかります。

目標

指標	現況	21年度目標
都市計画道路の整備 〔整備率〕	74.4% (17年度)	76.3%
幹線道路整備事業〔進捗率〕	(18年度)	
南部中央線	53.0%	100% (20年度)
割山南浜線	未着手	49.0%
街路事業〔進捗率〕		
土崎駅前線	71.0%	100% (20年度)
秋田環状線	81.0%	100% (20年度)
新屋十軒町線	81.0%	100% (20年度)
外旭川新川線	12.0%	76.0%
明田外旭川線	87.0%	100% (19年度)
泉外旭川線	未着手	5.0%
住宅市街地基盤整備事業 〔進捗率〕		
新都市大通線	37.0%	100% (19年度)
上北手雄和線	34.0%	100% (20年度)
県施行街路事業(負担金) 〔進捗率〕		
秋田中央道路	88.0%	100% (19年度)
川尻広面線	70.0%	100%
秋田駅東中央線	89.0%	100% (19年度)
横山金足線	72.0%	H22完成
新屋土崎線	65.0%	100% (19年度)
千秋広面線	53.0%	H23完成

2 - 2 - 4 - 地域内道路の整備と維持管理

(1) 道路の改良

安全で快適な道路環境の改善をはかるため、道路の拡幅・線形・交差点などの改良を行うとともに、老朽化が著しい橋りょうの架け替えを進めます。

また、高齢者、障害者を含むすべての人にやさしい、歩行空間の整備につとめます。

(2) 舗装道の整備

未舗装道路の整備を進めるとともに、私道などの整備について支援します。

(3) 電線共同溝 整備事業

安全で快適な歩行空間の確保や都市災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性および都市景観の向上をはかるため、電線の地中化を推進します。

電線共同溝

電力線や通信線などの電線類を地下に埋設し、地上の電線や電柱をなくします。

(4) 道路の維持補修

道路機能を保持し、安全に通行できる空間を確保するため、橋りょうや地下道、側溝などの道路施設を適切に補修・改良することにより、施設の保全と延命化をはかります。

(5) 道路の緑化整備

都市の景観向上、環境保全、交通安全など、道路利用者や沿線住民に快適な緑の空間を提供するとともに、街路樹の延命化をはかるため、適切な維持管理を行います。

目標

指標	現況	21年度目標
検討中		

市と市民の役割

取組事例	役割の内容	留意点
- (1)(2)(3)(4)(5) 地域内道路の整備と維持管理	<p>市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 舗装や側溝などの道路施設の補修・改良 ・ 幹線道路の定期的なパトロールによる安全確保 <p>市民</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活道路(幹線歩道部含む)の側溝清掃や草刈りなどの軽易な維持管理 ・ 地域道路の危険箇所などの情報提供 	

2章 緑あふれる環境を備えた快適なまち

2節 都市基盤の確立

5項 公共交通機能の充実

基本方針

市民の移動の円滑化を促進するため、鉄道、バス、自動車などの交通機関の連携・役割分担を確立します。

少子高齢社会に対応した市民の移動手段の確保と充実のため、運行ニーズの高いバス路線の維持をはかるとともに、地域特性や利用状況に応じた公共交通の再構築に取り組めます。

主要施策

2 - 2 - 5 - 公共交通ネットワークの強化

(1) 公共交通ネットワークの強化

市民の日常生活における移動の円滑化をはかるため、鉄道、バス、自動車、さらには、地域特性や利用状況に応じて、今後、導入を検討するデマンド交通などによる各交通機関の役割分担や交通結節点における乗り継ぎの利便性の向上など、公共交通ネットワークの強化につとめます。

デマンド交通

電話などで乗車地と降車地を予約して、そこをバスやタクシーが運行する形態。

目標

指標	現況	21年度目標
検討中		

2 - 2 - 5 - バス交通機能の確保

(1) 地方バス路線維持対策事業

生活バス路線は、日常の市民生活を支える移動手段として重要であることから、運行ニーズの高いバス路線については、バス事業者に対し運行にかかる経費の一部を補助し、市民の移動手段の確保をはかります。

図表：「輸送人員と運送収入の推移」

(2) バス交通総合改善事業

公共交通政策の将来ビジョン構築を視野に入れ、地域公共交通ネットワーク会議を立ち上げ、地域特性や利用状況に応じた運行形態について検討します。郊外部における不採算路線については、市が事業主体となる委託運行などを実施することにより、市民の移動手段の確保と充実をはかります。

また、バス事業者による効率的な路線再編・ダイヤ改正を促進します。

目標

指標	現況	21年度目標
バス交通総合改善事業 〔バス利用者数〕	検討中	

市と市民の役割

取組事例	役割の内容	留意点
- (1) 地方バス路線維持対策事業	市 ・委託運行の実施、運行形態の検討	・地域特性に即した運行形態の確立
- (2) バス交通総合改善事業	市民(バス事業者) ・運行形態などの見直しによる利便性向上	
	市民 ・地域の実情に即した運行形態の検討への参画	

2章 緑あふれる環境を備えた快適なまち

2節 都市基盤の確立

6項 情報環境の充実

基本方針

地域間の情報格差を解消し、より多くの市民がICTを活用できる環境づくりを進めるため、民間による高速通信回線網などの情報通信基盤整備を促進します。

ICT

Information and Communication Technologyの略で、コンピュータなどの情報機器やデータ通信に関する技術を表す言葉。

主要施策

2 - 2 - 6 - 情報環境の整備

(1) 情報通信基盤の整備促進

高速通信回線網や携帯電話などの情報通信基盤を、民間との役割分担を明確にしながら促進し、地域間の情報格差の解消をはかります。

(2) 安全・安心なICT利用の推進

ICTの活用に潜む危険性とその防止策について周知・啓発を行い、市民がICT活用において被害にあわない、安全・安心な利用ができるようにつとめます。

目標

指標	現況	21年度目標
情報通信基盤の整備促進	検討中	

市と市民の役割

取組事例	役割の内容	留意点
情報環境の整備	市 検討中	
	市民 検討中	

2章 緑あふれる環境を備えた快適なまち

3章 健康で安全安心に暮らせるまち

3章 健康で安全安心に暮らせるまち

1節 安全な生活の実現

1項 危機管理体制の確立

基本方針

大規模災害に備え、避難、救助、援助などの防災活動が迅速に行われるよう、各種防災情報の提供や防災資機材の配備を進めながら、行政・関係機関・地域が一体となった総合的な防災対策の推進につとめます。

図表：地域防災計画・防災協定・救援物資備蓄・ハザードマップ

災害時の避難場所としての活用や火災時の延焼防止のため、公園・オープンスペースの整備につとめます。

資料：秋田市地域防災計画指定の避難場所および広域避難場所である公園等

テロによる生物剤・化学剤に起因する災害などに備えるため、関係機関との連携を進め、初動体制等の確立をはかります。

市民相互の助け合いにより災害における被害を軽減するため、地域防災力の強化と育成をはかります。また、介助が必要な障害者や高齢者の情報を的確に自主防災組織などに提供し、安全の確保につとめるとともに、ボランティアの受入れ体制やその活動が円滑に行われるよう、環境を整備します。

図表：自主防災組織・防災訓練

水害や土砂災害などを防止するため、河川改修や雨水管整備、急傾斜地崩壊対策工事などを進めます。

危険物災害などの大規模事故を未然に防止するため、危険物施設への査察や危険物管理体制の強化指導を行います。

新興感染症などの発生とまん延を防ぐため、対応マニュアルの作成や関係機関との連携など、健康危機管理体制を整備します。

図表：高病原性鳥インフルエンザ患者数の推移、ウイルス、毒劇物のイメージ

新興感染症

この20年間に新しく知られてきた感染症で、局地的にあるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。(鳥インフルエンザ、SARS、エイズなど)

主要施策

3 - 1 - 1 - 防災体制の構築と防災拠点の整備

(1) 防災体制の整備

高齢社会や都市構造の変化など新たな防災課題を検証し、災害被害の未然防止につとめるとともに、災害発生時に市の災害対応の中心となる災害対策本部の効果的な運営や関係機関との連携強化をはかります。

また、災害時における緊急救援物資の供給など各種団体や企業との援助協定による応援体制の強化につとめ、防災対策の一層の充実をはかりながら本市の防災活動を総合的かつ計画的に推進します。

(2) 防災機能の整備

人口割合や年齢構成などの地域特性を考慮した、非常食をはじめとする生活用品や救助資機材などの緊急救援物資を、市民サービスセンターやコミュニティーセンターなどの公共施設へ分散備蓄するとともに、災害用トイレの設置など、公共施設への防災機能の整備を推進し、行政と地域が一体となって防災活動が行える環境整備につとめます。

備蓄の現況（データ）

(3) 防災情報の提供

平常時からの防災意識の向上と警戒時の安全で的確な避難行動を実現するため、災害危険区域や避難場所など地域の防災情報を盛り込んだハザードマップを作成し、市民への周知をはかり、被害の軽減につとめます。

また、防災情報の共有化をはかるため、情報提供システムで運用する情報を拡充するほか、新たな情報伝達システムの整備を検討しながら、迅速で確実な各種防災情報の提供につとめます。

【新県都プラン】防災行政無線整備事業

(4) 市民防災活動の活性化

市民への広報活動につとめ、若年層を含めた自主防災組織の結成を促進し、防災講演会や防災訓練の充実などを通じ、地域一体となった救護や救援を行える組織の育成と強化をはかります。

(5) 災害ボランティアの受入れ体制の確保

大規模災害の発生時、被災者の救援などを行うボランティア活動の拠点として、関係各機関と連携をはかりながら、社会福祉法人秋田市社会福祉協議会を中心とした災害ボランティアセンターを設置します。

また、主に炊き出し、食事の提供、救援物資の仕分けなどを行う一般ボランティアと、医療活動や建物の応急危険度判定などを行う専門ボランティアの受入窓

口を開設するとともに、その活動を支援します。

社会福祉法人秋田市社会福祉協議会

(6) 地域での要支援者の情報の提供

重度障害者や満65歳以上の在宅寝たきり・ひとり暮らし高齢者に関する情報を自主防災組織または町内会に提供し、迅速な情報伝達と避難誘導の介助支援など地域の防災活動に役立てます。

(7) 都市公園整備事業

地震災害時などにおける避難地や救護活動の拠点として、また、市街地火災時などでの延焼防止機能など、防災上、有効な施設として活用するため、公園・オープンスペースの整備につとめます。

(8) 災害対応体制の充実

災害発生時における被害の軽減をはかるため、高度救助用資機材の整備や隊員の養成などハード・ソフト両面の充実につとめるとともに、災害規模に応じ、各種消防相互応援協定などを有効に活用します。

(9) 生物・化学災害への対応

生物・化学兵器に起因する大規模災害（テロ攻撃）に備え、迅速な情報連絡体制の整備につとめるほか、初動体制の確立をはかります。

目標

指標	現況	21年度目標
市民防災活動の活性化 〔自主防災組織結成率〕 (全国平均64.5%)	57.9% (18年度)	65.0%

3 - 1 - 1 - 水害・土砂災害対策の実施

(1) 河川の改修と環境整備の実施

流下能力の向上をはかるため、新城川や太平川および古川などについて改修を行います。また、大雨時の水害防止と沿川の環境整備をはかるため、古川や宝川および白熊川ほか4河川について、河道閉塞部の浚せつを行います。

(2) 浸水対策の実施

雨水管の整備や生活排水路の補修などにより、短時間の多雨により発生する浸水被害対策を実施します。

(3) 急傾斜地の崩壊対策工事の実施

急傾斜地の崩壊による土砂災害を防止するため、擁壁工事や法面工事などにより対策工事を実施します。

目標

指標	現況	21年度目標
普通河川古川改修事業 〔進捗率〕 大住工区	0.0% (H19着手) (18年度)	37%
浸水対策の実施 〔都市浸水対策達成率〕 (公共下水道または都市下水路による都市浸水対策の整備対象地域面積のうち、概ね5年に1度の大雨に対して安全であるよう、すでに整備が完了している区域の面積の割合)	51.0% (17年度)	52.0%

3 - 1 - 1 - 大規模事故の予防策の整備

(1) 危険物施設などの査察の徹底と自主保安管理体制の強化

危険物施設や石油コンビナート施設の査察を徹底し、防災管理者などに対する自主保安管理体制の強化指導と企業との連携をはかり、危険物災害の未然防止につとめます。

目標

指標	現況	21年度目標
検討中		

3 - 1 - 1 - 健康危機の防止体制の整備

(1) 健康危機 への対応力の強化

健康危機における技術的かつ専門的業務に対応するため、専門技術職員の確保につとめるとともに、疫学的分析・調査、緊急時の対応に関する人材育成、健康危機事例に関する研究調査、情報収集などを行います。

また、健康危機発生時に迅速に対応するため、情報通信手段の確保や検査機器の整備、医薬品などの備蓄状況の把握を行うなど、初動体制の確立をはかります。

健康危機

生命及び健康に広範かつ重大な危害が生じ、または生じる恐れがある緊急の事態。

疫学

人間集団の中で病気がどのようにおこっているのかを調べ、病気の予防や健康の増進に役立てようとしている学問。

(2) 新興感染症 対策の強化

新興感染症の対応マニュアルを作成するとともに、検疫所や秋田県健康環境センター、消防などの関係機関と連携をはかり、新興感染症発生時のまん延を防止します。

また、定期的に訓練や演習を実施するなど、新興感染症対策の強化をはかります。

図表：高病原性鳥インフルエンザ患者数の推移

新興感染症

この20年間に新しく知られてきた感染症で、局地的にあるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。(鳥インフルエンザ、SARS、エイズなど)

市と市民の役割

取組事例	役割の内容	留意点
- (1) 防災体制の整備	市 ・ 関係機関との連携調整 ・ 防災協定の効果的な運用	・ 個人情報の管理と情報の取扱い ・ 関連協定との連携と調整
	市民（企業、NPO） ・ 防災協定の締結による地域への支援	
- (4) 市民防災活動の活性化	市 ・ 防災資機材の提供や講習会の開催による支援	・ 組織の高齢化および組織間の意識格差
	市民 ・ 自主防災組織の結成と自発的・積極的な防災訓練などの実施	
- (5) ボランティア受入れ体制の整備	市 ・ ボランティア関係団体との相互理解 ・ 災害時のボランティア活動の体制づくり	・ ボランティア活動のさらなる活性化 ・ 災害ボランティア活動の普及・啓発活動
	市民 ・ 災害ボランティア活動への理解 ・ 災害発生時の救護活動への参加意識の向上	
- (6) 災害弱者の支援体制の充実	市 ・ 介助の必要な方に関する情報提供	・ 迅速かつ的確な安全確保と情報伝達 ・ 個人情報保護への配慮と対象の拡大
	市民（自主防災組織、町内会） ・ 災害発生時の災害弱者の介助と的確な情報伝達	

<p>- (2) 浸水対策の実施</p>	<p>市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨水管整備の推進 ・公共施設を利用した浸透ますや貯留施設の設置による雨水流出の抑制 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置技術の習得 ・財源の確保
<p>市民</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地部分への浸透ます、貯留槽などの雨水流出抑制施設の設置 ・土のうの設置などによる浸水の防止 		
<p>- (1) 健康危機管理体制の整備</p>	<p>市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平常時の備えと、指針・マニュアルなどに基づいた実効性ある体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・冷静な行動をとるための地域内連携 ・健康被害発生時の正確な情報の伝達
<p>市民</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康被害を被らない情報の入手 		
<p>- (2) 新興感染症対策の強化</p>	<p>市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症情報の提供とまん延の防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・不正確情報の流布防止
<p>市民</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症に関する知識の習得と予防行動 		

3章 健康で安全安心に暮らせるまち

1節 安全な生活の実現

2項 雪に強いまちの確立

基本方針

「平成18年豪雪」によって得られた課題・問題点の検証を行い、「出勤基準の明確化」、「機械力の適正確保」、「堆雪場の適正確保」に重点を置き、迅速かつ均一で効率的な道路除排雪を実施します。

図表：道路除排雪の基本計画書

除雪車両の位置情報の提供や、地域における除排雪作業への支援により、除排雪に対する市民理解の向上と地域除排雪の推進につとめます。

図表：道路除排雪の基本計画書

ひとり暮らし高齢者世帯等が安心して冬期間を過ごすことができるように、除雪ボランティアの有効活用方法の研究や地域団体との連携を充実することにより、地域における助けあい・支えあいによる雪対策を実施します。

図表：地域防災計画

安全な冬期道路交通を確保するため、雪対策施設の整備や地域活動に対する支援制度を充実するとともに、早期除排雪につとめます。

図表：道路除排雪の基本計画書

主要施策

3 - 1 - 2 - 雪に強いまちづくりの推進

(1) 雪に強いまちの研究

豪雪にも対応が可能となる地域バランスを考慮した堆雪場の適正配置を行うとともに、市街地における空閑地の有効活用方法の研究や、豪雪にも対応できる公共施設整備のあり方を研究します。

(2) 歩道消融雪設備整備事業

冬期の安全で快適な歩行者空間を確保するため、無散水消融雪施設を設置し、歩道のネットワーク化をはかります。

無散水消融雪施設

ロードヒーティング等で歩道を温め、路面上の融雪や凍結防止を行う施設

(3) 融雪施設改良事業

坂道などに設置されている融雪施設の機能維持をはかるため、耐用年数を超えている箇所の補修を行います。

(4) 防雪柵等整備事業

防雪柵を整備し、冬期間における道路の吹き溜まりなどの防止や視程障害の緩和をはかり、車両及び通学児童の通行の安全を確保します。

また、流雪溝の整備や新たな雪対策施設の検討をします。

目標

指標	現況	21年度目標
歩道消融雪設備整備事業（雪みち計画） 〔整備延長距離〕	4,764m(2路線) (18年度)	5,424m(2路線)
融雪施設改良事業 〔整備箇所〕	7カ所 (15年度～18年度)	3カ所 (19年度～21年度)
防雪柵等整備事業 〔設置済箇所数〕 〔整備延長距離〕	12カ所 (18年度) 検討中 (18年度)	3カ所 (19年度～21年度) 1,300m

3 - 1 - 2 - 地域における除排雪体制の構築

(1) 地域における助けあい・支えあいによる雪対策の実施

ひとり暮らし高齢者世帯等が安心して冬期間を過ごすことができるように、除雪ボランティアの有効活用方法の研究や早期募集を行うとともに、「雪寄せ・雪下ろし事業者」に関する情報を早期に提供するなど、行政・地域・市民それぞれが担う役割と責任を明確にし、ともに助けあい、支えあう地域づくりに取り組みます。

(2) 除排雪機械貸出制度等

町内会や地域が共同で排雪作業を行う際に、ダンプトラックまたは積み込み機械のいずれかを無償で貸し出すほか、シーズンを通して、生活道路や歩道除雪を実施する町内会などに対しハンドガイド式小型ロータリ除雪車などを試験的に貸

し出します。

目標

指標	現況	21年度目標
除排雪機械貸出制度等	検討中	

3 - 1 - 2 - 道路除排雪の実施

(1) 効率的な除排雪の実施

冬期の安全な道路交通を確保するため、除雪車両の出動基準の適正化や路線ごとの作業優先度を見直し、機械力の適正確保などにより作業効率の向上をはかり、迅速かつ均一な除排雪作業を実施します。

(2) 除排雪関連情報の提供

除雪車両の作業情報の公開や、降雪時に活用できる情報の提供などを行うほか、地域における除排雪作業への支援方法を研究するなど、市民サービスの向上をはかります。

(3) 道路除排雪対策事業

除雪の出動基準や排雪の実施基準を定め、迅速な判断による早期除雪と計画的な排雪作業の実施により、安全で円滑な冬期道路交通と歩行者空間を確保します。

図表：道路除排雪の基本計画書

目標

指標	現況	21年度目標
道路除排雪対策事業	検討中	
市街地における堆雪場の確保	検討中	

市と市民の役割

取組事例	役割の内容	留意点
- (1) 道路除排雪対策事業	市 ・ 機械による除排雪作業	
	市民 ・ 機械除雪後の玄関先や 車庫前に寄せられた雪 の間口除雪	

3章 健康で安全安心に暮らせるまち

1節 安全な生活の実現

3項 防犯・交通安全体制の確立

基本方針

市民を犯罪から守るため、行政と地域が連携をはかりながら、防犯活動に対する支援や啓発活動の推進につとめます。

図表：秋田市交通安全母の会連絡協議会活動状況、交通安全運動時の活動状況、交通安全教室実施状況、交通指導隊員活動状況

学校・地域・関係機関が一体となって、児童生徒の安全を確保するため、学校内および通学路等における防犯環境の整備に取り組みます。

市民を交通事故から守るため、良好な交通環境を確保するとともに、交通安全意識の啓発につとめます。

図表：自転車等駐車場稼働調べ、自転車等放置禁止・規制区域における放置自転車の推移

主要施策

3 - 1 - 3 - 地域防犯の強化

(1) 防犯活動推進事業

犯罪のない明るく住みやすい地域社会をつくるため、自主的な防犯活動を展開する防犯協会の活動を財政面から支援するとともに、防犯協会との協議や各種防犯キャンペーンの実施を通じ、防犯意識の普及・啓発につとめます。

防犯協会

防犯思想の普及伝達や犯罪予防に関する自主的な防犯活動を行っている市民団体であり、本市には、中央、臨港、東の3つの防犯協会がある。

(2) 町内防犯灯の設置と維持管理に対する支援

通行の安全や夜間の犯罪を防止するため、町内会の要望に基づき、防犯灯を設置します。また、町内会で管理している防犯灯の維持管理に要する経費を助成します。

目標

指標	現況	21年度目標
検討中		

3 - 1 - 3 - 児童生徒の安全対策の実施

(1) 小学校の警備

児童が安心して学校生活を送ることができるよう、すべての小学校に警備員を配置し、不審者、不審物へ対応します。

(2) 地域と連携した安全対策

学校やPTA・地域団体などと連携しながら地域ぐるみでパトロールを行うなど、児童生徒の安全確保につとめます。

目標

指標	現況	21年度目標
検討中		

3 - 1 - 3 - 交通安全対策の実施

(1) 交通安全教室の開催

交通安全教育として、就学前のすべての子どもを対象とした幼児交通安全教室を開催します。また、秋田市交通指導隊を中心としながら、老人福祉施設の関係者などとの連携により、高齢者交通安全教室を開催します。

(2) 交通安全活動団体への支援および連携

市民の交通安全意識を高めるため、秋田市交通安全母の会連絡協議会 や交通安全協会など、交通安全活動団体の活動を支援するとともに、各団体と連携しながら、交通安全活動の効果的な展開をはかります。

秋田市交通安全母の会連絡協議会

平和で幸せな家庭生活を築くため、母親の立場から、特に子供と高齢者の交通事故防止や飲酒運転の徹底追放をはかるなど、家庭からの交通事故防止活動を推進しているボランティア団体。秋田市交通安全母の会会員をもって組織される。

(3) 放置自転車対策事業

市民の良好な生活環境を確保するため、自転車等放置禁止・規制区域を指定するとともに、自転車等駐車場の適切な管理・運営を行います。

(4) 交通安全施設等整備事業

カーブミラーや道路照明灯などの整備により、交通事故の減少と交通安全の確保をはかります。

目標

指標	現況	21年度目標
交通安全教育事業 〔交通安全教室開催回数〕	328回 (17年度)	検討中
放置自転車対策事業	検討中	検討中

市と市民の役割

取組事例	役割の内容	留意点
- (2) 防犯活動への支援	市 ・ 町内防犯灯の設置 ・ 町内防犯灯維持管理に対する財政支援	・ 電気料を含めた維持管理費の上昇 ・ 灯具設置に対する制約
	市民 ・ 町内防犯灯の維持管理	

3章 健康で安全安心に暮らせるまち

2節 安心して暮らせる毎日の実現

1項 健全な消費・食生活の確保

基本方針

市民の消費生活の安定と向上のため、消費者教育や啓発を充実させます。

また、消費者トラブルを早期かつ迅速に解決するため、相談・救済体制の充実・強化につとめます。

市民が安心して食品を入手できるよう、食品衛生体制を整備し、安全性を確保します。

子どもや親が健全な食習慣を身につけられるよう、栄養指導や体験学習などにより、食育の推進につとめます。

主要施策

3 - 2 - 1 - 消費者支援の実施

(1) 消費者教育や啓発の実施

消費者トラブルを未然に防止するため、市民に消費生活に関する情報を提供するほか、消費生活に関する知識を習得できる機会を充実させるなど、消費者啓発を積極的に行います。

また、消費者団体 と連携をはかりながら、消費者教育や啓発事業を実施します。

消費者団体

消費者によって自主的組織された団体で、消費生活の諸問題について消費者の利益擁護を目的に活動する。

(2) 消費生活相談事業

悪質商法によって複雑化する消費者トラブルから市民を救済するため、相談体制の充実に取り組むほか、警察や弁護士会などの関係機関との連携を強化し、機動的な対応をはかります。

(3) 公正な取引の確保

消費者と事業者の公正な取引を確保するため、事業者に対し、適切なサービスや商品情報の提供などにつとめるよう、要請や指導を行います。

目標

指標	現況	21年度目標
消費者教育および啓発事業 〔出前講座の開催回数〕	30回 (17年度)	40回

3 - 2 - 1 - 食品衛生体制の整備

(1) 食品衛生監視指導の実施

食品の安全性を確保するため、市民からの意見を反映した食品衛生監視指導計画を策定し、重点的、効果的な監視指導や食品検査を実施するとともに、事業者や市民に対し食品衛生知識の普及・啓発をはかります。

図表：食品衛生監視指導計画(イメージ)

食品衛生監視指導計画

飲食物が原因となる衛生上の事故を未然に防止するための監視指導計画。地域の実情を踏まえて毎年度策定する。

(2) 食品衛生検査体制の整備

基準を超える農薬などが残留した食品を速やかに排除するとともに、食中毒の未然防止や被害拡大防止のため、検査の迅速性と信頼性を確保する検査機器を計画的に整備します。

また、食肉の安全性を確保するため、食肉検査機器を整備し、BSE検査などの食肉衛生検査を実施します。

図表：検査風景(イメージ)

BSE

牛海綿状脳症の略で、牛の神経系の病気。牛の脳が海綿状(スポンジ状)になることから、この名前が付けられた。

目標

指標	現況	21年度目標
検討中		

3 - 2 - 1 - 食育の推進

(1) 妊婦や乳幼児の保護者に対する食教育の充実

妊婦や乳幼児の保護者がそれぞれに望ましい食習慣・生活習慣を身につけることができるよう、正しい知識の普及や個別相談などの充実をはかります。

図表：妊産婦・乳幼児に対する健康教育・相談の状況

(2) 児童生徒の食教育の充実

心身の健康の増進と豊かな人間性など児童生徒の「生きる力」をはぐくむ基礎として、正しい食習慣の指導をはじめとする食育の推進につとめます。

(3) 食農教育の推進

子どもたちが農作物に関する知識や食の大切さを学ぶことができるよう、教育機関などと連携しながら、農業体験学習を積極的に推進します。

目標

指標	現況	21年度目標
検討中		

市と市民の役割

取組事例	役割の内容	留意点
- (1)(2) 消費者支援の実施	市 ・消費者トラブルの相談 受付と相談の斡旋	・担い手となる消費者団体・グループの育成
	市民(消費者団体など) ・悪質商法防止のための啓発活動	
- (2) 食品衛生検査体制の整備	市 ・監視指導の実施 ・衛生知識の普及啓発	
	市民 ・食品衛生知識の向上	

3章 健康で安全安心に暮らせるまち

2節 安心して暮らせる毎日の実現

2項 保健・医療体制の充実

基本方針

市民が住み慣れた地域で健康に暮らし続けることができるよう、安心できる保健・医療体制づくりにつとめます。

市立秋田総合病院については、市民の多様な医療ニーズに対応するため、医療スタッフや医療設備の充実をはかり、安全で良質な医療を提供できる体制の整備につとめます。

市民の健康寿命を延ばすため、生涯にわたる生活習慣病予防策を進めるとともに、市民の自主的な健康づくり運動を支援します。

図表：生活習慣病等の死亡統計・疾病統計、健康づくり意識の調査

感染症の発生やまん延を予防するため、予防接種の推進につとめるとともに、感染症の予防知識の普及につとめます。

図表：定期の予防接種一覧、感染症患者数の推移

主要施策

3 - 2 - 2 - 地域保健・医療体制の充実

(1) 市民の健康づくりの推進

市民が住み慣れた地域で健康に暮らすことができるよう、健康づくりの意識向上と健康づくり運動への取組を促す活動を支援するとともに、健康と栄養講話会や運動指導教室などの健康事業を実施します。

図表：市民の健康への意識向上割合など(データ等)

【新県都プラン】健康あきた市21推進事業

【新県都プラン】健康増進情報システム統合事業

(2) 市民の健康づくり活動への支援

地域保健推進員 が地域で開催する健康教室に保健師や栄養士を派遣し、市民の自主的な健康づくり活動を支援します。

図表：地域保健推進員活動実績

地域保健推進員

地域の健康づくりを支えるために活動している市民で、平成18年7月1日現在、45地区に1,560人がいる。

(3) 心の健康づくりへの支援

日常生活の様々な場面における心の健康づくりについて、個別相談や健康教育を行うなど、心の健康づくりを進める取組を促進します。

(4) 市立秋田総合病院医療体制の充実

地域の中核的な病院として、安全で良質な医療を提供するため、医療スタッフおよび医療設備の充実をはかります。

また、病診連携をさらに進め、市立病院の果たすべき役割、機能の確立をはかります。

病診連携

かかりつけ医と総合病院などが相互に協力して連携をはかり、効率的、効果的な医療を提供していくこと。

目標

指標	現況	21年度目標
検討中		

3 - 2 - 2 - 疾病の予防策の実施

(1) 健康診査、各種検診体制の整備

生活習慣病の早期発見・早期治療のため、健康診査や各種検診を実施するとともに、事後指導の充実をはかります。

図表：実施する各種健(検)診および事後指導の実施状況

健康診査

基本健康診査のことで、脳卒中や心臓病、高血圧症などの生活習慣病の早期発見と予防のための健診をいう。

各種検診

各種がん検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診をいう。

(2) 健康教育・健康相談の推進

乳幼児から高齢者まで、市民が生涯にわたり健康を保つため、それぞれのライフステージにあわせた食生活、身体活動、ストレス、口腔ケア、喫煙、飲酒などの生活習慣を改善する健康教育・健康相談を推進します。

図表：健康あきた市 21 市民の生活習慣行動指標（H14 年）

目標

指標	現況	21年度目標
検討中		

3 - 2 - 2 - 感染症対策の実施

(1) 感染症予防知識の普及

インフルエンザ、ノロウイルス胃腸炎、結核、エイズなどの感染症を予防するため、研修会の開催や健康教育などの実施により、市民に情報を提供するとともに、予防知識の普及をはかります。

図表：感染症患者数の推移

(2) 予防接種の充実

感染症の発生予防のため、定期の予防接種の情報を保護者に周知するとともに、接種意識の向上と接種の促進につとめます。

(3) 動物の適正飼養による感染症の予防

狂犬病をはじめとする人獣共通感染症を予防するため、犬の登録、予防注射の接種などを進めるとともに、動物の適正飼養について普及・啓発をはかるほか、感染症についての情報提供につとめます。

図表：犬のしつけ方教室(イメージ)

人獣共通感染症

人間と人間以外の脊椎動物の双方が罹患する感染症。動物から人間だけでなく、人間本来の感染症が動物に伝播するものも含まれる。

目標

指標	現況	21年度目標
検討中		

市と市民の役割

取組事例	役割の内容	留意点
- (1)(2) 疾病の予防策の実施	市 ・生活習慣病予防の普及啓発 ・各種健(検)診の実施 ・健康講座等の開催	・市民の健康づくり意識の向上
	市民(医師会・歯科医師会) ・各種健(検)診への協力 市民 ・健康づくり活動の実施	
- (1) 感染症対策の実施	市 ・感染症予防知識の普及 ・発生時のまん延防止	・医療施設、社会福祉施設などでの集団発生時の対策 ・エイズや性感染症などの増加に対する対策
	市民 ・感染症の知識習得と予防の心掛け	

3章 健康で安全安心に暮らせるまち

2節 安心して暮らせる毎日の実現

3項 消防・救急体制の充実

基本方針

火災による逃げ遅れ者や放火火災をなくすため、消防団や自主防災組織などの組織強化を支援し、連携強化につとめます。

図表：平成17年版消防白書「災害の現況と課題」

消防力の強化をはかるため、特異災害をはじめ多様な火災・災害を想定し、装備の近代化と効率的な組織運営などに取り組みます。

図表：平成17年版消防白書「災害の現況と課題」

より一層効率的な救急体制を構築するために、救急車の適正利用意識の啓発を進めながら、市民による応急手当が日常的に実践される社会の形成をはかります。

図表：平成18年版消防年報（秋田市消防本部）

救急需要対策に関する検討会報告書（総務省消防庁）

救急業務高度化推進検討委員会報告書（総務省消防庁）

主要施策

3 - 2 - 3 - 火災予防の促進

(1) 住宅防火対策の推進

住宅火災を予防するため、住宅用火災警報器の設置促進とカーテン、じゅうたん類などの防災物品、火災の発生を防ぐ安全調理器具などの普及促進につとめます。

防災物品

炎に接しても燃えにくい一定の性能を有する物品。

(2) 地域住民による防火環境の推進

放火されない環境をつくるため、消防団や町内会組織など地域住民の協力のもと、放火火災危険度チェックなどを通じ、放火火災防止に対する意識啓発につとめ、防火環境づくりを推進します。

(3) 防火管理の徹底

火災発生時に人命に危険がおよぶ可能性が高い建物について、防火管理の徹底をはかるとともに、予防査察などによる違反是正の強化につとめます。

(4) 火災原因調査体制の充実強化

火災調査研修を充実させ、調査員の質の向上につとめるとともに、調査資器材の整備をはかり、精度の高い火災原因調査体制の構築につとめます。

目標

指標	現況	21年度目標
地域住民による防火環境の推進 〔火災件数に占める放火又は放火の疑い割合〕	17.0% (15～17年平均)	10.0%以下

3 - 2 - 3 - 消防体制の整備

(1) 消防力の整備

特異災害をはじめ多様な火災・災害に対応するため、消防施設および装備の近代化をはかり、効率的な組織運営、人材の確保と育成、教育の充実につとめるとともに、適切な消防署所の配置の検討を進め、消防力の強化を推進します。

【新県都プラン】消防水利整備事業

【新県都プラン】車両整備経費

【新県都プラン】消防施設整備関係経費

(2) 消防団組織の充実強化

団員数の減少や高齢化など消防団を取り巻く課題の解決に向け、機能別団員や機能別分団の導入など組織の充実強化をはかり、より活動しやすい環境の整備につとめます。

【新県都プラン】車両整備経費(非常備)

機能別団員

大規模災害など特定の活動にのみ参加する団員

機能別分団

大規模災害をはじめ予防広報など特定の活動、役割のみ実施する分団

目標

指標	現況	21年度目標
消防団組織の充実強化 〔定員に対する充足率〕	92.9% (17年度)	95.0%

3 - 2 - 3 - 救急・救命体制の整備

(1) 救急・救命体制の強化

市民が常に高度な応急処置を受けられるよう、救急救命士 や救急隊員を養成するとともに、高規格救急自動車 を計画的に更新するなど救急・救命体制を整備します。

【新県都プラン】救急業務高度化推進事業

救急救命士

救急患者に対し、医師の指示のもと気道確保や除細動、点滴などの高度な応急処置を行う専門職

高規格救急自動車

広い車内空間と高度な救急救命処理に必要な救急色材を備えた救急自動車

(2) メディカルコントロール 体制の充実

救急救命士が常に高度な救命処置を行えるよう、医療機関などとの連携のもと、病院実習などからなる教育体制の充実をはかります。

メディカルコントロール

救急現場において、救急救命士などがすみやかに医師から指示・指導・助言を受けられる体制、救命処置に対し医師が事後検証し今後の教育に役立てる体制、救急救命士たちの再教育体制、これら3つの体制のこと。

(3) 市民への応急手当の普及・啓発

応急手当の実施率の向上をはかるため、市内各所へのAED 設置を促進しながら、その情報を市民へ公開するとともに、応急手当に関する知識などの普及、啓発をはかります。

図表：救急救命率

A E D

自動体外除細動器 (Automated External Defibrillator) の略で、電気ショックにより心臓突然死などに見られる致死性不整脈を治療する機器。

目標

指標	現況	21年度目標
市民への応急手当の普及・啓発 〔講習会修了証取得者〕	(人) (18年度)	(人) (人口の3割)
救急・救命体制の強化 〔救急救命士の養成者数〕	37人 (18年度)	41人

市と市民の役割

取組事例	役割の内容	留意点
- (1) 火災予防 (住宅用火災警報器の設置促進)	市 ・住宅用火災警報器の普及促進をはかるための周知	・平成23年度までの設置が義務化されていることの周知
	市民 ・住宅用火災警報器の早期設置	
- (2) 地域ぐるみの火災予防 (放火火災防止対策)	市 ・放火されない環境づくりに向けた、消防団や町内会組織との協力	・地域住民との協力体制の構築
	市民(町内会・消防団等) ・放火火災予防への自主的取組	
- (3) 救急・救命体制の充実	市 ・A E D取扱いを含む救命講習の実施 ・広報などによる効率的な救命体制の構築 ・救急車の正しい利用周知	
	市民 ・A E Dを用いた応急手当の実践 ・応急手当講習の受講 ・救急車の適正利用への理解	

3章 健康で安全安心に暮らせるまち

2節 安心して暮らせる毎日の実現

4項 社会保障制度の確保

基本方針

生活困窮する市民を援護するため、生活保護制度により最低限度の生活を保障するとともに、自立支援を推進します。

図表：グラフ「被保護世帯数および被保護者数の推移」

介護サービス利用者の自立を支援するため、サービスの適切かつ効果的な利用の促進につとめるとともに、負担と給付の公平性を確保し、介護保険の適正かつ円滑な運営をはかります。

図表：グラフ「介護給付費の推移」

国民健康保険の健全な運営を行うため、保険税の適正賦課をはかるとともに、税収の確保につとめます。また、国民健康保険加入者の疾病の早期発見と自主的な健康管理のため、保健事業の充実につとめます。

図表：国民健康保険事業会計に占める税収の割合、療養給付費の推移

図表：保健事業費の推移

市民の老後における年金受給権を確保するため、年金事務の適正な処理と制度の周知につとめます。

図表：加入者数と受給者数

主要施策

3 - 2 - 4 - 生活保護の適正運営と自立支援の促進

(1) 生活保護の適正運営

生活困窮世帯に最低限度の生活を保障する生活保護制度の根幹を堅持しつつ、保護の適正運営を推進します。

(2) 自立支援プログラムの策定・実施

被保護世帯の自立支援を推進するため、ハローワークと連携した就労支援を行うとともに、様々な問題を抱える母子世帯などに対し、専門員による自立に向けた助言・指導を行います。

3 - 2 - 4 - 介護保険の適正な運営

(1) 適正な介護保険給付の推進

介護サービスが本来の目的に沿った形で提供され、高齢者の自立支援に向けたものとなるように、また、不適正、不正な介護サービスをなくすため、給付状況の調査・照合などを実施し、介護給付の適正化をはかります。

(2) 公平・公正かつ適切な要介護認定の推進

基準に基づいた公平・公正かつ適切な要介護認定を維持するため、研修や様々な認定事例の検証を実施するなど、訪問調査員や認定審査会委員の専門性の向上をはかります。

図表：グラフ「要介護度別認定者数の推移」

(3) 介護保険制度の普及・啓発

広報活動により介護保険制度の普及・啓発をはかるとともに、サービス内容や事業所などの情報を提供し、効果的なサービス利用を促進します。

(4) 家族介護用品支給事業

重度(要介護4・5)の要介護者を在宅で介護する市民税非課税世帯の経済的負担の軽減をはかるため、在宅介護に必要な介護用品を支給します。

図表：グラフ「家族介護用品支給事業費・利用者推移」

要介護者

身体上又は精神上的の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、常時介護を要すると見込まれる状態にある者。

目標

指標	現況	21年度目標
検討中		

3 - 2 - 4 - 国民健康保険の健全な運営

(1) 収納率向上対策事業

国民健康保険税の収納率向上をはかるため、国保制度に関する広報活動を行うとともに、滞納整理システムの導入などによる収納体制の充実強化や口座振替の加入促進につとめます。

(2) 医療費適正化対策事業

医療費の適正化をはかるため、レセプト 点検の充実・強化につとめるとともに、被保険者に医療費通知を送付します。

レセプト

診療報酬請求明細書の通称で、病院や診療所が医療費の保険負担分の支払いを公的機関に請求するために発行するもの。

(3) 国民健康保険加入者への保健事業の実施

被保険者の疾病の早期発見、早期治療、健康保持・増進をはかるため、人間ドックや健康診査助成事業などを行います。

目標

指標	現況	21年度目標
収納率向上対策事業 〔現年度収納率〕	89.1% (17年度)	検討中

3 - 2 - 4 - 国民年金事務の適正な処理

(1) 国民年金事務の適正な処理と制度の周知

国の法定受託事務 である各種国民年金について、届け出などを適切に処理するとともに、国と連携しながら、国民年金制度の周知につとめます。

法定受託事務

国や他の地方公共団体から委託され、地方自治体が代行して行う事務

市と市民の役割

取組事例	役割の内容	留意点
介護保険の適正な運営	市 ・適切なサービス利用に向けた事業所などとの連携	・適切なサービス利用のための制度の普及・啓発
	市民(サービス提供事業所など) ・介護度に応じた適切かつ効果的なサービスの提供	

4章 家族と地域が支えあう元気なまち

4章 家族と地域が支えあう元気なまち

1節 家族・地域・人の絆づくり

1項 家族・地域の絆づくりの推進

基本方針

市民一人ひとりが互いを大切にし、支えあい、助けあいのもとでしあわせな生活を送ることができるよう、家族・地域・人の絆づくりに取り組みます。

図表：一般世帯の平均人員の推移（国勢調査）、人員別世帯割合の推移（国勢調査）、家族類型別割合の推移（国勢調査）

主要施策

4 - 1 - 1 - 家族・地域の絆づくりの意識啓発

(1) 家族・地域の絆を大切にする意識の啓発

家族や人を大切にし、生命を尊重する意識の醸成と、家族同士や人と人とのふれあいを促進するため、継続的な意識啓発活動を実施します。

また、家族や人の絆を、身近な地域の絆づくりへつなげるための啓発活動を実施します。

(2) 「家族の日」や「家族の週間」の設定

家族のふれあいの機会を創出するため、「家族の日」や「家族の週間」を設定し、地域団体や民間企業、商業者などと連携しながら、家族の絆を深められるような効果的な施策を実施します。

4 - 1 - 1 - 家族・地域をつなぐ取組の推進

(1) 家族・地域の絆づくり関連事業の充実

家族や地域の人々がふれあう機会を増やし、相互の絆を深められるよう、市が実施している施策・事業のうち、家族・地域の絆づくりに関連する事業の充実をはかります。

主な取組・事業の例（〔 〕は関連する主要施策）

- ・見守りネットワークなどによる地域福祉の推進〔 4 - 2 - 1 - 地域福祉活動の促進 〕
- ・両親学級など男女共生による次世代の育成〔 4 - 2 - 2 - 子育て支援体制の充実 〕
- ・在宅子育てサポート事業や地域ぐるみの子育て支援ネットワークの構築〔 4 - 2 - 2 - 子育て支援体制の充実 〕
- ・地域愛形成事業などによる市民協働の推進〔 4 - 3 - 2 - 市民活動の機会の拡充 〕
- ・社会教育施設を利用した家庭教育講座や世代間交流事業の実施〔 5 - 2 - 1 - 学習機会の充実 〕
- ・親子連れで参加できる各種イベントの開催〔 5 - 2 - 1 - 学習機会の充実 〕
...など

(2) 家族・地域ふれあい推進事業の実施

家族・地域の絆づくり関連事業の実施について、シンボルマークやキャッチフレーズなどを作成し、全市で統一的使用することなどにより、それぞれが相乗効果を発揮できるようなキャンペーンを展開します。

また、地域団体やNPOなどの民間が実施する、家族・地域の絆づくりの取組に対する支援策について検討します。

(3) 家族・地域をつなぐ新たな取組の検討

誰もが互いに支えあい、助けあう礎として家族や地域の絆の重要性が認識されるよう、地域に住む高齢者などの能力を活用して世代間の交流を推進する事業や、市民協働で地域振興を担う地域担当職員制度の創設など、新たな取組について検討を行います。

目標

指標	現状	21年度目標
家族・地域ふれあい推進事業 〔同事業による民間主体の事業実施数〕	0 (18年度)	3事業

市と市民の役割

取組事例	役割の内容	留意点
- (2) 家族・地域ふれあい推進事業の実施	市 ・シンボルマークやキャッチフレーズの作成および周知 ・民間事業の支援	・市民意識啓発や事業内容を周知するための工夫 ・事業の担い手の確保
	市民(地域団体、NPOなど) ・主体的な事業の実施 ・民間事業への参加	

4章 家族と地域が支えあう元気なまち

1節 家族・地域・人の絆づくり

2項 男女共生社会の確立

基本方針

お互いの人権を尊重しあい、市民一人ひとりが個性や能力を十分に発揮できるよう、男女共生社会の確立をめざします。

図表：固定的性別役割分担意識の経年変化

男女共生社会

「男女」という性別だけではなく、年齢、職業、身体状況、国籍などに関係なく、誰もが互いの人権を認め合い、一人ひとりが個性や能力を十分に発揮できる社会のこと。

主要施策

4 - 1 - 2 - 男女共生の意識啓発と実践

(1) 男女共生の意識啓発

男女共生社会についての理解を深めるため、市民行動計画を策定するとともに、フォーラム・出張講座の開催や資料の発行、定期的な情報発信により、意識啓発につとめます。

(2) 女性の参画機会の拡充

男女双方の多様な意見が反映される社会をつくるためのポジティブ・アクションとして、女性セミナーの開催や女性人材リストの充実を進め、方針や意思決定などへの女性の参画機会を拡充します。

図表：方針決定の場への女性の登用状況

ポジティブ・アクション(積極的改善措置)

様々な分野における男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供すること。

(3) 男女共生の実践体制の整備

有識者や公募市民で構成される秋田市男女共生推進会議との協働のもと、市が実施するあらゆる施策について、男女共生の視点に基づく評価・検証を進め、男女共生の実践体制の整備につとめます。

(4) 相談体制の整備

セクシュアル・ハラスメント やドメスティック・バイオレンス などの問題に適切に対応できるよう、法務局や労働局などの国の機関、女性相談所や県警本部などの県の機関と連携を強化しながら、相談体制や苦情処理体制の整備につとめます。

セクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)

就労や就学などで、相手方の意に反する性的な発言や行動によって、相手方に不快感や苦痛を与えること。

ドメスティック・バイオレンス

配偶者や恋人など、親密な関係にあるパートナーからの暴力のこと。

目標

指標	現状	21年度目標
女性の参画機会の拡充 〔市の審議会、委員会などへの女性参画率〕	31.2% (17年度)	検討中

市と市民の役割

取組事例	役割の内容	留意点
- (1) 男女共生の意識啓発	市 ・男女共生意識の啓発 市民（企業） ・仕事と私生活の両立支援 市民 ・男女共生への意識改革	・社会通念や慣行の中に、固定的性別役割分担意識が根強く残っている。

4章 家族と地域が支えあう元気なまち

2節 地域福祉の充実

1項 地域福祉の推進

基本方針

ともに支えあい助けあう地域づくりを推進するため、地域における住民主体の福祉活動や福祉ボランティア活動を促進します。

図表：イラスト「課題解決の基本構造」(地域福祉計画書の21頁)

主要施策

4 - 2 - 1 - 地域福祉活動の促進

(1) 地域福祉の推進

すべての市民が、支援が必要になっても住みなれた地域で安心して暮らせるよう、公的福祉サービスを整備し、医療・保健・福祉各分野の連携の強化と充実をはかるとともに、地域住民相互の支えあい、助けあいである共助の考え方のもと、すでに地域で行われている子育て支援活動や住民相互の見守り・声かけ活動などの実践事例の紹介、市内各地区でのワークショップの開催などにより、市民の自主的・主体的な地域福祉活動を推進し、地域における総合的な福祉サービス提供体制の整備をはかります。

図：「秋田市地域福祉計画の位置づけ」(「H18福祉の概要」8頁)

【新県都プラン】けやきのまちのしあわせプラン推進事業

【新県都プラン】地域福祉計画推進事業

(2) 地域福祉活動団体への支援

地域における福祉教育・福祉啓発活動や見守り・声かけ活動、子育て家庭への支援など、地域福祉活動の充実をはかるため、社会福祉法人秋田市社会福祉協議会 や民生児童委員協議会 など、地域福祉活動を担う団体の活動を支援します。

社会福祉法人秋田市社会福祉協議会

民生児童委員協議会

(3) 福祉ボランティア活動の促進

福祉ボランティア活動を促進するため、秋田市ボランティアセンターにおいて、地域福祉の担い手となるボランティアを育成するとともに、養成講座の開催、啓発・広報活動などを行い、福祉ボランティア活動を支援します。

イラスト：「ボランティア活動を楽しそうに行う人々」

秋田市ボランティアセンター

目標

指標	現況	21年度目標
福祉ボランティア活動の促進 〔福祉ボランティアの実登録者数(個人、団体)〕	個人 944名 団体 199団体(4,237名) (17年度)	個人 1,000名 団体 210団体(4,300名)

市と市民の役割

取組事例	役割の内容	留意点
- (1) 地域福祉活動の促進	市 ・地域福祉の理念の市民理解 と意識醸成の促進	・地域福祉の考え方をより多くの市民が理解し、実践できる環境の整備
	市民 ・地域福祉の実践	

4章 家族と地域が支えあう元気なまち

2節 地域福祉の充実

2項 児童福祉・子育て支援の充実

基本方針

子どもが健やかに育つことができるよう、地域における子育て支援体制の整備や仕事と子育ての両立の推進など、子育て家庭に対する支援の充実をはかります。

ひとり親家庭の自立を促進するため、家庭の状況に応じた効果的な支援策を進めます。

グラフ：「秋田市におけるひとり親家庭数の推移」

写真：「親子のふれあい広場の様子」

就学前児童の良好な育ちの場を確保するため、将来の保育需要や、ニーズに適した環境づくりを進めます。

グラフ：「就学前児童数に対する認可保育所入所児童数の割合の推移」

グラフ：「保育所等入所児童数の推移」

主要施策

4 - 2 - 2 - 子育て支援体制の充実

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

地域の中で子育てしやすい環境を整えるため、子育て支援を行う地域の団体との連携などにより、子どもの遊び場や親子のふれあいの場、親同士が交流できる機会を増やすほか、子育て相談や情報提供を行います。

写真：「親子のふれあい広場の様子」

(2) 子育て支援のネットワークづくり

地域主導による子育て支援活動を推進するため、モデル地域において、子育て支援団体の関係者による連絡会議や支援者研修会を実施することにより、子育てネットワークづくりを推進し、地域全体で子育て支援に取り組む体制を整えます。

(3) 仕事と子育ての両立の推進

仕事と子育ての両立と地域の子育て機能を高めるため、ファミリー・サポート・センター事業のPRを強化し、会員の拡大につとめるとともに、会員相互の援助活動ができるよう支援します。

写真：「ファミサポ研修会の様子」

ファミリー・サポート・センター事業

利用会員と協力会員が登録し、利用会員のニーズに基づき、その子どもを協力会員が自宅で預かる制度。

(4) 子どもの虐待防止対策

子どもの虐待の未然防止と早期発見・早期対応をはかるため、現在の児童虐待防止協議会を、法定機関である要保護児童対策地域協議会に移行することにより、虐待防止機能を強化します。

児童虐待防止協議会

児童虐待の未然防止や早期発見、早期対応のために必要な体制を整備することを目的として、行政、教育、医療機関および子育て支援者などで構成される協議会。

要保護児童対策地域協議会

児童虐待防止協議会が任意設置の協議会であるのに対し、本協議会は児童福祉法に規定された法定機関。対象を、虐待を受けている子どものみならず要保護児童とし、これまで以上に関係機関の円滑な連携・協力の確保が可能となるなどの機能強化がはかられる。

(5) 子育て家庭などへの医療費の助成

子育て家庭などへの経済的負担を軽減するため、乳幼児やひとり親家庭などの児童に対して、医療費の助成を行うほか、特定不妊治療などに要する費用を助成します。

(6) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の自立を促進するため、各々の家庭の状況に応じて、子育てや就労、経済的支援などの総合的な支援を行い、家庭環境の向上をはかります。

(7) 妊産婦保健事業

妊婦の疾病の早期発見、早期治療のために健康診査を実施するとともに、育児不安を抱く妊産婦への支援につとめます。また、訪問指導や妊娠・出産に関する相談、情報交換ができる場を充実し、母子の心身の健康をサポートします。

図表：妊婦健康診査、妊産婦・新生児訪問指導の状況、妊産婦に対する健康教育・相談の状況

(8) 乳幼児保健事業

乳幼児が心身ともに健やかに成長するよう、乳幼児健康診査を実施し、疾病や障害の予防、早期発見につとめるとともに、訪問指導や育児相談などの子育て支援の充実をはかります。

図表：乳幼児健康診査の受診者状況、母子訪問指導、乳幼児をもつ保護者に対する健康教育・相談の状況

(9) 小児救急医療の確保

子どもの急な病気やけがなどに対応するため、市立夜間休日応急診療所において初期救急医療を確保します。

目標

指標	現況	21年度目標
地域における子育て支援サービスの充実 〔子ども未来センター事業参加者のべ人数〕	73,664人 (17年度)	115,000人
仕事と子育ての両立の推進 〔ファミリー・サポート・センター会員数〕	利用会員 1,295人 協力会員 252人 (17年度)	利用会員 1,400人 協力会員 400人

4 - 2 - 2 - 保育サービス提供体制の整備

(1) 長時間延長保育事業の推進

入所児童の保護者の多様化する就労形態に対応するため、午後8時以降の長時間延長保育を行う認可保育所の増加をはかります。

【新県都プラン】児童福祉施設等整備推進事業

(2) 通常保育以外の保育需要への対応

パートタイム就労者や保護者の病気などにより、一時的に保育を必要とする需要に対応するため、一時保育に取り組む認可保育所に助成します。

(3) 乳幼児健康支援一時預かり事業

保護者の仕事などの事情により日中子どもの保育が出来ない家庭で、病気回復期のため保育所などでの集団保育が困難な子どもについて、医療機関などでの一時預かりを実施します。

(4) 民間活力を活用した保育サービスの提供

多様化する子育て家庭のニーズに迅速かつ柔軟に対応するため、公立保育所の民間移行など、民間活力を有効に活用した保育サービス提供体制の整備につとめます。

目標

指標	現況	21年度目標
検討中		

市と市民の役割

取組事例	役割の内容	留意点
- (2) 子育て支援のネットワークづくり	市 ・地域の子育て支援者が活動しやすい環境の整備	・地域主導による子育て支援活動や組織の自主的な運営
	市民 ・地域全体での子育て支援への理解と子育て支援活動への参加	
- (3) 仕事と子育ての両立の推進	市 ・ファミリー・サポート・センター事業の活用促進	・ファミリー・サポート・センター事業の効果的な周知
	市民 ・子育てを支えることの大切さの理解と子育て支援活動への参加	
- (7)(8) 子育て相談、支援体制の整備	市 ・健康診査体制の整備 ・健康教育相談の実施	・軽度発達障害や育児不安、育児ストレスを抱える家庭への支援体制の整備
	市民（医師、歯科医師など） ・専門知識や技術の提供 市民（地域保健推進員、民生児童委員） ・地域での子育て支援の実践	

4章 家族と地域が支えあう元気なまち

2節 地域福祉の充実

3項 障害者福祉の充実

基本方針

障害者が自らの能力を社会の中で発揮できるよう、障害者の社会参加を促進します。

図：「完全参加と平等」「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」(現行障害者プラン3頁)

図表：障害者数の推移(3障害別)

障害者が安心して生活できるよう、保健・医療・福祉にわたるサービス提供体制を整備します。

図：「完全参加と平等」「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」(現行障害者プラン3頁)

図表：障害者数の推移

障害者が住み慣れた地域で自立して生活できるよう、在宅福祉サービスを充実します。

主要施策

4 - 2 - 3 - 障害者の社会参加の促進

(1) 就労移行支援の推進

一般就労などを希望する障害者が、それぞれの適性にあった職業に就けるよう、就労移行するための支援計画に基づき、障害者職業センター やハローワークなどの関係機関と連携をはかりながら、就労支援を推進します。

障害者職業センター

(2) 精神障害者社会適応訓練事業

通常の雇用契約による就労が困難な精神障害者が、一定期間の就労訓練を通じ、集中力や円滑な対人関係を築く能力などの環境適応能力を養うことができるよう、協力事業所との連携をはかりながら社会復帰を支援します。

目標

指標	現況	21年度目標
就労移行支援の利用者数	検討中	

4 - 2 - 3 - 障害者サービス提供体制の整備

(1) 身体障害者手帳の交付

身体障害者がその障害の程度に応じて、福祉サービス、医療費の助成など各種の制度を円滑に利用できるよう、身体障害者手帳の交付事務を適切に行うとともに、交付期間の短縮化を検討します。

【新県都プラン】身体・知的障害者交通費補助事業

【新県都プラン】精神障害者交通費補助事業

グラフ：「身体障害者手帳交付者数の推移」

(2) 自立支援医療の給付

心身に障害のあるかたについて、障害の状態の軽減をはかるとともに、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、人工透析や人工関節の手術、児童にあっては体幹側湾症などの矯正治療など、必要な医療給付を行います。

体幹側湾症

(3) 身体障害者への医療費の助成

心身の健康保持と生活の安定をはかるため、65歳以上の高齢身体障害者や重度身体障害者に対して、医療費を助成します。

(4) 精神保健福祉相談および訪問指導

心の健康に問題を抱えている本人や家族などの相談に応じ、正しい知識や対処方法についての助言・指導を行うとともに、医療機関や精神保健福祉センターなどの関係機関を紹介します。

データ：「支援内容別訪問件数」、「嘱託医による心の健康相談日」、「保健師による心の健康相談実施状況」

精神保健福祉センター

医師や心理判定員、保健師などの職員で構成され、精神保健および精神障害者の福祉に関する知識の普及や精神保健福祉に関する相談および指導のうち複雑困難なものへの対応などを行う、都道府県が設置する技術的中核機関。

目標

指標	現況	21年度目標
健康相談（嘱託医による心の健康相談日） 〔相談回数、相談件数〕	24回開催 相談件数20件 (17年度)	24回開催 相談件数43件

4 - 2 - 3 - 障害者の地域生活の充実

(1) 居宅介護の推進

障害者の在宅生活を推進するため、入浴、排泄または食事の介護など、居宅での生活全般にわたる適切な援助サービスが提供されるよう支援します。

(2) グループホーム 整備の推進

障害者の入所施設などでの生活から、地域生活への移行が促進されるよう、グループホームの整備を支援します。

グラフ：「H15、H17、H21の利用者数の推移」(15、17は実績、21は障害福祉計画から)

グループホーム

障害者(知的障害者、精神障害者)が家賃等の一定の経済的負担をし、地域社会の中にある住宅(アパート、マンション、一戸建て等)において、世話人による食事の準備や金銭管理などの日常生活援助を受けながら数人で共同生活を営む場。

目標

指標	現況	21年度目標
居宅介護のサービス量	検討中	
グループホームの利用者数	検討中	

市と市民の役割

取組事例	役割の内容	留意点
障害者の地域生活の充実	市 ・障害者の地域における自立した生活の支援	・利用者ニーズの的確な把握とサービス提供体制の充実 ・ノーマライゼーションの理念の市民生活への浸透
	市民(サービス提供者) ・利用者のニーズにあった福祉サービスの提供	
	市民 ・ノーマライゼーション理念の理解による障害者との地域生活の実践	

4章 家族と地域が支えあう元気なまち

2節 地域福祉の充実

4項 高齢者福祉の充実

基本方針

高齢者一人ひとりが自立し、自分の能力をいかして積極的に社会にかかわることができるよう、高齢者の社会参加を促進します。

グラフ：「秋田市の高齢者人口の推移」 - 総人口、高齢者人口（前期、後期高齢者別人口）、高齢化率
介護認定者数、施設入所待機者数の推移

高齢者が住み慣れた地域で、いきいきと暮らせるよう、在宅サービスの充実をはかるとともに、施設において、高齢者自身の意思と自己決定を尊重した生活を送ることができるよう、サービス提供体制を整備します。

高齢者が要介護や要支援状態になることを予防し、健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、予防重視型の介護施策の充実に取り組みます。

主要施策

4 - 2 - 4 - 高齢者の社会参加の促進

(1) 生きがいつくりと健康づくりの推進

高齢者が気軽に立ち寄ることのできる憩いの場の提供や、老人クラブなどの地域における自主的な取組を支援し、生きがいつくりと健康づくりを推進します。

(2) 老人保健福祉月間の推進

老人の日(9月15日)を迎える9月を老人保健福祉月間と位置づけ、広報紙やホームページへの情報掲載、リーフレットの配布、出張講座の開催など、市民一人ひとりが高齢社会を身近なこととして関心を持ち、理解を深めるための運動を、秋田市老人クラブ連合会や社会福祉法人秋田市社会福祉協議会などの関係機関と協力しながら推進します。

目標

指標	現況	21年度目標
老人クラブ活動の活性化 〔老人クラブ数,老人クラブ会員数〕	クラブ 252団体 会 員 13,563人 (17年度)	クラブ 255団体 会 員 14,000人

4 - 2 - 4 - 高齢者サービス提供体制の整備

(1) 地域包括支援センター の設置・運営

各地域に地域包括支援センターを設置し、介護予防事業のケアマネジメント、高齢者や家族に対する総合的な相談・支援、虐待防止などの権利擁護事業などを行い、地域住民の保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援します。

地域包括支援センター

(2) 地域密着型サービスの提供

認知症 高齢者などの住み慣れた地域での生活を支えるため、要介護者を対象とした地域密着型サービスや、要支援者を対象とした地域密着型介護予防サービスを提供します。

認知症

成人に起こる認知(知能)障害。記憶、判断、言語、感情などの精神機能が減退し、その減退が一過性ではなく慢性に持続することによって日常生活に支障をきたした状態。

(3) 老人福祉施設の整備

要介護2から要介護5の認定者数が増加傾向にあることから、介護が必要な高齢者の生活を支援するため、入所待機者の多い特別養護老人ホームの重点的な整備を進めます。

目標

指標	現況	21年度目標
地域包括支援センターの設置・運営 〔地域包括支援センター設置数、介護予防ケアマネジメント取扱件数〕	0カ所 0件 (18年度)	10カ所 4,200件

4 - 2 - 4 - 高齢者の健康維持の促進

(1) 介護予防の推進

高齢者が要介護や要支援状態になることを予防し、健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、生活機能の維持・向上に着目した介護予防サービスを充実します。

(2) 介護予防事業に関する知識の普及・啓発

健康教育、健康相談などの取組を通して介護予防に関する知識の普及・啓発を行うとともに、地域の自主的な活動を支援します。

目標

指標	現況	21年度目標
検討中		

市と市民の役割

取組事例	役割の内容	留意点
- (1)(2) 高齢者へのサービス提供体制の整備	市 ・地域包括支援センターの設置 ・地域密着型サービスの提供 市民（町内会、民生委員） ・地域による見守り活動 市民 ・相互に助けあう地域づくりへの取組	・地域での協力体制の構築 ・地域密着型サービス事業者の誘致

4章 家族と地域が支えあう元気なまち
3節 市民の主体的な活動の実現
1項 市民による地域づくりの推進

基本方針

市と市民が連携して、地域の個性や特色をいかした魅力ある地域づくりを展開できるよう、(仮称)地域づくり組織などの結成を支援します。

地域づくり組織

地域の市民の意見を集約し、これを行政施策に反映させるとともに、地域の市民と市との協働によるまちづくり活動の提案等を行う組織を想定。

住民自治の充実をめざす市民協働と都市内地域分権の拠点施設として、(仮称)市民サービスセンターを整備します。

(仮称)市民サービスセンター

地域自治活動の振興をはかるため、町内会が行う自治活動を支援するとともに、地域自治活動の拠点であるコミュニティ施設の整備・充実につとめます。

主要施策

4 - 3 - 1 - 地域の自治活動への支援

(1) (仮称)地域づくり組織などの結成支援

小学校区単位などの地区を基礎として地区づくり組織を結成するとともに、7つの(仮称)市民サービスセンターごとに地域づくり組織を結成し、これらの組織と市が連携して、それぞれの役割を発揮し合うことにより、地域の個性や特色をいかした魅力ある地域づくりの展開をめざします。

(仮称)西部地域市民サービスセンターの開設に向け、地域づくり組織などの結成に向けた取組を支援するほか、西部地域の結成状況を見極めながら、他の地域における組織の結成に向けた検討を進めます。

地区づくり組織

地区内の各種団体のネットワーク化をはかり、それぞれの団体の人材を有効に活用するなど、相互に連携して地区内の課題に総合的かつ柔軟に対応できる組織。

(2) 町内会活動への支援

自治活動を支える町内会に対し、活動費の助成を通じて町内会活動を支援します。また、地域自治活動の拠点となる町内集会所の整備に対し、補助や貸付けなどの支援を行います。

目標

指標	現況	21年度目標
(仮称)地域づくり組織などの結成支援 〔(仮称)地域づくり組織の結成数〕	0 (18年度)	1

4 - 3 - 1 - 自治活動拠点の整備

- (1) (仮称)西部地域市民サービスセンター整備事業(21年度完了)
住民自治の充実をめざす市民協働と都市内地域分権の拠点施設の一つとして、(仮称)西部地域市民サービスセンターを、支所、公民館などの公共施設の複合化により整備します。
- (2) (仮称)北部地域市民サービスセンター整備事業
(仮称)北部地域市民サービスセンターの整備に向け、ワークショップなどを開催しながら、施設機能などの検討を進めます。
- (3) 河辺・雄和両市民センターの(仮称)市民サービスセンターへの移行の検討
(仮称)西部地域市民サービスセンターの開設後に、河辺・雄和両市民センターが市民サービスセンターへ移行できるよう、検討を進めます。
- (4) コミュニティセンター整備事業
地域自治活動の拠点となるコミュニティセンターを設置するとともに、老朽化の進む既存コミュニティセンターの改修を計画的に進めます。
- (5) (仮称)地域活動センターの開設(19年度完了)
文化、芸術などの広範な分野における交流を促すとともに、自主的な地域自治活動を支援するため、河辺・雄和両市民センターに(仮称)地域活動センターを設置します。

目標

指標	現況	21年度目標
(仮称)市民サービスセンターの整備 〔(仮称)市民サービスセンターの整備済施設数〕	0 (18年度)	1

市と市民の役割

取組事例	役割の内容	留意点
- (1) (仮称)地域づくり組織などの結 成支援	市 ・地域における人材・団体の ネットワーク化などへの 支援	・地域住民の主体的な組織結 成のための意識啓発 ・組織構成や運営のための財 源確保などの検討 ・(仮称)地域づくり組織など の役割の明確化
	市民 ・地域住民による組織結成に 向けた各種団体の実態把 握や意見調整	
- (2) 町内会活動への支援	市 ・地域自治活動に対する財政 支援	・町内会加入率の低下や高齢 化の進行に伴う町内会役 員のなり手不足
	市民(町内会など) ・地域自治活動の実施	
- (4) コミュニティセンターの管理・運 営	市 ・地域住民団体の育成指導	・地域住民のリーダーのなり 手不足による、既存コミュ ニティ施設への指定管理 者制度導入の遅れ
	市民 ・コミュニティ施設の管理・ 運営	

4章 家族と地域が支えあう元気なまち
3節 市民の主体的な活動の実現
2項 市民活動の促進

基本方針

市民主体の独自性ある地域づくりを担う各種の市民活動を促進するため、市民活動促進基本方針に基づく関連施策などを推進するとともに、市民活動への支援のあり方を検討し、市民活動の機会の拡充をはかります。

市民が自由な発想のもとに自主的・主体的な活動を行えるよう、市民活動の機会を拡充します。

図表：市民交流サロン概要（写真・利用の仕方など）

市民一人ひとりが市民活動への意欲を持てるよう、各種市民活動に参加しやすい環境をつくります。

図表：市民意識調査「市民活動への関心」「市民活動への参加」

主要施策

4 - 3 - 2 - 市民活動の機会の拡充

- (1) (仮称)西部地域市民サービスセンターへの地域活動支援機能の整備
(仮称)西部地域市民サービスセンターに、地域の団体などによる活動を支援するため、(仮称)地域づくり組織の事務室や各種OA機器などを配置した地域活動支援機能を整備します。
- (2) 地域愛形成事業の推進
市民が自分の住む地域に愛着を持って、地域の課題を解決していく仕組みを構築するため、現在、市が行っている事業などから市民による実施が可能なものを抽出し、市民自らが主体となって実施する事業提案を募集します。採用された事業提案は、提案した市民が主体となり、市と協力しながら事業を実施します。
- (3) 秋田市民交流プラザ市民活動育成・支援事業（活動支援）
団体や個人による自発的な市民活動の取組に対し、活動の促進を目的とした各種講座の開催や情報提供を行います。また、市内で活動する市民活動団体に対し、市民活動アドバイザーが相談・コーディネート業務などの側面的な支援を行います。

図表：サロン概要（写真・利用の仕方など）

目標

指標	現況	21年度目標
(仮称)西部地域市民サービスセンターへの地域活動支援機能の整備 〔地域活動支援機能の整備数〕	0 (18年度)	1
地域愛形成事業の推進 〔地域愛形成事業の提案対象事業数および実施(予定)件数〕	2 (18年度)	8

4 - 3 - 2 - 市民活動に参加しやすい環境づくり

(1) 秋田市民交流プラザ市民活動育成・支援事業（啓発）

市民活動に意欲を持つ市民に対し、市民活動のきっかけとなる講座の開催や情報提供、相談・コーディネート業務などを行い、市民活動に参加しやすい環境を整備します。

図表：市民意識調査「市民活動への関心」「市民活動への参加」

目標

指標	現況	21年度目標
秋田市民交流プラザ市民活動育成・支援事業 〔市民交流サロン年間利用者のべ人数〕	11,242人 (17年度)	14,000人

市と市民の役割

取組事例	役割の内容	留意点
- (2) 地域愛形成事業の推進	市 ・市民協働の機会の拡充	・提案対象事業を増やすための意識啓発手法の検討 ・市民が地域課題に主体的に取り組んでいくための意識啓発
	市民 ・自ら地域の課題に取り組むことができる体制づくり	
- (3)、 - (1) 秋田市民交流プラザ市民活動育成・支援事業（活動支援および啓発）	市 ・市民の自主的・主体的な活動がしやすい環境の整備	・既存の市民活動団体間が十分に連携できる環境の整備 ・意欲ある市民が容易に市民活動に参加できる環境の整備
	市民 ・自主的・主体的な活動の実施 ・市民活動への積極的な参加	

5章 人と文化をはぐくむ誇れるまち

5章 人と文化をはぐくむ誇れるまち

1節 文化の創造

1項 歴史資源の保存と活用

基本方針

郷土の理解を深め、価値を再認識できるよう、有形無形の歴史的な文化資産を、市民の財産として大切に保存し、活用を進めます。

図表：秋田市内の指定文化財数の推移（過去5年間）

主要施策

5 - 1 - 1 - 文化財の保存と活用の促進

(1) 文化財の指定と調査・保存

歴史・民俗・美術などの有形無形の文化資産の保存・活用をはかるため、文化財としての指定や調査を進めます。

(2) 史跡の保存・整備

史跡である秋田城跡や地蔵田遺跡などを、市民の郷土学習の場や地域資源として活用するため、保存・整備を進めます。

(3) 埋蔵文化財の保護

宅地開発や道路整備などから埋蔵文化財を保護するため、遺跡の発掘調査を行います。

埋蔵文化財

貝塚、古墳、土器など、文化財のうち地下に埋まっている文化遺産。

(4) 特別天然記念物カモシカの保護

防護網の支給や忌避剤の塗布などにより、農林業被害をおよぼす特別天然記念物カモシカを保護するとともに、人との共存をはかります。

(5) 秋田市史収集資料データベース化事業

市史編さん事業により収集・保存した資料を整理、データベース化し、市民が容易に閲覧、利用できるようにします。

市史編さん事業

秋田市の歴史に関する資料を集め、整理し、冊子として編集する事業。

(6) 歴史資料の収集と保存

古文書などの歴史資料の発掘と収集を継続的に行い、市民の文化的財産の保存をはかります。

目標

指標	現況	21年度目標
史跡秋田城跡整備事業 地蔵田遺跡整備事業	検討中	

市と市民の役割

取組事例	役割の内容	留意点
- (1) 文化財の指定と調査・保存	<p>市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財の調査、指定、修理 ・無形文化財の継承や保存の取組への支援 <p>市民</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に保有されている文化財情報の提供 ・文化財の適切な継承や保存 ・各種ボランティア活動への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの育成 ・ボランティア参加者の高齢化

5章 人と文化をはぐくむ誇れるまち

1節 文化の創造

2項 市民文化の振興

基本方針

一人ひとりの文化活動が、市民の心の豊かさを生みだし、まちの活力やにぎわいの創出につながるよう、活動の場における環境整備や支援を行います。

歴史や文化をいかしたまちづくりを進めるため、文化資産を保存し、展示する施設の整備を行います。

主要施策

5 - 1 - 2 - 文化・芸術活動への支援と顕彰

(1) 文化振興関係団体育成事業

コンサートや演劇・出版などの文化・芸術活動に事業費を支援することにより、その活動の促進と芸術鑑賞機会を拡大し、市民文化の振興をはかります。

図表：文化団体などに対する補助金および負担金の交付件数と交付金額（過去5年間）

(2) 文化振興基金の運用・活用

文化活動への支援や、芸術、学術における優れた業績を顕彰することにより、市民の自主的な文化活動を促進します。

図表：市民文化活動に対する助成金の交付件数と交付金額（過去5年間）秋田市文化選奨の表彰件数

(3) 顕彰事業

芸術、学術、産業、スポーツなどの分野において、文化振興や文化行政に功績のあった個人や団体を表彰し、顕彰します。

目標

指標	現況	21年度目標
文化振興関係団体育成事業 文化振興基金の運用・活用 顕彰事業	検討中	

5 - 1 - 2 - 文化施設の整備

(1) 既存文化施設の整備

優れた文化芸術の紹介と市民の文化活動の振興をはかるため、千秋美術館、赤れんが郷土館、文化会館などの文化施設の整備につとめます。

【新県都プラン】民俗資料館等整備事業

(2) 佐竹史料館の改築

佐竹氏と秋田の歴史や文化を市民にわかりやすく紹介するとともに、各文化施設への寄贈などによる資料の増加に対応するため、施設の整備をはかります。

(3) (仮称) 史跡秋田城跡歴史資料館の建設

秋田城跡の発掘調査の成果を展示するため、(仮称) 史跡秋田城跡歴史資料館の建設について検討を進めます。

目標

指標	現況	21年度目標
佐竹史料館の改築	検討中	

市と市民の役割

取組事例	役割の内容	留意点
- (1) 文化振興関係団体育成事業	市 ・多くの市民が文化・芸術に触れる機会を提供	
	市民 ・文化芸術活動への参加	
文化施設の整備	市 ・施設の計画的な整備と適切な管理運営	
	市民 ・文化財資料の提供 ・ボランティア活動への参加	

5章 人と文化をはぐくむ誇れるまち

1節 文化の創造

3項 スポーツ活動の推進

基本方針

平成19年開催の秋田わか杉国体を契機として、市民のスポーツに対する意識向上とともに、スポーツに親しむための基盤づくりを進めながら、市民が健康で明るく活力ある生活を送ることができるよう、生涯スポーツの振興をはかります。

一人でも多くの市民が様々な活動を通して国体にかかわることができるよう、市民総参加の心温まる国体の開催をめざします。

市民の誰もがスポーツに親しむことができるよう、スポーツ施設の整備充実と効率的な活用につとめます。

主要施策

5 - 1 - 3 - スポーツ活動への支援

(1) 秋田わか杉国体の開催

平成19年9月の秋田わか杉国体（第62回国民体育大会）の開催にあたり、市民の英知と力を結集して全国から参加する12,000人の人々の心に残る大会となるようにつとめます。

(2) スポーツに親しむ環境づくり

スポーツに親しむきっかけづくりと、継続してスポーツに親しめる環境づくりのため、エンジョイスports推進事業の充実をはかります。

(3) 指導者の育成

スポーツ指導者を対象に、新しい情報や専門的な知識・技能を習得するための講習会のほか、体育指導委員の資質向上のための研修会を開催します。

(4) スポーツ競技力の向上・支援

体育協会などの関係機関と連携し、競技力向上のための講習会やスポーツ心理学・医科学の専門家によるセミナーを開催するとともに、東北、全国大会などの競技大会に出場する選手に対する支援につとめます。

(5) スポーツ情報の提供

市民が興味・関心を持ち、積極的にスポーツに親しむことができるよう、意識調査などによりニーズを把握し、様々な広報媒体の活用による情報提供を行います。

(6) 総合型地域スポーツクラブ の設立支援と育成

地域住民が主体的に運営するスポーツクラブとして、総合型地域スポーツクラブ設立のための支援や育成をはかります。

総合型地域スポーツクラブ

地域住民が自主的に運営し、気軽にさまざまな種目に親しめる，地域に根ざした総合的なスポーツクラブ。

目標

指標	現況	21年度目標
スポーツに親しむ環境づくり 〔20歳以上の市民が週1回以上運動やスポーツを行う人の割合〕	31.8% (15年度)	50.0% (22年度)

5 - 1 - 3 - スポーツ施設の整備・活用

(1) スポーツ施設の整備

市民のスポーツへのニーズに対応し、市民が体力、年齢、技術に応じてスポーツに親しむきっかけづくりとなるよう、生涯スポーツの拠点となる施設の整備をはかります。

また、既存施設については、高齢者、障害者にも使いやすい施設となるようバリアフリーに留意しながら計画的な改修につとめます。

(2) 地域のスポーツ施設の効率的活用

市民が身近な場所で健康や生きがいづくりに取り組めるよう、スポーツ振興の拠点として、地域運動広場の整備を進めながら、小学校体育施設とともに効率的な活用をはかります。

目標

指標	現況	21年度目標
地域のスポーツ施設の効率的活用 〔スポーツ施設利用者数〕	553,664人	600,000人
〔学校体育施設利用者数〕	593,180人 (17年度)	610,000人

市と市民の役割

取組事例	役割の内容	留意点
- (3)、(5)、 - (1) 指導者の育成 スポーツ情報の提供 スポーツ施設の整備	<p>市</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設整備とスポーツに関する各種情報の提供 スポーツへの市民意識の啓発 指導者育成、資質向上 <p>市民</p> <ul style="list-style-type: none"> スポーツ意識の向上および積極的な参加 	<ul style="list-style-type: none"> 情報提供方法の確立 市民にとって利用しやすい施設としての整備

5章 人と文化をはぐくむ誇れるまち

1節 文化の創造

4項 国際交流活動の推進

基本方針

国際的視野と平和意識をもった人材の育成を進めるため、友好姉妹都市などとの交流を推進するとともに、交流成果を市民に還元し、市民の主体的な活動を促進します。

言葉や慣習などの異なる外国人住民に配慮した支援などにより、地域における国際化を推進します。

主要施策

5 - 1 - 4 - 国際交流活動への支援

(1) 国際理解の促進

世界の都市、市民との交流機会を提供するとともに、市民が主体となった多様な交流を促進することにより、市民の国際理解を深め、国際的な視野を持った人材の育成をはかります。

図表：ホームステイ事業の写真

(2) 特色ある友好姉妹都市などとの交流成果の市民還元

各友好姉妹都市などの特性、地域性をいかした特色ある交流事業により、市民への交流成果の還元を進めます。

図表：友好姉妹都市等の都市名、提携年月日

(3) 平和意識の醸成

恒久平和への願いを次代に継承していくため、国内外の様々な交流活動を通じ、市民の平和意識の醸成をはかります。

図表：非核宣言をしている自治体数

(4) 市民との連携による国際化の推進

秋田市姉妹都市フォーラム や国際交流団体との連携により、市民主体の国際交流を推進します。

秋田市姉妹都市フォーラム

市民主体による国際交流の推進と市民の異文化理解促進を目指し、本市友好・姉妹都市に縁のある市民が中心となって設立した団体。

目標

指標	現況	21年度目標
検討中		

5 - 1 - 4 - 多文化共生の地域づくり

(1) 外国人住民が暮らしやすいまちづくり

市民生活に必要な情報を、多様な言語によるパンフレットやホームページなどで提供するとともに、財団法人秋田県国際交流協会を中心とした各種専門家、関係機関との連携を進め、困りごとなどの相談体制を充実します。

図表：外国人登録者数の推移、「暮らしの伝言板（中国語編）」の冊子

(2) 多文化共生に向けた意識啓発

多様な文化的背景をもつ住民がともに認めあい、共生する地域社会の実現に向け、交流イベントへの参画、情報発信などにより、地域住民の異文化理解を深めます。

(3) 外国人住民へのボランティア支援

市内外国人住民の暮らしをサポートするボランティア団体などによる日本語教室の開催を支援します。

図表：「日本語教室の講義風景（写真）」

目標

指標	現況	21年度目標
検討中		

市と市民の役割

取組事例	役割の内容	留意点
- (1) 国際理解の促進	市 ・参加機会の提供 ・組織育成への支援	・自主的な活動の維持拡大 をはかる受け皿づくり
	市民 ・主体的な事業参画	

5章 人と文化をはぐくむ誇れるまち

2節 教育の充実

1項 社会教育の充実

基本方針

子どもから高齢者までのライフステージに応じた学習ニーズに応えるため、学習機会の拡充や情報提供の充実をはかるとともに、市民と行政の協働による「学び」の推進体制づくりにつとめます。

生涯学習の充実をはかるため、社会の変化や市民の学習ニーズに対応した社会教育環境を整備します。

児童の健全育成をはかるため、児童館などの計画的な整備を進め、放課後の安全な遊び場と体験活動の場を提供します。

主要施策

5 - 2 - 1 - 学習機会の充実

(1) 学習機会の拡充

市民のライフステージに応じ、乳幼児、青少年、成人、高齢者の各世代の学習と社会参加活動や、現代的課題や地域課題に関する学習機会の拡充をはかるとともに、様々な分野の指導者の養成と確保につとめます。

目標

指標	現況	21年度目標
学習機会の拡充	検討中	

5 - 2 - 1 - 学習環境と基盤の整備

(1) 公民館の整備

老朽化した公民館を時代に促した施設として整備し、多様化・高度化する市民の学習ニーズに的確に対応できる生涯学習環境の充実につとめます。

(2) 図書館サービスの充実

市民のニーズに対応した幅広い資料収集と情報提供につとめるとともに、図書館間の連携によるネットワークの形成を進めます。

また、ボランティアなどとの連携、協力をはかりながら、各種講座、資料展示会、幼児のおはなし会など自主事業の充実につとめ、多様な読書活動を推進します。

(3) 児童館等整備事業

市内小学校区ごとに子どもが安全で安心して遊べる場として児童館などを整備し、健やかな身体と豊かな心をはぐくみます。

目標

指標	現況	21年度目標
検討中		

5 - 2 - 1 - 青少年の健全育成の推進

(1) 放課後児童健全育成事業

日中、保護者がいない家庭の児童を放課後児童クラブで受け入れ、適切な遊びと生活の場を提供し、児童の健全育成をはかるため、放課後児童健全育成事業の充実につとめます。

(2) 児童館運営体制強化事業

利用児童数が多い児童館・児童センターに児童厚生員を配置し、児童の安全確保と事故防止をはかります。

児童厚生員

保育士、教諭などの資格を有し、児童館で児童の遊びを指導する職員のこと。

(3) 青少年非行の未然防止活動の充実

青少年非行の未然防止のため、県や警察などの関係行政機関や青少年健全育成団体などと連携し、少年指導委員による街頭指導、悩みや心配事を抱える少年や保護者を対象とした少年相談事業の実施、有害図書やビデオの自動販売機などといった有害環境の浄化活動を実施します。

目標

指標	現況	21年度目標
検討中		

市と市民の役割

取組事例	役割の内容	留意点
- (2) 児童館運営体制強化事業	市 ・ 児童厚生員の配置	・ 児童厚生員の人材確保
	市民 ・ 児童育成クラブ世話人への参加	

5章 人と文化をはぐくむ誇れるまち

2節 教育の充実

2項 学校教育の充実

基本方針

幼児一人ひとりの望ましい発達を促すため、豊かな感性と生涯にわたる人間形成の基礎をはぐくむことができるよう、幼児教育の充実と幼稚園教育の振興をはかります。

豊かな人間性・確かな学力・健やかな心身といった、徳・知・体のバランスがとれた、自立できる子どもを育成するため、小・中一貫した考えのもと、学校教育の内容充実をはかります。

また、様々な人との交流などにより共生の心を育てるとともに、いじめ・不登校対応や特別支援教育などについて、個に応じた多様な支援体制の強化を推進します。

生徒一人ひとりの適性を把握し能力の伸長をはかり、また社会において十分対応しうる人材を育成するため、高等学校等における教育内容や施設整備の充実を進めます。

多様化する教育内容に対応するとともに、安全対策や防災拠点としての活用も視野に入れたうえで、児童生徒の教育環境の維持・向上をはかるため、学校の施設・設備について、計画的に整備します。

教職員の資質能力の向上をはかるため、研修を体系的に実施し、今日的教育課題に適切に対応できる豊かな人間性と職務上必要な専門的知識・能力を育成します。

図表：研修体系の基本構造～ライフステージに応じた研修計画～

主要施策

5 - 2 - 2 - 幼児教育の充実

(1) 幼稚園就園奨励事業

希望するすべての幼児が幼稚園教育を受けることができるよう、保護者の所得状況に応じて経済的負担を軽減し、幼稚園への就園を奨励します。

(2) 幼稚園振興助成事業

幼稚園教育の充実と振興をはかるため、秋田市私立幼稚園協会の実施する事業

や個別幼稚園の施設整備に対する助成を行います。

図表：公開講座などの実施状況

目標

指標	現況	21年度目標
検討中		

5 - 2 - 2 - 小・中学校の教育の充実

(1) 豊かな感性をはぐくむ教育活動の充実

学校間交流、高齢者や障害のある人との交流などを実施し、様々な立場の人々を理解し共に生きていこうとする心をはぐくみます。

また、子どもたちが郷土への関心を高め、郷土のよさに気づくことができるよう、自然や文化の活用および社会教育施設の積極的な利用につとめます。

(2) 確かな学力を育てる学習指導の充実

生涯にわたって学び続ける基礎となる確かな学力を育てるため、基礎学力調査や指導主事による学校訪問、教科研修などをおして、個に応じた指導の充実と指導方法の工夫や改善につとめます。

(3) 体力の向上と健康の保持増進をはかる教育活動の充実

生涯にわたって運動に親しむ子どもを育てるために、児童生徒の体力に関する実態調査に基づき、個に応じた体力づくりを推進します。

また、健康教育・性教育・食教育の充実をはかり、豊かな心と健康な体づくりを推進します。

(4) 子ども一人ひとりに応じた支援活動の充実

障害のある子どもへの特別支援教育の実施や、不登校に悩む子どもへのカウンセリングなどを通じ、一人ひとりの子どもの心に寄り添い、深くかかわる生徒指導を推進し、児童生徒の自己実現をはかります。

また、いじめのない学校づくり・学級づくりを進めるとともに、いじめの早期発見やいじめられている子どもの側に立った全校体制での対応につとめます。

(5) 小・中一貫した考えに立った教育の推進

小・中学校の9年間で1つのスパンにとらえ、子どもの発達段階を考慮した連続性のある指導の工夫改善につとめます。

目標

指標	現況	21年度目標
検討中		

5 - 2 - 2 - 高等学校等の教育の充実

(1) 御所野学院高等学校の教育の充実

中高6年間にわたる一貫した教育課程の実施により、選択能力、自己決定能力、自己責任能力を身につけ、郷土の発展に貢献する人材育成をめざし、進路指導を核として、表現科や郷土学を実施するとともに、中高教員の連携による学習指導の充実に取り組みます。

(2) 秋田商業高等学校の教育の充実

「コミュニケーション・会計・情報・マーケティング」等実践的ビジネス能力の育成をめざし、学習内容、生徒指導、進路指導を充実し、生徒の多様なニーズに対応する適切な教育を実践します。

(3) 秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院の教育の充実

美術、工芸、デザインの知識や技術をもって社会に貢献できる人材の育成をめざし、秋田公立美術工芸短期大学との連携のもと、進路指導、生徒作品展の充実に取り組みます。

目標

指標	現況	21年度目標
検討中		

5 - 2 - 2 - 教育環境の整備

(1) 増改築等事業

建築後概ね40年経過し、老朽化が著しく、かつ構造耐力が低下している校舎・体育館について改築を行います。

【新県都プラン】小・中学校増改築等事業（河辺・雄和）

(2) 大規模改造等事業

建築後概ね20年以上経過し、老朽化が進んだ校舎・体育館について改修を実施し、機能回復をはかります。

【新県都プラン】小・中学校大規模改造事業（河辺・雄和）

(3) 耐震補強等事業

災害時などにおける児童・生徒の安全確保と地域の防災拠点として、昭和56年度以前に建設された校舎・体育館について、耐震診断および診断に基づく補強を実施します。

(4) 環境等整備事業

トイレの改修や機能が低下したグラウンドの整備、老朽化したプールなどの改築を進めます。

【新県都プラン】小・中学校プール改築事業（河辺・雄和）

【新県都プラン】小・中学校情報教育環境整備事業（河辺・雄和）

(5) 教職員研修推進事業

多様化する教育課題に対応できる指導体制の充実をはかるため、経験年数に応じた基本研修、校務分掌に基づく職務別研修、教科別・課題別の専門研修、本市の独自性をいかした特別研修などを実施し、教職員の資質能力の向上につとめます。

目標

指標	現況	21年度目標
耐震補強等事業 〔耐震化率〕	75% (18年度)	90%以上

市と市民の役割

取組事例	役割の内容	留意点
小・中学校の教育の充実	市 ・学校教育の内容の充実	・地域社会と学校の教育力の連携・融合
	市民 ・地域社会や家族の教育力の活用	

5章 人と文化をはぐくむ誇れるまち

2節 教育の充実

3項 高等教育の充実

基本方針

創造性豊かな人材を育成するため、大学課程の拡充など高等教育の内容を充実・向上させ、あわせて大学の地域貢献を進めます。

図表：我が国の高等教育の将来像（中央教育審議会答申）

時代に即した高度な教育・研究内容に対応できるよう、高等教育機関としての環境整備を進めます。

主要施策

5 - 2 - 3 - 高等教育の内容の充実

(1) 地方自治体、地域企業および大学コンソーシアムあきた における連携

秋田美術工芸短期大学で蓄積された高度な知識・技能を地方公共団体の政策や地域産業との共同研究で活用するなど、地域貢献を進めます。また、大学コンソーシアムあきたの連携公開講座、高大連携授業および単位互換制度 などを通じ、秋田美術工芸短期大学と他の高等教育機関の連携を進めます。

図表：「大学コンソーシアムあきた」の事業開催状況（本大学関係）

大学コンソーシアムあきた

秋田県内の高等教育機関の連携・交流により教育研究機能の強化とその成果の地域社会への還元をし、地域の発展に貢献するため、平成17年3月、秋田県内の大学などが設立。単位互換協定の運営、高大連携授業、連携公開講座、社会人講座などを推進している。

単位互換制度

県内の高等教育機関の単位互換協定に基づき、自らの大学の単位として他大学などの単位を認定できるようにする制度。

(2) 高等教育課程の充実と人材育成

秋田公立美術工芸短期大学の自己点検・評価をふまえ、他大学にはない個性・特色を一層明確化し、文化の向上と産業の発展に貢献し得る人材を育成します。

図表：我が国の高等教育の将来像（中央教育審議会答申）

(3) 市民に開かれた大学の実践

秋田公立美術工芸短期大学において、市民向けの各種公開講座を開催するとともに、市民が主体的に利用できる施設として、大学開放センター「アトリエももさだ」などの充実につとめます。

また、高齢社会における社会人教育対応を進め、学習機会を拡充していきます。

図表：公開講座などの実施状況

目標

指標	現況	21年度目標
地方自治体、地域企業および大学 コンソーシアムあきたにおける連携 高等教育課程の充実と人材育成 市民に開かれた大学の実践	検討中	

5 - 2 - 3 - 高等教育の環境の整備

(1) 高等教育の環境の整備

時代に対応した人材を育成するための教育内容を充実できるよう、老朽化した施設・設備の更新などにより高等教育環境を整備します。

目標

指標	現況	21年度目標
高等教育の環境の整備	検討中	

市と市民の役割

取組事例	役割の内容	留意点
高等教育の内容の充実	市 ・人材の育成	・少子化による高校卒業生数の減少
	市民（企業） ・正規雇用の拡充 ・企業の技術力向上	

4 重点・横断テーマ別推進計画

市政の課題を長期的に見据え、分野別将来都市像に設定した目標のなかで、優先的に取り組むべき重点的な課題や、複数の分野別将来都市像にまたがる横断的な取り組みが必要な課題が、重点・横断テーマです。

この項においては、3年間の重点・横断テーマとして位置づけた「市民協働・都市内地域分権の推進」「受益と負担の適正化」「次世代育成」について、具体的な取り組み方針、目標、関連主要施策などを定めています。

テーマ1 市民協働・都市内地域分権の推進

目標：市民協働の推進と都市内地域分権の具現化

現状

本市は、市民ニーズの多様化・高度化、厳しい財政状況、職員の削減など、多くの課題に直面しています。

また、地方分権の進展により地方の自立が求められることに伴い、これまで以上に市と市民の責任と役割が増大することが予想されます。

このような状況の中、これまでの行政サービスの水準を市のみで維持していくことは困難になるものと考えています。

課題

地域における行政サービスを、従前のように市だけで担うのではなく、町内会、ボランティア、NPO、あるいは新たな市民組織などの市民が必要に応じて市と連携しながら担う、という新たな仕組みを構築していく必要があります。

このため、市民協働と都市内地域分権の拠点となる（仮称）市民サービスセンターへの権限等の移譲や（仮称）地域づくり組織等の結成による地域住民の行政への参加機会の拡充等を進める必要があります。

目標達成に向けた3年間の戦略

（市民協働）

- ・行政サービスを、町内会、ボランティア、NPOなどの市民が必要に応じて市と連携しながら担う環境づくりを進めます。
- ・市民の行政への参加機会の拡大、地域の活動を活発にするための人材育成および市民への情報提供を積極的に進めていきます。

（都市内地域分権）

- ・（仮称）市民サービスセンターへの事務分散のあり方、予算の配分、権限の移譲などの検討を進めます。
- ・（仮称）西部地域市民サービスセンターを、支所、公民館などの公共施設の複合化により整備します。

- ・(仮称)西部地域市民サービスセンターの開設に向け、西部地域において、地域づくり組織等の結成に向けた取組を支援します。
- ・(仮称)北部地域市民サービスセンターの整備に向け、北部地域でワークショップなどを開催しながら、施設機能などの検討を進めます。

主要な取り組み(調整中)

テーマ2 受益と負担の適正化

目標：使用料や手数料などの行政サービスにおける受益と負担の適正化を計画的に進めます。

現状

- ・受益と負担の関係においては、本市におけるサービス利用に伴う使用料や手数料の実態を見ると、料金設定について必ずしも統一的な対応がなされておらず、適切かどうかという問題があります。
- ・また、サービスの受け手である受益者とサービス提供における原価(コスト)の負担者が異なる場合が多く発生しており、受益と負担の開きが大きすぎると、公平性や公益性が損なわれ適当ではありません。
- ・第4次秋田市行政改革大綱において、受益と負担の理念を明確化しています。

課題

- ・現在のサービス提供の目的や原価(コスト)の検証を行うとともに、「コスト低減」と「市民サービス向上」のための業務改善を十分に行い、市が提供する公共サービスの質や量、それに要する様々なコストを明確にしたうえで、市民の理解と合意を得ながら、受益と負担の適正化をはかる必要があります。

目標達成に向けた3年間の戦略

- ・コスト算定の明確化
受益と負担の明確化をはかるうえで基礎的データとなる行政サービスコストを明らかにするため、料金等の設定の対象となるコストの範囲や算定方法の明確化をはかります。
- ・コスト負担割合の明確化
算定されたコストを税金(市費)と利用者(受益者)でどの程度の割合で負担しあうのか、サービスがおよぶ範囲や程度、行政関与の度合いを考慮し、サービスの特性に応じた負担割合の明確化をはかります。

主要な取り組み(調整中)

テーマ3 次世代育成

目標：安心して子どもを生み育てられ、子どもたちが健やかに育つ社会の実現をめざします。

現状

- ・我が国の合計特殊出生率（1人の女性が生む子どもの数）は、第2次ベビーブーム以降ほぼ一貫して下がり続け、平成17年には1.25と過去最低を記録しました。本市は、これをさらに下回る1.17（平成16年）となっています。
- ・従来、少子化の主たる要因は、「未婚化」「晩婚化」であると考えられていましたが、これにプラスして、「夫婦の出生力の低下」という現象もクローズアップされてきました。

課題

- ・少子化が急速に進行することによって、経済成長の鈍化、税や社会保障の負担の増大、社会の活力低下など、地域の持続可能性を基盤から揺るがす事態をもたらすことが心配されています。
- ・子ども自身にとっても、同年代の仲間との交流の機会や、乳幼児とのふれあいの機会が減少していくことによって、たくましく、自立した責任感のある人間へと成長することが難しくなることが懸念されています。

目標達成に向けた3年間の戦略

- ・次世代育成を市政の重要課題に位置づけ、集中的・重点的な施策展開を行います。
- ・総合的な次世代育成支援体制を構築します。

主要な取り組み（調整中）

**第 4 22-24期計画および
25-27期計画の展望**

1 展望の意義

「22-24期計画および25-27期計画の展望」には、「19-21期計画」が次期計画へ継続している事業の基本的な方針を示すとともに、「19-21期計画」の期間終了後の平成22年度以降に新たに実施する見込の主要施策、取組・事業を掲載しています。

第11次秋田市総合計画の計画期間である平成27年までの9年間のうち、「22-24期計画」と「25-27期計画」に位置付けることを想定している主要施策、取組・事業を示すことにより、計画期間全体における施策の整合性や今後の展望などを明らかにしようとするものです。

2 分野別推進計画の展望

1章 豊かで活力に満ちたまち

1節 商業・工業の振興

産業振興により地域経済を活性化し、雇用を創出するために、地域経済への波及効果の大きい工業について、目に見える形での集積、活性化を進めます。また、地域に親しまれる商店街づくりや中小企業の経営基盤の強化を促進します。さらに、貿易の拡大や広域交通機能をいかした都市機能の集積を進めます。

主要施策、取組・事業	内容	備考
2項 企業立地・事業拡大の推進 起業と新規事業展開への支援策の実施 (展)空き店舗活用による創業者支援	検討中	新規施策
4項 貿易と物流の拡大 輸出入の均衡の取れた貿易振興策の実施 (展)ロシア産出エネルギー輸入等受け入れ促進事業	ロシアにおける東シベリア石油パイプライン計画やサハリンの天然ガス開発の動向を見据えながら、ロシア産出エネルギーの輸入等に関する研究・検討を行う。	新県都プラン
4項 貿易と物流の拡大 広域交通機能の向上とネットワーク化の促進 (展)秋田臨空港地区物流機能拡充事業	定期航空便の乗客および貨物の利用状況の推移を注視しながら、航空機材の大型化をはじめとする機能拡充を働きかける。	新県都プラン

2 節 農林水産業の振興

豊富な農林水産資源・消費市場・人材資源などを基盤とする地域性を踏まえた農林水産業の持続的な発展をめざし、地域に密着したきめ細やかな施策を戦略的に進めます。

3 節 交流人口の拡大

都市の求心力を高める多様な交流、連携を構築するために、通年滞在型観光の確立やコンベンション誘致を進めるとともに、中心市街地や臨港地区においてにぎわいの創出につとめます。

主要施策、取組・事業	内容	備考
(商工) 1 項 観光振興の推進 観光資源の整備と有効活用策の実施 (展)岩見温泉補修・整備事業	老朽化した岩見温泉を、観光客の立ち寄り湯として、また地域住民の保養の場として整備する。	新 県 都 プ ラ ン
1 項 観光振興の推進 都市と農村間の交流の促進 (展)スーパー農園整備事業 (河辺)	市民や都市住民などの多様なニーズに対応した区画・設備などを備えた質・量ともにグレードの高い市民農園を整備し、これを核としながら、農林業・農村地域の多様な資源を活かしたグリーンツーリズムや農園活用生活スタイルの定着をはかる。	新 県 都 プ ラ ン

2 章 「緑あふれる環境を備えた快適なまち」計画

1 節 環境の保全

住みよい環境を保全し次世代へ継承するために、自然環境への負荷を少なくしていくとともに、循環型社会の構築に向け、廃棄物の適正処理と地域資源の総合的な利活用を進めます。

主要施策、取組・事業	内容	備考
2項 循環型社会の推進 廃棄物の適正処理の推進 (展)総合環境センター緑地整備事業	総合環境センターの土地利用状況と地形をい かし、計画的に緑地を整備する。	新 県 都 プ ラ ン

2 節 都市基盤の整備

利便性の高い都市基盤を整備し、快適なまちづくりを進めるため、コンパクトで成熟した市街地の形成、公園整備や景観形成、都市緑化の推進、公的賃貸住宅や住宅市場の整備や良質な水道サービスの提供と生活排水の衛生的な処理を進めます。また、道路網全体の整備を進めるほか、災害時の避難場所など既存道路への新たな機能の付加や有効活用などをはかるとともに、地域特性や利用状況に応じた公共交通形態の再構築を行い、少子高齢社会にも対応した市民の移動手段の確保と充実に取り組みます。さらに、多くの市民が情報を活用できる環境整備を進めます。

主要施策、取組・事業	内容	備考
1 項 秩序ある都市環境の 形成 土地区画整理の実施 (展)新秋田市都市計画マスタープラン策定事業	課題の整理、理念・目標を検討し、総合都市計画における将来人口フレーム、土地利用の方針を検討する。また、市民の意見を反映させ、策定委員会等において、実現化の方策や構想をとりまとめ、秋田市総合都市計画案を策定し、都市計画法で定められた手続きを経て確定する。	新 県 都 プ ラ ン
1 項 秩序ある都市環境の 形成 土地区画整理の実施 (展)新秋田市国土利用計画策定事業	土地利用、社会・経済現況、各種計画の調査を行い、分析、および将来検討を行い、土地利用方針に基づく、市全域の土地利用計画を策定する。	新 県 都 プ ラ ン

主要施策、取組・事業	内容	備考
1 項 秩序ある都市環境の形成 土地区画整理の実施 (展)秋田駅東拠点地区土地区画整理事業	秋田駅周辺地区まちづくり総合支援事業の整備計画に基づき、都市機能の受皿となる基盤整備を行う。	新 県 都 プ ラ ン
2 項 住宅環境の整備 良質な住宅の確保 (展)秋田市住宅マスタープラン推進事業等	「快適体感 しあわせ住まいづくり」を基本目標に掲げ、住宅のバリアフリー化、防災に配慮した住宅市街地の形成、良質な住宅ストックの形成、まちなか居住および雪との共生の5つを重点テーマにした施策の推進と施策を支える情報の提供を行う。	新 県 都 プ ラ ン
3 項 上下水道サービスの提供 生活排水の適切な処理 (展)農業集落排水事業	検討中	新 県 都 プ ラ ン
4 項 道路整備の推進 幹線道路の整備 (展)幹線道路整備事業	都心部や交通拠点などを効率的に連結するため、幹線道路を整備し、道路ネットワークを構築する。 ・大浜上新城線 ・石川和田駅線	新 県 都 プ ラ ン
4 項 道路整備の推進 地域内道路の整備と維持管理 (展)道路改良事業	都市内の渋滞緩和や自転車交通の円滑化を進めるため、利便性の高い生活道路網を整備する。 ・東萱森線 ・前田1号線 ・鹿野戸安養寺線 ・中ノ沢線 ・芝野橋線	新 県 都 プ ラ ン
4 項 道路整備の推進 地域内道路の整備と維持管理 (展)橋りょう修繕事業	施設の保全と延命化を図るため、計画的に橋りょうの補修を行う。 ・本田妙法線本田橋	新 県 都 プ ラ ン
6 項 情報環境の充実 情報環境の整備 (展)ケーブルテレビ施設整備事業	第三セクター(CNA)による河辺・雄和地域および市内周辺地域へのケーブルテレビ幹線の整備・延伸をはかる。	新 県 都 プ ラ ン

3 章 健康で安全安心に暮らせるまち

1 節 安全な生活の実現

市民の安全を守るために、災害発生時に迅速に対処できる防災体制の構築、地域での防災力の強化につとめるとともに、災害や雪に強いまちづくりを推進します。また、犯罪被害から市民を守る地域におけるセーフティネットの構築や交通安全活動を促進します。

2 節 安心して暮らせる毎日の実現

市民の健康で安心した暮らしのために、消費者トラブルの防止、安心な食生活の実現につとめます。また、健康寿命を延ばす疾病予防策、感染症の防止、心の健康に関する意識啓発などを行うとともに、保健・医療および消防・救急体制の充実に取り組みます。さらに、社会保障制度の適正な運営につとめます。

4 章 家族と地域が支えあう元気なまち

1 節 家族・地域・人の絆づくり

家族の大切さを見つめ直し、家族から地域へ、地域から社会へ、さらには次の世代へと家族・地域・人の絆づくりを進めます。また、誰もが互いを認めあい、一人ひとりが個性や能力を十分に発揮できる社会の確立をめざします。

主要施策、取組・事業	内容	備考
2 項 男女共生社会の確立 男女共生の意識啓発と実践 (展)男女共生社会への市民行動計画の策定	検討中	新規施策
2 項 男女共生社会の確立 男女共生の意識啓発と実践 (展)男女共生に関する条例制定の検討	検討中	新規施策

2 節 地域福祉の充実

「公(行政)」「共(地域)」「私(市民一人ひとり)」の役割分担による支えあい、助けあいのもと、児童福祉・子育て支援、障害者福祉、高齢者福祉などの充実をはかり、誰もが身近な地域で、生きがいを持って健康に暮らせる地域づくりをめざします。

主要施策、取組・事業	内容	備考
3 項 障害者福祉の充実 障害者サービス提供体制の整備 (展)障害者福祉施設整備推進事業	障害福祉サービスセンターの老朽化に対応し、改修工事を行う。	新県都プラン
4 項 高齢者福祉の充実 高齢者サービス提供体制の整備 (展)老人福祉施設整備推進事業	老人いこいの家などの老朽化に対応し、改修工事を行う。	新県都プラン

3 節 市民の主体的な活動の実現

市民が自治を自分のことと考へ、市と市民がそれぞれの責任と役割を認識し、地域課題を迅速かつ効果的に解決できるよう、市民による主体的な活動の支援と活動拠点の整備に取り組みます。

主要施策、取組・事業	内容	備考
1 項 市民による地域づくりの推進 自治活動拠点の整備 (展)(仮称)東部地域市民サービスセンター整備事業	用地の検討を含め、公共施設などの設置状況や老朽度、地域の実情などを踏まえて計画的に整備の検討を進める。	新県都プラン
1 項 市民による地域づくりの推進 自治活動拠点の整備 (展)(仮称)南部地域市民サービスセンター整備事業	用地の検討を含め、公共施設などの設置状況や老朽度、地域の実情などを踏まえて計画的に整備の検討を進める。	新県都プラン
1 項 市民による地域づくりの推進 自治活動拠点の整備 (展)(仮称)中央地域市民サービスセンター整備事業	秋田市庁舎の新築にあわせ、計画的に整備の検討を進める。	新県都プラン

5章 人と文化をはぐくむ誇れるまち

1節 市民文化の創造

まちの魅力を高め、市民の郷土愛と誇りをはぐくむために、施設整備等により文化資産の保存や活用につとめるなど、歴史や文化をいかしたまちづくりを進めます。

また、誰もが充実した生涯をおくれるよう、文化活動、スポーツ活動に取り組める環境の整備を進めるとともに、国際的な視野を持った人材育成と世界に広がるパートナーシップを構築します。

主要施策、取組・事業	内容	備考
2項 市民文化の振興 文化施設の整備 (展)民俗資料館等整備事業	河辺・雄和地域の民俗関係資料館等の施設設備を整備するとともに、文化財各部門の資料を収蔵するために共用収蔵施設の整備を検討する。	新県都プラン

2節 教育の充実

誰もが目標に向かって成長し、希望に満ちた生活をおくることができるよう、生涯を通じて学びたいという市民の学習ニーズに応えるため、学習機会に関する情報提供の充実や施設等の整備につとめます。

また、幼児期から高等学校段階までを通じて、指導体制の充実につとめるとともに、学校の規模や配置の適正化も含め施設の整備を計画的に進め、教育環境の維持・向上に取り組みます。

さらに、高等教育機関の教育・研究水準を高めつつ安定した経営を進めるために、大学コンソーシアムあきたを通じた単位互換協定など、大学間連携を密にします。

秋田公立美術工芸短期大学においては、組織、機能強化を進めるとともに、地域貢献に積極的に取り組みます。

主要施策、取組・事業	内容	備考
2項 高等教育の充実 高等教育の内容の充実 (美短) 独立行政法人化への取り組み	秋田公立美術工芸短期大学の独立行政法人化への取り組みを行う。	新規施策

第 5 地域別整備方針